

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状 2016



はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2016」を作成しました。2015年度の成果や経営戦略、事業内容、決算内容、今後の方針などをわかりやすく説明しています。

本誌が、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

会社概要 (2016年3月末日現在)

会社名：損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
設立：1981年(昭和56年)7月
営業開始：1982年(昭和57年)4月
資本金：172億5千万円
総資産：2兆4,380億円
保有契約高：21兆6,421億円(個人保険と個人年金保険の合計)
本社所在地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL:03-6742-3111(代表)
公式ウェブサイト <http://www.himawari-life.co.jp/>
取締役社長：高橋 薫
従業員数：2,823名
株主：損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(100%)

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 経営基本方針

1. サービス品質の追求

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される生命保険会社を目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢

生命保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6. 活力ある風土の実現

組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

目次

トップメッセージ	1	お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して	
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革	3	保険金等支払管理態勢	30
トピックス	4	保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて	30
SOMPOホールディングスの概要	6	保険金等のお支払い状況	31
SOMPOホールディングスの概要	7	内部統制の整備	32
経営について	10	利益相反管理基本方針の概要	35
新中期経営計画(2016-2020年度)	11	コンプライアンス態勢	36
財務の健全性		反社会的勢力への対応	39
格付け	13	お客さま情報の保護	40
ソルベンシー・マージン比率	13	戦略的リスク経営(ERM)	
実質資産負債差額	14	戦略的リスク経営に関する態勢	46
基礎利益	14	戦略的リスク経営の運営	47
逆ざやの状況	14	リスクカテゴリー別の管理	49
MCEV	15	生命保険契約者保護機構	
責任準備金の積立状況	16	生命保険契約者保護機構とは	50
主要業績の推移		CSRの取組み	52
直近事業年度における事業の概況	17	企業の社会的責任(CSR)	53
損益の状況	17	グループCSR重点課題	53
主要業績の推移	17	CSRの活動事例	54
収支の状況	19	商品・サービス体制について	58
資産・負債の状況	21	ご契約の流れ	59
2015年度の一般勘定資産の運用状況	23	保険金・給付金のお支払いまでの流れ	60
業務品質向上に向けた取組み		お申込みに際してのお客さまへの情報提供	61
業務品質向上推進態勢	25	情報開示	63
カスタマーセンターのご案内	29	販売チャネルのご案内	64
		商品ラインアップ	65
		健康・生活応援サービス	68
		教育・研修の概略	69
		データファイル	
		コーポレート・データ	73
		業績データ	89
		用語集	146

トップメッセージ



取締役社長

高橋 薫



はじめに

平素より、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。1日も早く復興されるよう、お祈り申し上げます。

当社は、被災されたお客さまに1日も早く迅速正確に保険金・給付金等をお届けすることこそが、保険会社としての使命と考えております。今後も被災された皆さまや被災地の復旧に少しでもお役に立てるよう、全社を挙げて取り組んでまいります。

2015年度を振り返って

2015年度は、4月に限定告知医療保険の新商品(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売し、これまで、健康上の理由などでご加入いただけなかったお客さまにも、通常の医療保険とできるだけ同様の保障内容を提供できるようになりました。当社の「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)(2014年5月発売)と共に、お客さまから大変ご好評をいただき、発売以来の申込件数が合算で60万件を超えました。(2016年3月現在)

2012年度からの前中期経営計画期間中においても、このような医療保険を中心とした、保障性商品の販売を軸とした戦略を志向してきた結果、当社のMCEVは着実に積み上がってきました。その結果、毎年100億円水準の当期純利益をコンスタントに上げる事ができる保有基盤を構築することができました。

第2の創業へ

2016年度は、新中期経営計画の始まりの年となります。当社はこの中期経営計画を第2の創業と位置づけ「今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベティブな生命保険会社としてIFRSベース500億円水準の利益を生む会社」を目指します。また同時に、「安心・安全・健康のフロントランナー」としての確固たるひまわりブランドを確立し、高い業務品質を実現しながら、生命保険のその先、国民の皆さまが健康になることを応援する「健康応援企業」へ変革を遂げます。そのためには、商品・サービス・販売チャネルが三位一体となったビジネスモデルを構築する新成長戦略の確実な実行と、競争力を加速するための抜本改革として、非連続な生産性の向上を図ってまいります。

「安心・安全・健康のテーマパーク」を目指して

SOMPOホールディングスグループでは、お客さまの幅広いライフステージや日常生活において「安心・安全・健康」を総合的にサポートし、お客さまの人生に笑顔をもたらす「安心・安全・健康のテーマパーク」を目指します。

そのためにも、グループの中核生命保険会社である当社は、新中期経営計画を具体的かつ着実に実行し、生命保険のその先へ、お客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」を目指します。今後とも、既成概念にとらわれず、健康を軸にした新たな商品・サービスの開発にチャレンジし、業界のフロントランナーとしてのブランドを確立していく所存です。

皆さまには、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

2016年7月

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革

1980	損保ジャパンひまわり生命	日本興亜生命
<p>1981年(昭和56年)7月 「アイ・エヌ・エイ生命」設立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1981年(昭和56年)7月 Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立 ● 1982年(昭和57年)4月 営業開始 ● 1983年(昭和58年)4月 安田火災海上保険株式会社と業務提携 	
<p>1990</p> <p>1997年(平成9年)1月 「アイ・エヌ・エイひまわり生命」に改称</p> <p>2001年(平成13年)1月 「安田火災ひまわり生命」に改称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1996年(平成8年)10月 安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始 ● 1997年(平成9年)1月 社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1996年(平成8年)8月 日本火災海上保険株式会社の100%出資で「日本火災パートナー生命保険株式会社」設立 ● 1996年(平成8年)10月 興亜火災海上保険株式会社の100%出資で「興亜火災まごころ生命保険株式会社」設立 ● 1996年(平成8年)10月 営業開始
<p>2000</p> <p>2002年(平成14年)7月 「損保ジャパンひまわり生命」に改称</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1996年(平成8年)8月 「興亜火災まごころ生命」設立 ● 2001年(平成13年)4月 合併 「日本興亜生命」誕生 ● 2001年(平成13年)1月 安田火災が株式を過半数取得 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更 ● 2001年(平成13年)12月 安田火災が株式を100%取得 ● 2002年(平成14年)7月 株式会社損害保険ジャパンの発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年(平成13年)4月 日本火災と興亜火災の合併に伴い、日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し、「日本興亜生命保険株式会社」が誕生
<p>2010</p> <p>2011年(平成23年)10月 合併 「NKSJひまわり生命」誕生</p> <p>損保ジャパン日本興亜ひまわり生命</p> <p>2014年(平成26年)9月 「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命」に改称</p>	<p>損保ジャパン日本興亜ひまわり生命</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2010年(平成22年)4月 株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の経営統合によるNKSJホールディングス株式会社の設立とともに、NKSJグループの傘下に入る ● 2011年(平成23年)10月 損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」が誕生 ● 2014年(平成26年)9月1日 NKSJグループが、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更することに伴い、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更 	

トピックス

医療保険(新・健康のお守りシリーズ)の申込件数が60万件を突破!

2016年3月24日に、医療保険(新・健康のお守りシリーズ)の申込件数が60万件を突破しました。

医療保険(新・健康のお守りシリーズ)とは「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)(2014年5月2日発売)と、「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)(2015年4月2日発売)の2商品です。

『新・健康のお守り』はお客様のニーズに応じてカスタマイズできる多彩なオプション保障を備えています。また、『新・健康のお守り ハート』は『新・健康のお守り』へのご加入を、健康上の理由等で断りさせていただいたお客様にも、できるだけ同様の保障内容を提供するために発売しました。両商品とも発売以来、お客様から大変ご好評をいただいております。



ウェアラブル端末の活用について

2016年2月に、当社と米国のウェアラブル端末企業であるFitbit, Inc(以下「フィットビット社」)は、当社のお客様を対象に、健康で活動的な生活を応援する取組みを共同で開始することに合意しました。

本取組みとして、①心拍数の計測が可能なフィットビット社製ウェアラブル端末を約3,000人の社員を対象に配布し社員の健康増進を後押しします。②健康保険組合との連携のもと、社員の健康情報とフィットビット社製ウェアラブル端末を通じて収集できる活動データをもとに、疾病と活動データの因果関係を分析します。③お客様の健康を応援するため、一部のお客様にフィットビット社製ウェアラブル端末を貸与し、お客様の同意のもと、革新的な保険商品の開発検討に資する活動データを収集します。



インターネット申込み開始

2015年7月29日より、パソコンで生命保険にお申込みいただけるインターネット申込みを開始しました。本サービスでは、ご好評をいただいている「医療保険(2014)」のうち、シンプルな保障でわかりやすい医療保険『新・健康のお守り』と、当社通販販売で人気の高い女性のための医療保険『フェミニヌ』の2種類について、お客様がご自宅などで簡単にお申込みいただくことが可能となりました。

<p>新健康のお守り (医療保険(2014)0型・9割Ⅱ型・100日型)</p> <p>特徴①: 保障は一生運 特徴②: シンプルな保障に限定し、お財布にやさしい保険料を実現 特徴③: 三大疾病による入院の場合、日数無制限で保障</p>	<p>女性のための入院保険 フェミニヌ Feminine (医療保険(2014)0型・9割Ⅱ型・100日型)</p> <p>特徴①: 3年毎に150,000円(税)を掛け取れる 特徴②: 女性に多い病気や全てのがんによる入院の給付金額を上限として保障 ※プランIの場合の生存給付金</p>
--	--

ISO14001認証取得

2016年1月13日に、新宿本社ビルを適用範囲としてISO14001^{*1}の認証を取得しました。今後も、社会的課題の解決に資する先進的な商品・サービスの開発・提供などを通じてレジリエント^{*2}で持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

- ※1 ISO(国際標準化機構)が制定した環境マネジメントシステムの国際規格です。企業の活動によって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを回すことが求められています。
- ※2 弾力性のある柔軟な回復力を備えた、強靭な

電話による契約者貸付・保険証券再発行サービスの開始

2015年9月7日から、個人で保険契約にご加入いただいているご契約者さまからの「電話による契約者貸付*の受付」を開始しました。

また、2016年2月22日から、ご契約者さまからの「電話による保険証券再発行の受付」を開始しました。両サービスにより、請求書類のご提出が不要となりますので、ペーパーレスかつスピーディーなお手続きが可能となりました。

※ご契約者さまが、一時的に資金を必要とされる場合などに、生命保険を解約することなく、解約返戻金の一定の範囲内で貸付を受けられる制度です。

【電話による契約者貸付サービスの概要】

①	ご利用いただけるお客さま	ご契約者さまご本人
②	対象となるご契約	ご契約者さまが個人または個人事業主となっているご契約
③	貸付金額	300万円以下
④	貸付金の送金先口座	ご契約者さま本人名義の保険料振替口座

【電話による保険証券再発行サービスの開始】

①	ご利用いただけるお客さま	ご契約者さまご本人
②	対象となるご契約	すべてのご契約(法人契約含む)

みんなのひまわりプロジェクト

当社は、2012年7月に特設ウェブサイトを開設し、親子で気軽に参加できる、「みんなのひまわりプロジェクト」をスタートしました。

子どもたちが種からひまわりを育てるよろこび、花を咲かせる感動をみんなと分かち合うことで、幸せな笑顔がどんどん増えていくことを願った取り組みです。

2015年7月～8月には、株式会社フジテレビジョン主催の「お台場夢大陸～ドリームメガナツまつり～」の一環である「みんなのひまわり広場」に特別協賛しました。来場した方々の輝く幸せな笑顔と想いで笑顔の輪を広げました。

「みんなのひまわりプロジェクト」は2016年度も継続して実施しています。詳細は、54ページをご覧ください。

ダイバーシティ(多様性)尊重への取り組み

2016年2月に、当社は同性パートナーを受取人とする契約の取扱いおよびご家族の連絡先に同性パートナーを指定する取扱いについて、従来の確認を一部省略し、よりスムーズにお手続きいただける取扱いを開始しました。

当社では、同性パートナーを受取人に指定されるご契約について、渋谷区にて発行される「パートナーシップ証明書」の写しを提出いただくことなどで、従来行っていた確認を一部省略し、よりスムーズにお手続きいただける取扱いとしました。

	項目	今までの取扱い	今後の取扱い
①	同性パートナーを受取人とするご契約の取扱い	同居実態や戸籍上の配偶者の有無など、被保険者と受取人の関係などを確認	「パートナーシップ証明書」の提出などにより従来の確認を一部省略
②	ご家族連絡先に同性パートナーを指定する取扱い	お申し出に対して個別に判断	原則としてお申し出に沿い登録

SOMPOホールディングスの概要

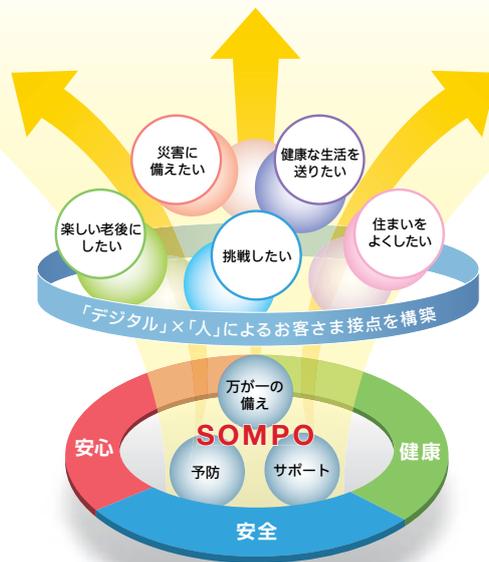
SOMPOホールディングスの概要 7

SOMPOホールディングスの概要

SOMPOホールディングスグループでは、これまで「保険の先へ、挑む。」というブランドスローガンのもと、保険事業を中核として、介護事業やリフォーム事業など事業領域を拡大してきました。新中期経営計画では、新たな事業機会の探求、既存事業の品質向上・サービス領域の拡大や事業間の連携を通して、それぞれの事業・サービスを各分野において魅力ある特徴をもったアトラクションに進化・充実させていきます。あわせて、「人」によるお客さまに寄り添ったサービスに加えて、「デジタル技術」を活用したお客さまとの接点を拡充していきます。

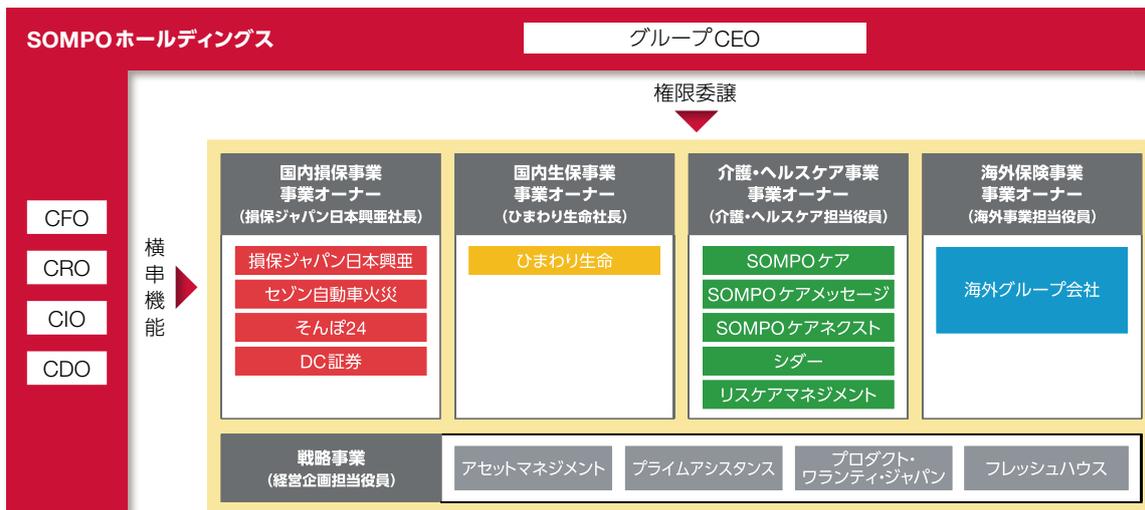
これらの取組みを通じて、SOMPOホールディングスグループは、お客さまの幅広いライフステージや日常生活において「安心・安全・健康」を総合的にサポートし、お客さまの人生に笑顔をもたらす『安心・安全・健康のテーマパーク』に進化することで、グループ経営理念である「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供する」を具現化させていきます。

**「万が一のときに役立つSOMPO」から
「お客さまの人生に笑顔をもたらすSOMPOへ」**



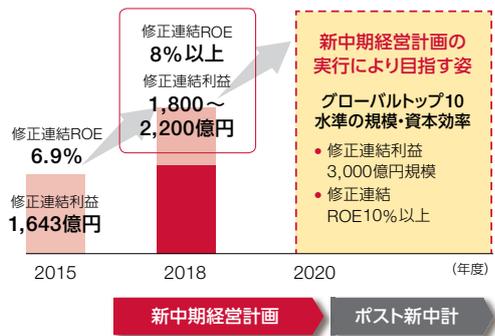
各事業部門(国内損保事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業)のトップを事業オーナーと位置づけ、事業オーナーに事業戦略立案・投資判断・人材配置などの権限を委譲し、大きな環境変化に対して、お客さまにより近い事業部門が柔軟かつ敏捷な意思決定・業務執行を行うグループ経営体制に2016年4月から変更しました。これによって、各事業領域において存在感ある優位性を確立・強化することで、成長を続けていきます。

また、持株会社は、デジタル戦略などのグループ横断の重要課題への対応および事業部門間の連携を強化する体制を構築し求心力を発揮することで、「安心・安全・健康」に資するトータルサポートサービスの創出、新たな事業創造・既存事業の領域拡大をしていきます。



『安心・安全・健康のテーマパーク』への各事業の取り組み

新中期経営計画では、各事業の魅力を徹底的に高めると同時に、デジタル技術を活用したサービス拡充やお客さま接点の強化、事業間連携などに取り組み、将来的にグローバルトップ10水準の規模および資本効率の実現を目指します。計画の折り返し地点となる2018年度に定量的な経営目標を設定し、各事業部門の成長にとどまらず、M&Aやデジタル戦略による新たなビジネスモデルや事業間連携によって、『安心・安全・健康のテーマパーク』の構築を進めていきます。



- 生命保険のその先へ、お客さまが健康になることを応援する『健康応援企業』へ
- 「健康」を軸にデジタルでお客さまとつながり、健康維持・増進のための多様なサービスを提供
- 「サービス」「商品」「販売チャンネル」が三位一体となってお客さまに新たな価値を提供

- 先進的なシステム・情報基盤の構築と抜本的な業務プロセスの見直しを通して、お客さまへの新たな価値を創造
- 最先端のデジタル技術の活用と専門性の高いヒューマンスキルにより、お客さま接点の品質と利便性を飛躍的に向上
- 質を伴った成長と、グループ最大のお客さま基盤・経営資源により、『安心・安全・健康のテーマパーク』の構築を牽引



- 「高齢者の方の尊厳・自立」と「より安心・安全な介護サービス」を両立
- 介護、未病・予防、医療連携などの複合的な在宅サービスを一体的に提供
- 他業種連携を含めた、介護・ヘルスケア周辺事業領域の強化

- SOMPOキャノピアス社を先進国マーケットにおける成長ビークルとして活用
- 新興国リテール分野を中心とした事業展開加速による着実なオーガニック成長
- 将来的な成長を期待する新興国と、早期の利益貢献が期待可能な先進国に、バランスよく規律あるM&Aを実施

2016年10月1日付で損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の商号を「SOMPOホールディングス株式会社」に変更し、『安心・安全・健康』の「SOMPO」ブランドの強化を図っていきます。

経営について

◆新中期経営計画(2016-2020年度)	11
◆財務の健全性	
格付け	13
ソルベンシー・マージン比率	13
実質資産負債差額	14
基礎利益	14
逆ざやの状況	14
MCEV	15
責任準備金の積立状況	16
◆主要業績の推移	
直近事業年度における事業の概況	17
損益の状況	17
主要業績の推移	17
収支の状況	19
資産・負債の状況	21
2015年度の一般勘定資産の運用状況	23
◆業務品質向上に向けた取り組み	
業務品質向上推進態勢	25
カスタマーセンターのご案内	29
◆お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して	
保険金等支払管理態勢	30
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて	30
保険金等のお支払い状況	31
内部統制の整備	32
利益相反管理基本方針の概要	35
コンプライアンス態勢	36
反社会的勢力への対応	39
お客さま情報の保護	40
◆戦略的リスク経営(ERM)	
戦略的リスク経営に関する態勢	46
戦略的リスク経営の運営	47
リスクカテゴリー別の管理	49
◆生命保険契約者保護機構	
生命保険契約者保護機構とは	50

新中期経営計画(2016-2020年度)

当社は2016年度からの新中期経営計画を「第2の創業」と位置付け、新中期経営計画「Health Innovation～健康に革新を～」を策定し、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」となることを目指します

新中期経営計画で目指す姿

新中期経営計画「Health Innovation～健康に革新を～」で当社

- ▶ 「今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベーティブ円水準の利益を生む会社」を目指します
- ▶ 「安心・安全・健康のフロントランナー」としての確固たるひまわり生命ブラ生命保険のその先、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」へ

お客さまに提供する新たな価値

1. 業界常識の打破
業界の常識にとらわれず、お客さま(個人から法人)価格で提供します
2. お客さま起点
お客さまが本来願っている「安心・安全・健康であり
3. 身近で頼りになる存在
お客さまの身近にいて、便利でかつ頼りがいのある

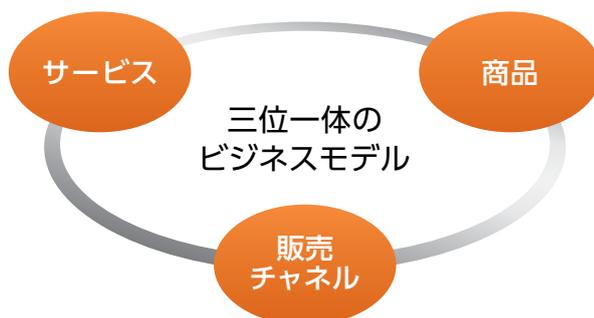
目指す姿の実現に向けて

新たな成長エンジンの確立～新成長戦略の実行～

「健康を軸にした新たなサービス」と「そのサービスが一体となった商品」を「新たな価値を提供する募集人」が、お客さま一人ひとりのニーズに応じて提供する「三位一体のビジネスモデル」を全社員で作り上げ、改善を繰り返すことによりお客さまに新たな価値を提供していきます。

競争力を加速するための抜本改定～非連続な生産性の向上～

事務ルール、商品・サービス、販売・営業体制、人財力等、基盤となる部分を抜本的に見直します。生産性向上の取組みは、ダイバーシティの推進、圧倒的なスピード向上、新たな発想で仕事のやり方自体を抜本的に変えるチャレンジ、そしてそれらの取組みを通じた社員一人ひとりの成長により実現していきます。





国民が健康になることを応援する
「健康応援企業」へ

が目指す姿

な生命保険会社として、IFRSベース500億
ンドを確立し、高い業務品質を実現しながら、
変革を遂げます

まで)に真に必要な保障とサービスを最適な
たい]という想いに、最も応えます
存在になります

キーポイント

健康にフォーカスしたビジネスモデルへ変革し、お客さまの数を着実に増加させ、グループ戦略に貢献します。

新成長戦略

- 「商品」: お客さまニーズに応える商品投入
- 「サービス」: 健康サポートサービスの提供
- 「販売チャンネル」: ハイブリッドチャンネル*を拡充

+

- 収益性の高い保障性商品にフォーカスした商品戦略
- 損保代理店ネットワークを活用した販売チャンネル戦略

当社の強み

*Web加入のお客さまを高品質生命保険募集人がフォロー

財務の健全性

格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるスタンダード&プアーズおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。
(2016年7月1日現在)

A+

スタンダード&プアーズ
保険財務力格付け

AA-

格付投資情報センター
保険金支払能力

- 保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
- 保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定どおりに履行される確実性についての意見を表したものです。

ソルベンシー・マージン比率

2015年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,771.4%となり、引き続き高水準を維持しています。

1,771.4%

2015年度末

- ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

(単位:百万円)

項目	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	298,297	342,590
リスクの合計額 (B)	35,589	38,678
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,676.3%	1,771.4%



実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標のひとつとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2015年度末の実質資産負債差額は7,101億円となりました。

<ご参考>2014年度末実質資産負債差額 5,010億円

7,101億円

2015年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2015年度の基礎利益は、2014年度実績221億円に対して2億円減少し、219億円となりました。

219億円

2015年度

逆ざやの状況

平均予定利率が低下していることもあり、2015年度の逆ざや額は9億円と、前年度実績14億円に比べ5億円減少しました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

〈逆ざや額の算出方法〉

$$\begin{array}{c}
 \text{逆ざや額} \\
 [9\text{億円}]
 \end{array}
 =
 \left[
 \begin{array}{c}
 \text{基礎利益上の} \\
 \text{運用収支等の利回り} \\
 [1.93\%]
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{平均予定利率} \\
 [1.97\%]
 \end{array}
 \right]
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{一般勘定} \\
 \text{責任準備金} \\
 [2兆812\text{億円}]
 \end{array}$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。

(期始責任準備金+期末責任準備金-予定利息)×1/2

MCEV (Market Consistent Embedded Value)

MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles[®]※(以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

※Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008

2015年度末MCEV

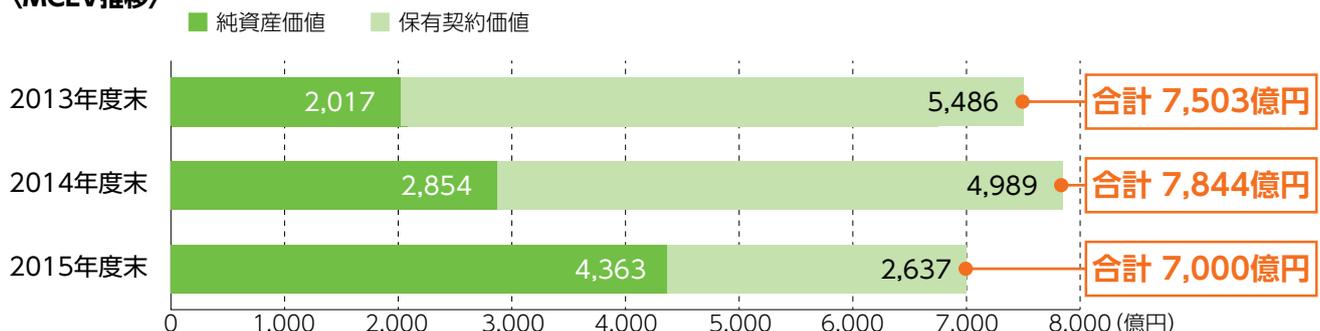
2015年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

	2014年度末	2015年度末	増減額
年度末MCEV	7,844	7,000	△ 843
純資産価値	2,854	4,363	+ 1,508
保有契約価値	4,989	2,637	△ 2,352
新契約価値	352	123	△ 229

- ・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には、貸借対照表の純資産の部の額に、1.価格変動準備金、2.危険準備金、3.一般貸倒引当金、4.契約者配当準備金中の未割当額、5.満期保有目的の債券の含み損益、6.責任準備金対応債券の含み損益、7.金融派生商品の含み損益を加え、8.無形固定資産を控除したあと、これら1.~8.に関する税効果相当額を差し引いた額です。
- ・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。
- ・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。
- ・金額については億円未満を切り捨てて表示しています。

〈MCEV推移〉



2014年度末から2015年度末への変動要因

2014年度末から2015年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

2015年度新契約価値(A)、2014年度末保有契約価値からの割り戻し(B、C)、保険関係の前提条件の変更(E)といった増加要因があった一方、保険関係の前提条件と実績の差異(D)および経済前提条件と実績の差異(H)等といった減少要因があり、さらに株主配当の実施により2015年度のMCEVは843億円減少となりました。

(単位:億円)

変動要因	MCEV
2014年度末MCEV	7,844
A. 2015年度新契約価値	+ 123
B. 2014年度末保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート分)	+ 181
C. 2014年度末保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分)	+ 263
D. 保険関係の前提条件と実績の差異	△ 117
E. 保険関係の前提条件の変更	+ 383
F. 保険事業に係るその他の要因に基づく 差異(MCEVの計算モデル改善・修正 等による影響)	△ 4
G. 保険事業活動によるMCEV増減(A～F)	+ 830
H. 経済前提条件と実績の差異	△1,682
I. その他の要因に基づく差異 (法人税率の引き下げによる差異)	+ 58
J. 株主配当支払	△ 50
MCEV増減総計(G～J)	△ 843
2015年度末MCEV	7,000

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、責任準備金の積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金などの支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、そ

その他

- 保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、MCEV算出手法、前提条件および算出結果の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。意見書およびMCEVに関する詳細については当社の公式ウェブサイトでご参照いただけます。
- MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

の結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられています。

なお、2015年度末のストレス・テストの結果、危険準備金として392百万円の積立てを行いました。また、その結果を受けて負債十分性テストを実施しましたが、保険料積立金の追加積立ての必要はありませんでした。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2015年度の新契約高は前年度比93.8%の2兆2,403億円となりました。2015年度末の保有契約高は前年度末比102.8%の21兆6,421億円となりました。
(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は保有契約高の増加などにより、前年度比104.1%の3,964億円となりました。

総資産は当年度中に1,599億円増加し、当年度末には2兆4,380億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	2014年度(末)	2015年度(末)	前年度(末)比
新 契 約 高	2兆3,886億円	2兆2,403億円	93.8%
保 有 契 約 高	21兆431億円	21兆6,421億円	102.8%
保 険 料 等 収 入	3,807億円	3,964億円	104.1%
総 資 産	2兆2,781億円	2兆4,380億円	107.0%

損益の状況

2015年度の経常利益は、前年度実績とほぼ同水準の225億円となりました。

当期純利益は、116億円となり、前年度実績97億円に比べ18億円増加しました。

基礎利益は219億円となり、前年度実績221億円に比べ2億円減少しました。

主要業績の推移

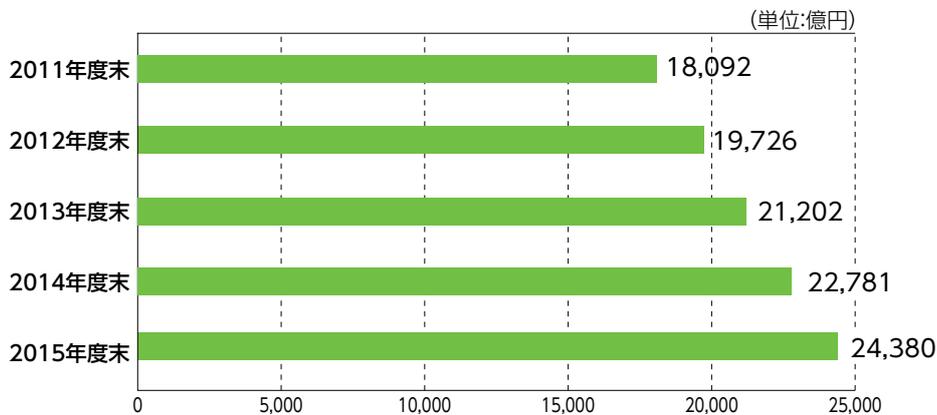
(単位:百万円)

項目	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)	2014年度(末)	2015年度(末)
総資産	1,809,210	1,972,630	2,120,286	2,278,147	2,438,055
有価証券残高	1,672,594	1,836,684	1,988,668	2,157,819	2,305,223
責任準備金残高	1,689,139	1,823,979	1,959,172	2,080,338	2,214,871
経常収益	331,593	409,934	415,266	426,197	441,799
保険料	299,417	365,613	369,504	376,867	393,164
資産運用収益	26,704	36,875	40,618	43,373	43,490
保険金等支払金	154,268	172,202	174,043	184,849	180,817
うち解約返戻金	92,132	97,961	93,280	98,040	93,038
経常利益	4,924	11,423	17,257	22,594	22,565
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 9,829	4,421	8,068	9,727	11,616
ソルベンシー・マージン比率	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%	1,676.3%	1,771.4%
新契約高	2,494,094	3,043,304	2,635,008	2,388,695	2,240,312
保有契約高	17,659,712	19,164,751	20,245,544	21,043,103	21,642,193

(注) 新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

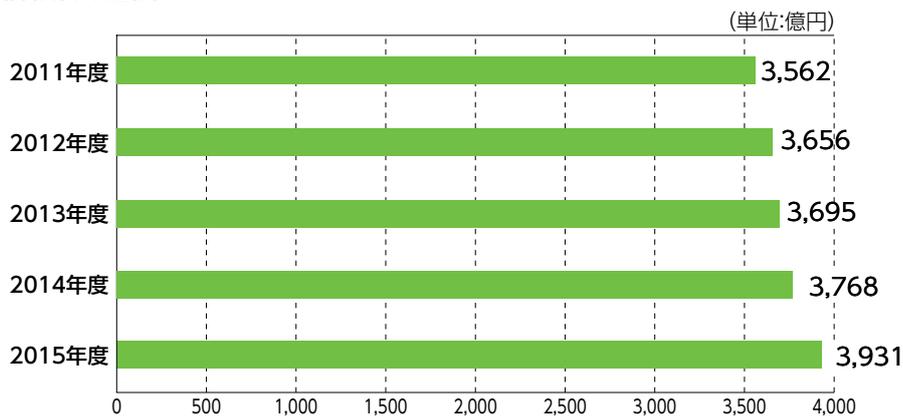


〈総資産の推移〉



総資産は、1,599億円増加し、2兆4,380億円になりました。

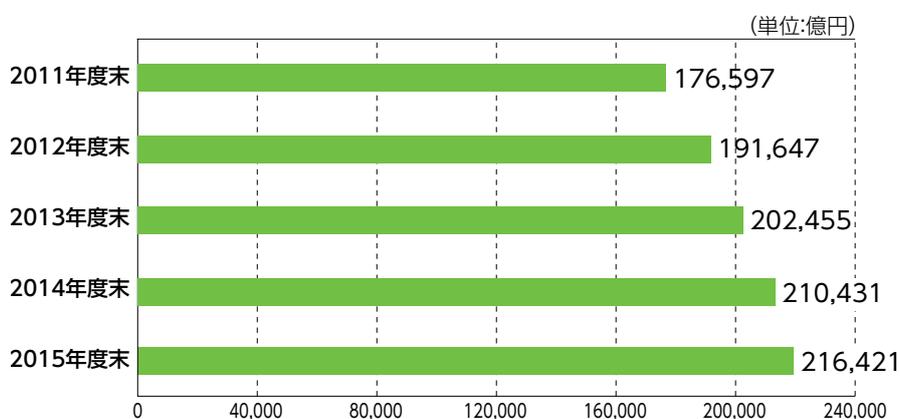
〈保険料の推移〉



保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2015年度は、対前年度比4.3%の増加となりました。

(注) 2011年度の業績については、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算して記載しています。

〈保有契約高の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉



保有契約高は、個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2015年度末は前年度末比2.8%の増加となりました。

収支の状況

〈損益計算書(抜粋)〉

(単位：百万円)

科 目		2014年度	2015年度
		金 額	金 額
経常収益	①	426,197	441,799
保険料等収入		380,741	396,448
保険料	②	376,867	393,164
再保険収入		3,873	3,283
資産運用収益	③	43,373	43,490
利息及び配当金等収入		38,028	40,209
有価証券売却益		2,081	3,231
特別勘定資産運用益		3,261	—
その他経常収益		2,083	1,860
経常費用	④	403,603	419,233
保険金等支払金	⑤	184,849	180,817
保険金		33,733	31,180
年金		10,081	11,467
給付金		36,201	38,698
解約返戻金		98,040	93,038
その他返戻金		2,467	2,279
再保険料		4,325	4,152
責任準備金等繰入額	⑥	123,408	137,695
資産運用費用	⑦	488	2,073
支払利息		65	78
有価証券売却損		133	572
金融派生商品費用		250	545
特別勘定資産運用損		—	822
事業費	⑧	90,309	94,773
その他経常費用		4,547	3,873
経常利益	⑨	22,594	22,565
特別損失	⑩	1,819	898
契約者配当準備金繰入額	⑪	4,276	4,275
税引前当期純利益		16,498	17,391
法人税及び住民税		6,228	5,366
法人税等調整額	⑫	541	408
法人税等合計		6,770	5,775
当期純利益	⑬	9,727	11,616



① 経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
② 保険料	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。
③ 資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほか、有価証券売却益なども含まれます。 *2015年度は、資産運用収益の92.5%を「利息及び配当金等収入」が占めています。
④ 経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。
⑤ 保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。
⑥ 責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。
⑦ 資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧ 事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。
⑨ 経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、毎年継続的に発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。
⑩ 特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。
⑪ 契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。 *当社では、ほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。
⑫ 法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税及び住民税の当期調整額を計上します。
⑬ 当期純利益	税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

資産・負債の状況

〈貸借対照表(抜粋)〉

(単位：百万円、%)

科 目		2014年度末	2015年度末	
		金 額	金 額	構成比
(資産の部)				
現金及び預貯金		34,021	44,938	1.8
有価証券	①	2,157,819	2,305,223	94.6
国債		1,593,387	1,688,558	69.3
地方債		59,762	56,354	2.3
社債		317,734	313,126	12.8
株式		7,886	6,996	0.3
外国証券		179,048	240,186	9.9
貸付金	②	36,414	37,406	1.5
有形固定資産		1,065	1,490	0.1
無形固定資産		95	—	—
代理店貸		115	120	0.0
再保険貸		1,423	1,222	0.1
その他資産		42,201	47,691	2.0
未収金		29,006	31,143	1.3
未収収益		6,127	6,687	0.3
繰延税金資産	③	5,032	—	—
貸倒引当金		△ 41	△ 37	△ 0.0
資産の部合計		2,278,147	2,438,055	100.0
(負債の部)				
保険契約準備金		2,119,354	2,257,402	92.6
支払備金	④	34,091	37,254	1.5
責任準備金	⑤	2,080,338	2,214,871	90.8
契約者配当準備金		4,923	5,275	0.2
代理店借		4,340	4,607	0.2
再保険借		1,047	974	0.0
その他負債		18,957	12,498	0.5
役員賞与引当金		49	42	0.0
退職給付引当金		2,417	2,803	0.1
特別法上の準備金		3,353	4,240	0.2
価格変動準備金		3,353	4,240	0.2
繰延税金負債		—	1,796	0.1
負債の部合計		2,149,521	2,284,365	93.7
(純資産の部)				
資本金		17,250	17,250	0.7
資本剰余金		24,500	19,500	0.8
利益剰余金		38,571	50,187	2.1
株主資本合計		80,321	86,937	3.6
その他有価証券評価差額金	⑥	48,304	66,751	2.7
純資産の部合計		128,626	153,689	6.3
負債及び純資産の部合計		2,278,147	2,438,055	100.0



①有価証券	有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業などの発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業などが発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式など、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。
②貸付金	生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。
*当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。	
③繰延税金資産	税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。
④支払備金	支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金などのうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。
⑤責任準備金	将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。
*当社は平準純保険料式による積立てを行っています。	
⑥その他有価証券評価差額金	生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されず、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

* 当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が55.7%、責任準備金対応債券が6.5%、その他有価証券が37.8%です。

2015年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2015年度のがわ国経済は、中国をはじめとする世界景気の減速に伴う輸出の低迷や個人消費の停滞から、全体として一進一退の状況が続きました。年明け以降、急速に円高が進行したこともあり、景気の先行きに対して不透明感が高まっています。

企業部門は、円安や原油価格下落の影響から業績面の改善が続き、設備投資も緩やかに回復しましたが、輸出の低迷を受けて生産活動は力強さに欠けるものとなりました。個人消費は、実質所得の減少を背景とした強い節約志向が解消されず、天候不順の影響もあって低迷が続きました。また、物価は、原油価格下落に伴うエネルギー価格の下落を主因に、前年対比での上昇率は全体として小幅に留まりました。

金融市場では、夏場以降、世界景気への不透明感が高まるにつれ株式などのリスク性資産が不安定な値動きとなりました。また、1月には日本銀行がデフレ脱却に向けてマイナス金利政策を導入しましたが、今後の実態経済に及ぼす影響が注目されます。為替市場では、日米の金融政策や景況感の相違が意識され、1ドル125円台に円安ドル高が進行しましたが、年明け以降、米国景気に対する懸念が高まると急速に円高が進行し、年度末は112円台となりました。株式市場では、20,000円を挟んでの値動きが続いていた日経平均株価は、夏場に中国株の下落を発端とした世界的な株安を受けて17,000円まで急落しました。年明け以降も同様の動きから一時は15,000円まで下落し、年度末は16,000円台となりました。債券市場では、2月以降、投資家のマイナス金利での運用を回避する動きから、より長い年限の国債へ需要が集まり、年度末の10年国債利回りは小幅のマイナスとなりました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ALM(資産と負債の総合管理)を重視した資産運用を行っています。

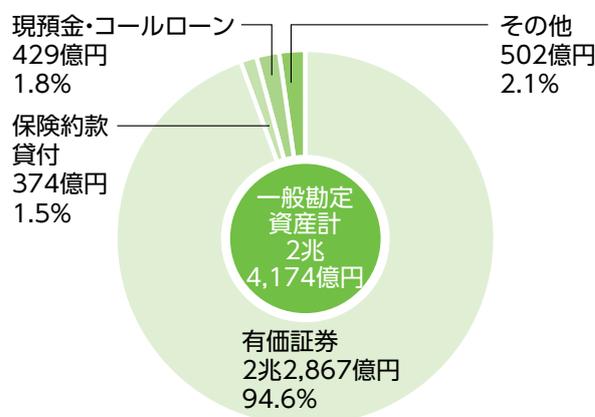
上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は、高格付の円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、一部を外貨建債券に投資することにより、利回りの向上や資産の分散を図っています。

運用実績の概況

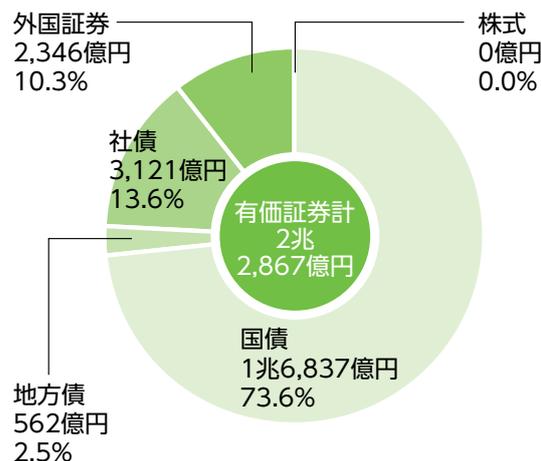
資産配分

2015年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ1,612億円増加し2兆4,174億円となりました。2015年度末における主な資産構成は、有価証券2兆2,867億円(一般勘定占率94.6%)、現預金・コールローン429億円(同1.8%)となつてい

〈一般勘定資産の構成 2015年度末〉



〈有価証券の構成 2015年度末〉



資産運用収支

資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加や有価証券売却益等により434億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損を計上したことにより12億円となりました。これらの結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、422億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益



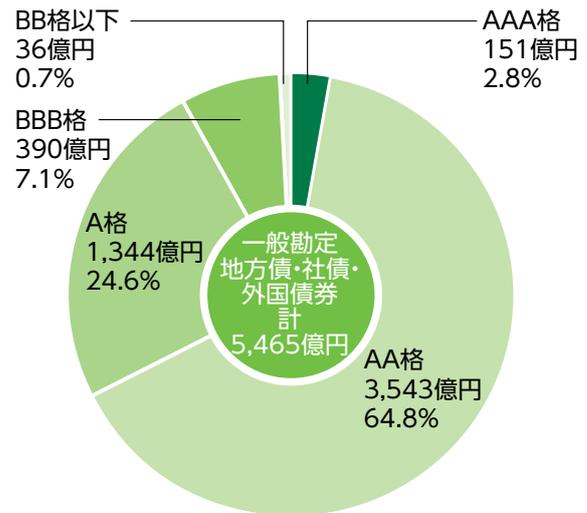
●資産運用費用



財務の健全性

当社が2015年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の92.2%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格7.1%、BB格以下0.7%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2015年度末〉



格付は当社社内格付の規定に基づき分類しています。社内格付の規定はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品等への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)およびクレジットリンクノート(クレジットデフォルトスワップを組み込んだ仕組債)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢

当社は、徹底したお客さま視点ですべての価値判断を行い、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献することを掲げる「グループ経営理念」を共有しています。

この理念の実践をより徹底したものとするため、お客さまからの苦情、ご相談、お問い合わせやさまざまなご意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まですべての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

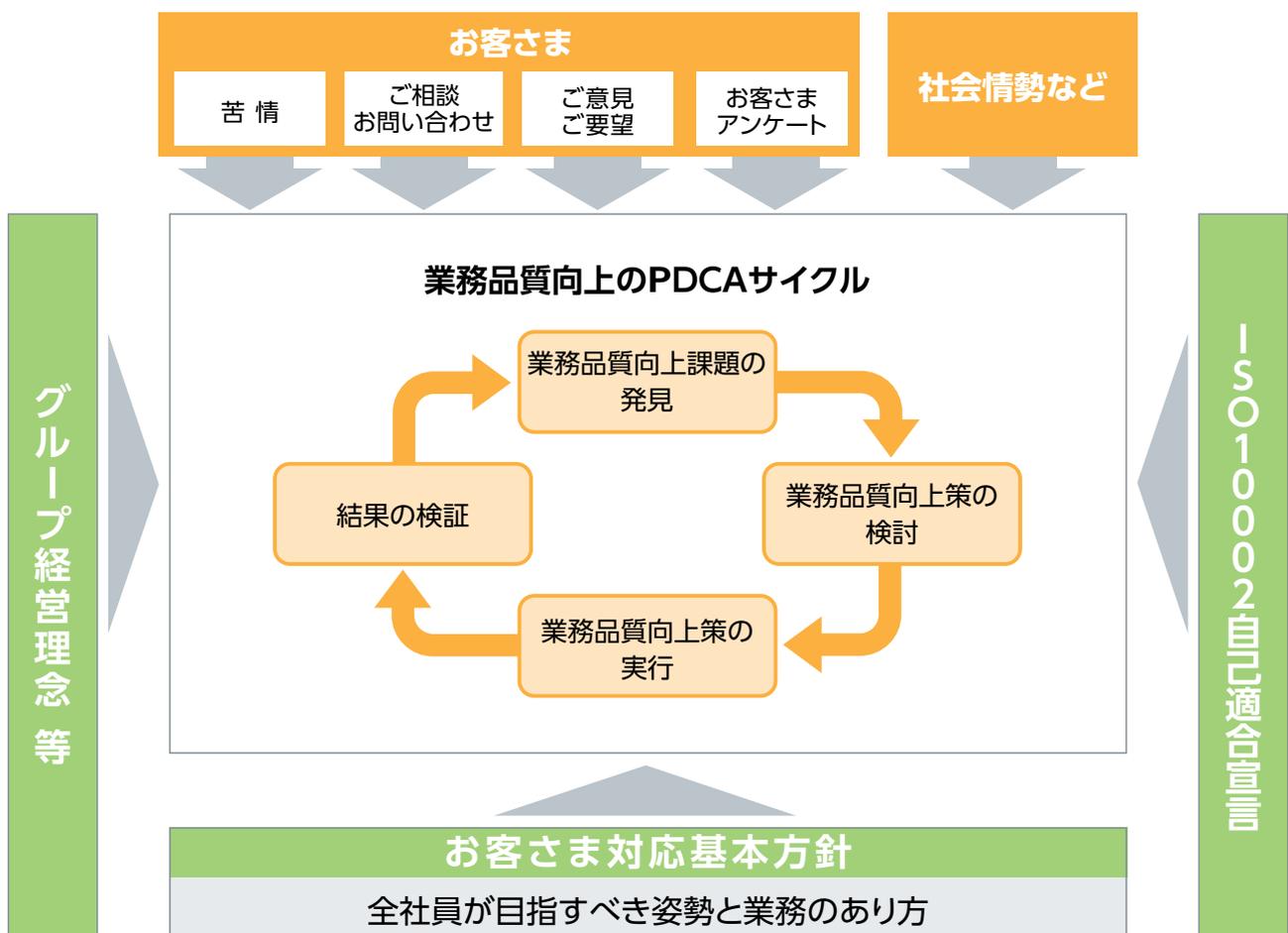
お客さまの声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、業務品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客さま対応やお客さまの声への対応に関して目指すべき姿勢と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定しており、お客さま視点での業務遂行の重要性を全社員が理解し、行動する態勢を構築しています。

これらのお客さまの声に対応する仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客さま満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図



当社におけるお客さまの声への対応態勢および対応状況などについては以下のとおりです。

お客さまの声対応態勢

当社は、「お客さまから選ばれる生命保険会社」を実現するため、苦情を含むお客さまの声を積極的に受けとめ、「お客さま視点に基づく業務品質の向上」に向けたお客さまの声への対応態勢を構築し、継続的な取組みを推進しています。

<お客さま対応基本方針の制定>

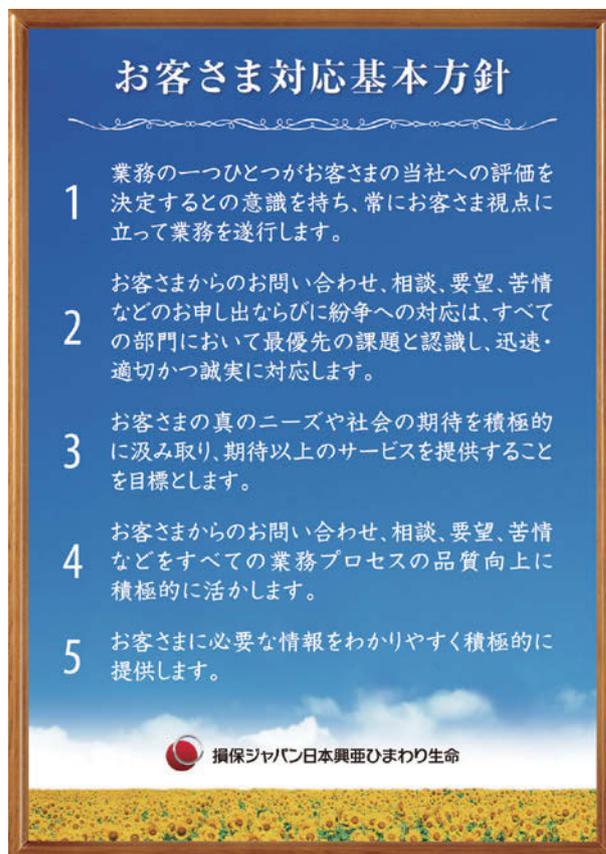
- ・2011年10月に、全社員が目指すべき姿勢と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定し、その方針を具体化するため、お客さま対応の枠組みやお客さまの声対応の基本項目を定めた規程などを整備しました。
- ・お客さまの声を幅広く受けとめるため、「お客さま」は当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」「生活者」のことと定義しています。
- ・また、ご高齢や障がいのあるお客さまなどへの基本姿勢を定め、事務・サービスの向上を図っています。

<苦情対応マネジメントシステムISO10002[※]への自己適合宣言>

- ・2012年4月2日付けで、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002(JISQ10002)への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構 (ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」(JISC)により制定されています。



<お客様の声対応態勢>

1.お客様への適切な対応と情報管理

カスタマーセンター、各営業店、取扱代理店、公式ウェブサイト、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客様の声は、お客様の声データベースなどへ集約しています。

2.お客様の声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客様の声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3.お客様への情報開示

お客様の声の受付状況や概要を定期的に当社公式ウェブサイト上の「お客様の声」にて開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

<当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置>

・当社に対しご意見・ご要望をお持ちのお客様のご相談窓口として専用フリーダイヤルを開設しています。また、当社公式ウェブサイト上の「お客様の声」のご意見・ご要望フォームから、お客様のご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望をお持ちのお客様の窓口

☎0120-273-211

受付時間：月～金 9:00～18:00

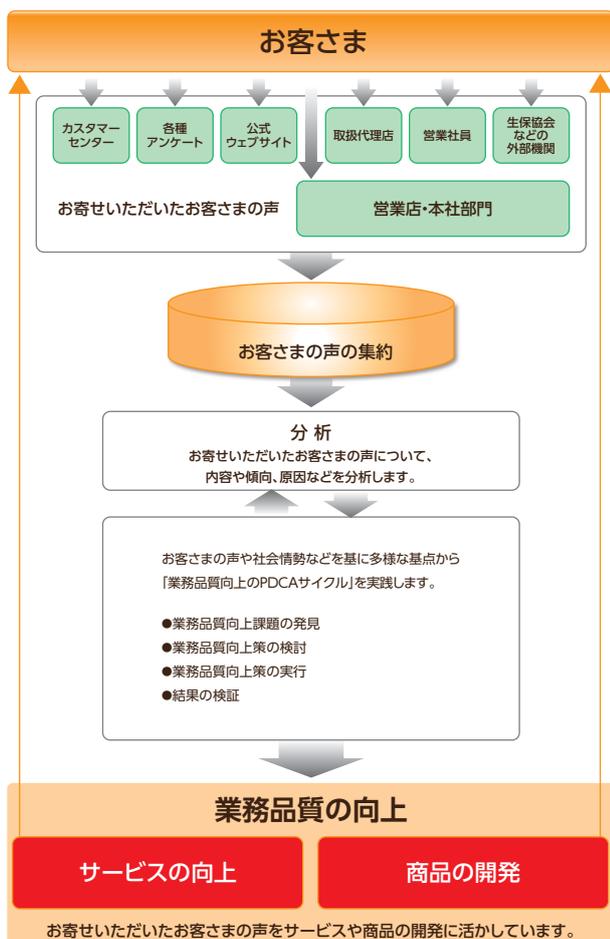
(土、日、祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●公式ウェブサイト

<http://www.himawari-life.co.jp/>

受付時間：24時間 365日



<外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)>

・ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受け付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けし、お客様の疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

一般社団法人生命保険協会

生命保険相談所〔生命保険相談室:東京〕

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間: 9:00～17:00

(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

※詳しくは生命保険協会のホームページ

(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

お客さまの声(苦情)の受付状況

2015年度にお客さまから寄せられた「お客さまの声(苦情)」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入に関するもの	・保険証券に記載されている氏名・住所が相違している ・契約時に聞いた話と違う(説明を受けていない)	3,443	30.7%
保険料のお支払いに関するもの	・口座振替・振込関係書類への不満(遅い、未着、不足、相違等) ・クレジットカード払いの取扱いに不満	1,523	13.6%
ご加入後の各種お手続き(内容変更など)に関するもの	・変更した氏名・住所などが相違している ・解約関係書類への不満(遅い、未着、不足、相違等)	2,497	22.3%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	・支払確認業務の連絡・案内を受けていない、時間がかかりすぎる ・給付金の不支払決定に不満(非該当・告反解除・責任開始前発病等)	1,861	16.6%
その他	・他人宛の郵便物等が届いた(FAX・Eメールを含む) ・アフターサービスが良くない	1,873	16.7%
2015年度合計		11,197	100.0%

お客さまの声を反映した商品・サービスなどの改善・開発の取り組み

当社では、さまざまな形で「お客さま視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客さまの声」を活かして、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客さまの利便性向上につながるよう各種帳票の改訂も随時行うなど、業務改善に取り組んでいます。

実施した改善取り組みの事例は次のとおりです。

カテゴリー	お客さまの声	改善内容
見やすく・わかりやすく	給付金支払いのハガキが届いたが、よく分からないので説明してほしい。	「保険金・給付金等お支払い手続き完了のお知らせ」を「ハガキ」から「A3版カラー書面」に変更しました。お客さまへお伝えする情報量を増やす一方、ご高齢の方などにも配慮し、文字を大きく見やすくしました。
お客さまを尊重する	健康状態に不安があるため、保険の加入をあきらめていた。	病歴や持病などの健康上の理由で通常の医療保険に加入できない方にもお申し込みいただける医療保険を発売しました。
便利に	失効しないよう、期日までに保険料を振込むように案内されたが、銀行に行く時間がない。	保険料の口座振替ができなかったことをお知らせする「併徴・再請求案内はがき」にコンビニ振込票を一体化し、万が一続けて口座振替ができなかった時の払込みの利便性を高めました。
	手術給付金を請求する際、診断書の取付けは費用も手間もかかるので、他の書類で支払ってほしい。	一部の手術については、診断書に代えて病院から発行される「診療明細書」「領収証」コピーで、手術給付金をご請求いただけるようにしました。
仕組みから見直し	父が亡くなったが、死亡保険金受取人の母は入院しているため手続きができない。	死亡保険金受取人が認知症等により請求意思能力を失った場合、受取人の推定相続人による代理請求の取扱いを開始しました。ただし、成年後見人が選定されている場合は、成年後見人による手続きが必要となります。代理請求は、「死亡保険金受取人の請求意思能力」や「推定相続人(全員)の合意」などの当社が定める一定の要件を満たした場合、取扱います。
	契約者貸付の手続きをしたが、まだ書類が届かない。急にお金が必要のため、どうにかして最短で貸付手続きしてほしい。	個人のご契約で、契約者ご本人からカスタマーセンターに連絡をいただいた契約者貸付請求は、以下の取扱条件を満たす場合、請求書を不要とし、電話による手続きを開始しました。 《取扱条件》 ・貸付金額が1証券単位300万円以下 ・契約者本人名義の保険料振替口座へのお支払い
	証券再発行の書類を返送したが、まだ証券が届かない。	契約者ご本人からカスタマーセンターにご依頼いただいた証券の再発行は、請求書を不要とし、受付日から最短4営業日目に発送するようにしました。

※各種サービスなどのご利用には、一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせをお願いします。

カスタマーセンターのご案内

カスタマーセンターでは、ご契約いただいているお客さまからの各種手続きやお問い合わせ、資料のご請求、各種ご相談を承っています。また、公式ウェブサイトの「ご加入の皆さま」ページで、各種手続きのご案内や、書類のご請求ができるサービスなども行っています。ぜひ、ご利用ください。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応させていただいています。

ご加入の皆さま向けウェブページ

お客さまのお役に立つ情報を、次の各ウェブページで、わかりやすくご案内していますので、ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ

お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しています。

<http://faq.himawari-life.dga.jp/>



■「各種お手続きのご案内」ページ

お手続きの流れや必要書類のご案内などを確認することができます。

■インターネットサービス

会員登録いただくと、いつでもお好きな時間にご契約内容を確認することができます。また、各種お手続きも受け付けいたします。

■お手続きサービスメニュー

以下のお手続きは事前登録なく、インターネットで完了します。

●住所・電話番号の変更

●生命保険料控除証明書の再発行

また、以下についてはお手続き書類のご請求ができます。

●給付金のご請求 ●受取人さまの変更

●ご契約者さまの改姓 ●保険証券の再発行

●保険料お振替口座の変更

24時間自動音声による対応

住所変更・口座変更・保険証券再発行・解約などのお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下のお手続き、お問い合わせを承ります。

●保険金・給付金のご請求 ●住所変更

●名義変更、受取人変更、改姓 ●保険証券の再発行

●口座変更 ●保険料のお支払い

●クレジットカード払いへの変更 ●控除証明書の再発行

●ご契約内容の変更、解約 ●契約者貸付のお手続き

●ご契約内容のお問い合わせ ●その他お手続き

カスタマーセンター

- **オペレーターによるお問い合わせ窓口** ※携帯電話からもご利用いただけます。

お手続き、お問い合わせ全般



0120-563-506

保険金・給付金請求のお手続き、お問い合わせ



0120-528-170

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日、祝日および12/31～1/3を除く)

- **自動音声によるお手続き書類の送付受付** ※携帯電話からもご利用いただけます。

住所変更、口座変更、保険証券再発行、解約、控除証明書再発行



0120-088-312

受付時間:24時間 365日

※生命保険料控除証明書の再発行は、10月中旬から翌年3月まで承ります。

- **公式ウェブサイトからのお手続き書類の送付受付**

住所変更、保険証券再発行、控除証明書再発行、給付金請求書類の郵送請求など

受付時間:24時間 365日

<http://www.himawari-life.co.jp/>

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等を迅速かつ適時・適切にお支払いするとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面において、

お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

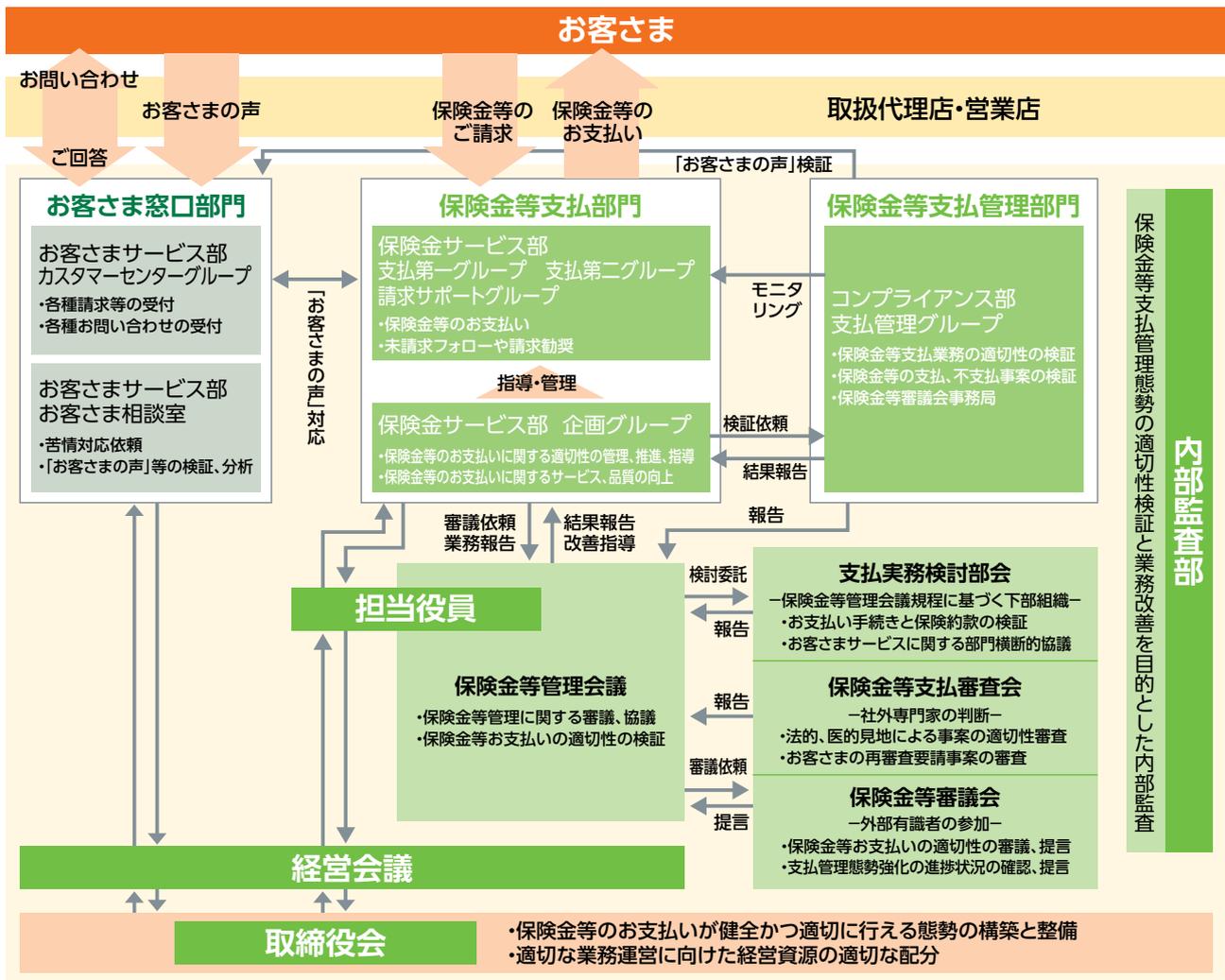
また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性の確保に全社をあげて取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策を永続的に推進していきます。

さらに、お客さまのご期待を上回るサービスの提供に向けて、お客さまの声をもれなく把握するとともに、支払業務工程を継続的に見直し、分析と検証を繰り返すことで、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図っていきます。

〈保険金等支払管理態勢図〉



保険金等のお支払い状況

2015年度に保険金等をお支払いした件数は342,443件(うち保険金29,492件、給付金312,951件)です。一方、お支払い対象とならなかった件数は9,541件(うち保険金190件、給付金9,351件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的・法律的判断などをふまえて適切性を確保していきます。

〈保険金等をお支払いした件数・金額(2015年度)〉

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件数	29,492	312,951	342,443
金額	31,180	38,698	69,879

〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2015年度)〉

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	12	669	681
重大事由による解除	0	1	1
免責事由に該当	62	54	116
支払事由に非該当	116	8,458	8,574
その他	0	169	169
合計	190	9,351	9,541

■「お支払いできない理由」の説明

- 詐欺による取消し
お申込み時に、契約者または被保険者等による詐欺行為があった場合
- 不法取得目的による無効
保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合
- 告知義務違反による解除
お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかった場合
または告知した内容が事実と相違していた場合
- 重大事由による解除
保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など
- 免責事由に該当
ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合
- 支払事由に非該当
ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合

内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

内部統制基本方針

当社は、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令ならびに損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(以下「損保ジャパン日本興亜HD」といいます。)の定める損保ジャパン日本興亜グループ(以下「グループ」といいます。)の経営理念および各種基本方針等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に周知します。

(2) 損保ジャパン日本興亜HDとの間で経営管理契約を締結し、その内容を順守します。また、経営管理契約に従い、損保ジャパン日本興亜HDに対して適切に承認申請または報告を行うとともに、当社の経営管理を適切に実施します。

(3) グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。また、当社の取締役等の職務の執行に係る事項を損保ジャパン日本興亜HDに報告する体制を整備します。

(4) グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会および損保ジャパン日本興亜HDへの的確な情報提供等を通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性の確保に寄与します。

(5) 「損保ジャパン日本興亜グループ グループ内取引に係る基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人(以下、「役職員」といいます。)の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2) 「コンプライアンス基本方針」および「行動規範」を定め、コンプライアンス態勢を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育・研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、経営会議において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5) 「お客さま対応基本方針」および「お客さまの声対応規程」を定め、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6) 「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行います。

(7) セキュリティポリシーを定め、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(8) 「利益相反取引管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(9) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「グループ ERM基本方針」に則って「ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践します。

(1) 戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループリスク選好」に基づき、リスク選好に係る方針を定めるなどの態勢を整備・推進します。

(2) 当社が抱える各種リスクの特性を的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) 取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

(2)年度計画等を策定し、グループの経営計画等とともに社内に周知します。

(3)重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(4)取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。

(5)規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(6)信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、「IT戦略に関する基本方針」を定め、的確かつ正確なシステムを構築します。

(7)「業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危険発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務の健全性および財務報告の適正性を確保するため、以下の体制を整備します。

(1)「財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

(2)「損保ジャパン日本興亜グループ 財務報告に係る内部統制構築の基本方針」に従い、財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、「損保ジャパン日本興亜グループ 内部監査基本方針」に従い、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、内部監査に関する遵守義務等に関する事項を明確にし、これに必要な体制を整備します。

8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1)監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2)監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3)監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8-2. 監査役への報告に関する体制

(1)取締役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む)および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役(親会社監査役を含む)の要請する報告を確実に行います。なお、役職員が監査役(親会社監査役を含む)に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(2)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

8-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。

(2)監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3)重要な会議の議事録その他の重要書類等(電磁的記録を含む)の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4)監査役の求めに応じて、損保ジャパン日本興亜HD監査役が当社の役職員から情報収集する機会を確保します。

(5)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況(2015年度)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

・当社は、内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るために、認識された内部統制上の課題の発生状況や対応・進捗フォローについて経営報告を行っています。また、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社から指摘を受ける課題がある場合は、あわせて対応・進捗フォローを行い、経営報告を行います。

(2) コンプライアンス

・当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針等を踏まえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、そのプログラムに基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

・当社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して、法令違反その他不適切事象の早期発見に取り組んでいます。

・内部通報においては、社内に内部通報窓口を設けているほか、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。

・当社は、不適切事象を把握したときは、適切に対応するとともに、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社へ報告を行い、必要に応じて支援・指導を受けています。

・当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取り組みの妥当性の検証を行っています。

(3) 戦略的リスク経営に関する体制

・当社は、ERM基本方針に基づき、戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。

・当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。

・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、リスク

オーナー(取締役)を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。

・当社は、ERM推進委員会を定期的に開催し、戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議を行っています。

(4) 取締役職務執行体制

・当社は、経営方針、経営計画の策定等、会社の経営に重大な影響を与える事項については、委員会や経営会議で十分に協議を行い、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

・当社は、取締役会の監督機能強化を図るため、各取締役の年度目標について取締役会に報告し、取締役間での進捗の相互確認や意見交換を行っています。

(5) 監査役の監査体制

・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを配置しています。

・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。

・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。

・監査役は、会計監査人および内部監査部門と監査結果等の情報交換を行い、実効的かつ効率的に監査を実施しています。

・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、課題認識等について意見交換を実施しています。

利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等および以下の方針にのっとり適切に管理しています。

1.対象取引および特定方法

(1)対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の子会社または関連会社のうち、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

(2)対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、②に掲げる事情およびその他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

①対象取引の類型

- お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

②判断する事情

- お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2.対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該取引に係るお客さまの保護を適切に行うよう管理します。

また、対象取引の特定および講じた措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3.利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

別表

①損害保険ジャパン日本興亜株式会社
②セゾン自動車火災保険株式会社
③そんぼ24損害保険株式会社
④日立キャピタル損害保険株式会社
⑤損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社
⑥損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑦損保ジャパン日本興亜クレジット株式会社
⑧安田企業投資株式会社
⑨海外で保険事業を営む損保ジャパン日本興亜グループ内会社

コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

コンプライアンス推進態勢

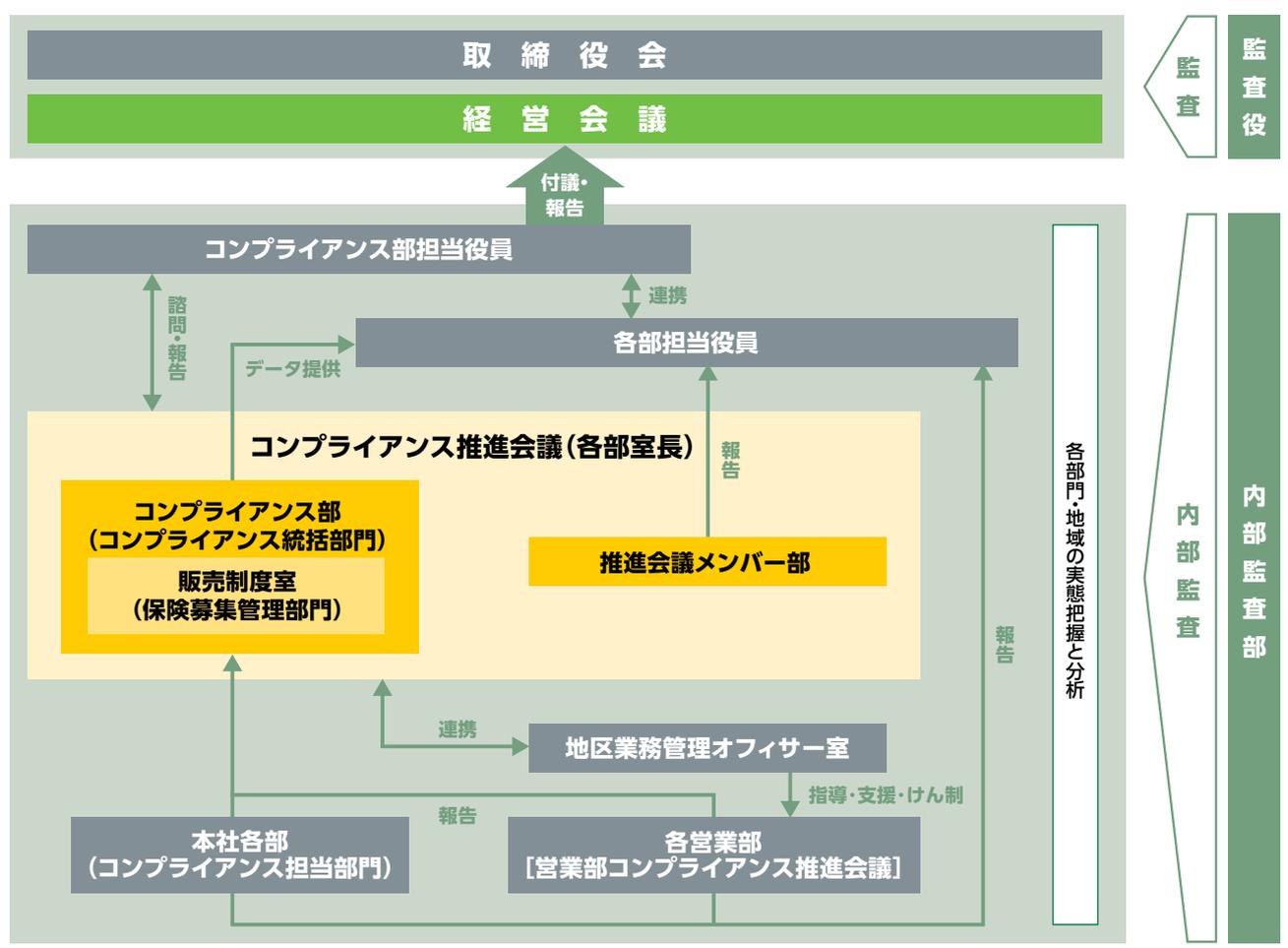
当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する基本方針を定めた「コンプライアンス基本方針」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「行動規範」および適正な保険販売の管理態勢整備と確保を図るための「保険募集管理規程」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

上記方針のもと、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてSOMPOホールディングスグループの当該年度グループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、本社においては、主要な部長で構成するコンプライアンス推進会議を設置して、部門横断での協議によるコンプライアンス推進状況の実態把握と分析を行うとともに、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部と保険募集に関するコンプライアンス管理部門の販売制度室およびコンプライアンス担当部門である本社各々が、連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店における適正な募集管理の強化に向けて、地区業務管理オフィサー室を設置して、営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする業務管理オフィサーを配置するとともに、営業部門がコンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部ごとに営業部コンプライアンス推進会議を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取組みは、定期的に取り締役に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。



コンプライアンス推進の具体的取組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部などから時宜に応じたコンプライアンスメッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を公開して研修などで活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のため毎月コンプライアンスミーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

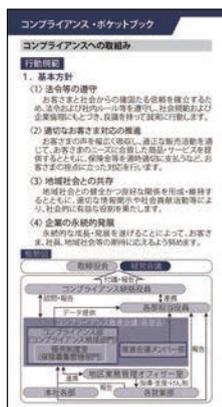
コンプライアンス教育の充実と保険募集に關与する取扱代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店コンプライアンスマニュアル」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.38参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告自体ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

このホットラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- 保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実にを行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。
- ご高齢者に対する販売等に当たっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
- 変額保険等の投資性商品の勧誘に当たっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- 販売・勧誘活動に当たっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

- お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- 保険金・給付金等のお支払手続きに当たり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
- お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】 お客さま相談室

【電話番号】 0120-273-211 (通話料無料)

【受付時間】 月～金 9:00～18:00

※ 土日祝日および12/31～1/3を除く

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力への対応に関する基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体など、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社は従来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」(P.142)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、2012年4月から、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。(団体保険については2012年10月から導入)

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項を明確化し、次の内容を追加しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

お客さま情報の保護

当社は、「損保ジャパン日本興亜グループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するために、個人情報保護の方針として

「個人情報保護宣言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。

「個人情報保護宣言」は、当社公式ウェブサイト上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、損保ジャパン日本興亜グループの一員として、「損保ジャパン日本興亜グループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、損保ジャパン日本興亜グループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

- ・ 保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・ 各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・ 一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の〈1〉から〈4〉まで、および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

(1) 生命保険業

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- (2) 再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5) 代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 当社が有する債権の回収
- (8) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9) 問い合わせ・依頼等への対応
- (10) その他保険に関連・付随する業務

(2) CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

(3) 電話対応一通話録音

- (1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- (2) ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- (3) 電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

(4) その他

その他、上記〈1〉から〈3〉までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

〈1〉法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合

〈再保険契約について〉

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. 個人情報の共同利用

〈1〉一般社団法人生命保険協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

- ・ 契約内容登録制度
- ・ 契約内容照会制度
- ・ 医療保障保険契約内容登録制度
- ・ 支払査定時照会制度

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

- ・ 募集人登録情報照会制度
- ・ 合格情報照会制度
- ・ 廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度
- ・ 変額保険販売資格者制度

(2) グループ会社との間の共同利用

(1) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社と損保ジャパン日本興亜グループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

- 〈A〉 損保ジャパン日本興亜グループ各社の株主の皆さまの個人データ: 氏名、住所、株式数等に関する情報
- 〈B〉 損保ジャパン日本興亜グループ各社が保有する個人データ: 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B. 共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

(2) 損保ジャパン日本興亜グループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社または損保ジャパン日本興亜グループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社と損保ジャパン日本興亜グループ各社間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

損保ジャパン日本興亜グループ各社が保有する個人データ: 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

(3) 当社は、生命保険代理店等およびその従業員の監督、管理、指導、教育のために、当社と持株会社および損保ジャパン日本興亜グループ各社との間で、次のとおり、生命保険代理店等およびその従業員に係る個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

氏名、住所、生年月日、生命保険代理店等またはその従業員の登録申請および届出に係る事項、その他生命保険代理店等またはその従業員の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C. 個人データ管理責任者

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 〈1〉 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈2〉 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈3〉 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 〈4〉 法令に基づく場合
- 〈5〉 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 〈6〉 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 〈7〉 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「10. お問い合わせ窓口」をお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

7. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

8. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・ 保険証券等の発送に関する事務
- ・ 各種送付物の発送に関する事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関する業務

9. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(一社)生命保険協会 生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間: 9:00~17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。

その他の当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。

ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 0120-100-127(お客さま相談室)
受付時間 9:00~18:00(土・日曜、祝日および12/31~1/3を除く)
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp/>

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた

場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めません。

(取得方法の例)

・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用・第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

〈1〉法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- (1) 保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- (2) 報酬・料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (3) 不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- (4) その他法令に定められた個人番号関係事務

〈2〉法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- (1) 激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「7. お問い合わせ窓口」にお願いいたします。

6. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(一社) 生命保険協会 生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間: 9:00~17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

7. お問い合わせ窓口

当社は、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
 0120-100-127(お客さま相談室)
受付時間 9:00~18:00(土・日曜、祝日および12/31~1/3を除く)
ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp/>

サイバーセキュリティに関する取組み

近年のインターネットの利用拡大やサイバー攻撃の高度化(手口の巧妙化)によって、サイバーテロの脅威が高まっています。当社では、サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題と認識して、次のような取組みを通じてサイバーセキュリティ強化に取り組んでいます。

1. システム対策

外部からの不正アクセスによる情報漏えい等を防止するため、不正侵入防御システムやウィルス対策ソフト等を導入しています。また、お客さまの情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に限定し、漏えい等防止に努めています。

2. 緊急時のための態勢整備

緊急時の対応態勢を整備し、社内にサイバーインシデント対応の専門班を設置するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の報告ルートや対応手順を明確にしています。

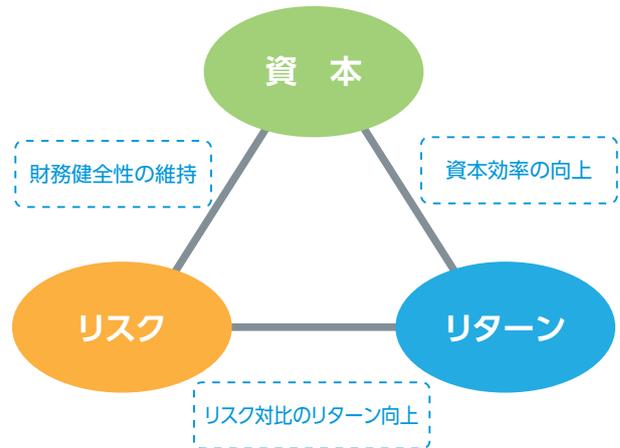
3. 社員への教育・訓練

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業者に対し、マニュアルや訓練による教育を定期的実施しています。

戦略的リスク経営(ERM)

SOMPOホールディングスグループは、戦略的リスク経営(ERM:Enterprise Risk Management)として、資本・リスク・リターンのバランスをコントロールし、強固な財務健全性の維持、グローバル水準の利益規模への成長と資本効率の向上、リスク対比のリターン向上を図ることで、グループの企業価値最大化を目指します。

当社は、グループの中核生命保険会社として、グループの利益目標の達成に貢献すべく、戦略的リスク経営を推進しています。



戦略的リスク経営に関する態勢

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループ ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定めています。

当社は、「グループ ERM基本方針」等に沿って、当社における戦略的リスク経営の枠組みや体制などについて「ERM基本方針」に定めています。この基本方針では、戦略的リスク経営を支えるため、当社のリスクの状況を的確に把握し、各種リスクを統合して管理することなどを定めています。さらに基本方針に基づき、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

取締役会は、「ERM基本方針」を制定するほか、SOMPOホールディングスが定める「グループ リスク選好」に沿って、事業計画とあわせて、リスクテイク計画を策定します。

社長は、経営会議の協議を経て、リスク許容度に関する対応方針を決定します。また、経営会議では、経営陣が当社のリスク状況を把握したうえで、リスク管理に関する重要な事項を審議し、適切な意思決定を行います。

リスク管理部は、リスク管理態勢を整備・推進する役割を担います。さらに、各リスク管理担当部門は、経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。



戦略的リスク経営の運営

戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、資本を有効活用するために、グループ全体を4つの事業単位(国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業)に区分し、「グループ リスク選好」をふまえて、各事業単位に資本配賦を行っています。

当社は、配賦された資本をリスク許容度として、事業計画を策定し(Plan)、収益を獲得するためにリスクテイクし(Do)、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ(Check)、必要に応じて対応策を策定・実施する(Action)、PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営することで、利益目標の達成を目指しています。

戦略的リスク経営の運営では、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールしており、商品開発、資産運用計画などの個別の施策においても、経営の意思決定に活用しています。

リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、統一的な方法により強固なリスクコントロールシステムを構築しており、当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

①トップリスク管理

「重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク」をトップリスクと定義し、リスクオーナー(取締役)を定め、対応策の実施、進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

管理にあたっては、リスクを一元的に可視化し、より網羅的な対応策の策定・実施を行う枠組みとしてリスクレジスターを活用しています。

②自己資本管理

SOMPOホールディングスがグループ戦略上必要とする財務の健全性を維持するため、AA格相当の信頼水準に基づき、保有期間1年間で被る可能性がある損失額をVaR(Value at Risk)というリスク尺度で計測し、リスクが配賦された資本を超過しないよう管理しています。

また、リスクが資本を超過するおそれが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。



③ストレステスト

経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

シナリオ・ ストレステスト	金融市場の混乱や大規模災害の発生など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握しています。

④リミット管理

特定事象の発現により多額の損失が生じることを回避するため、与信リスク、出再リスクに対しては、SOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度を踏まえたリミットを設定し、適切に管理しています。

⑤エマージングリスク管理

「環境変化などにより新たに発現または変化し、将来、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定義し、リスクアセスメントなどを通じて選定したうえで、適切に管理しています。

エマージングリスクは、損失回避の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究の取り組みを進めています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付けをもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引が集中しないように、格付けに応じたリミットを設定して管理しています。

リスクカテゴリー別の管理

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険商品の開発または改定などを行う場合、商品企画部から独立した組織であるリスク管理部が保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼし得る影響などを検証しています。また、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用リスクモデルにより、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理しています。市場の変化に対し適時に対応できるよう、月次で資産情報を把握し、資産運用リスク量を計測しています。

また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理担当部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。

オペレーショナル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客さまの信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理を行っています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返れい金支出の増加、および巨大災害での多額の保険金支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返れい金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

大規模災害等への対応

当社は、「損保ジャパン日本興亜グループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本方針」を定めています。

この方針に従い、災害などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴

い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

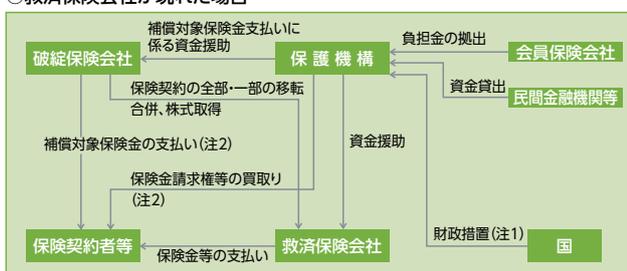
$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%です。(2016年4月現在)

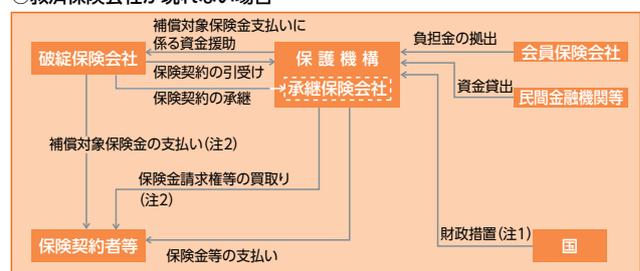
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>
 〈月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

CSRの取組み

企業の社会的責任 (CSR)	53
グループCSR重点課題	53
CSRの活動事例	54

CSRの取組み

企業の社会的責任(CSR)

当社は、経営基本方針のひとつに「社会的責任の遂行」を掲げています。環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

グループ全社員が共有すべき姿勢を示した「グループCSRビジョン」に基づき、全社をあげてCSRに関するさまざまな課題に取り組んでいきます。

グループCSRビジョン

SOMPOホールディングスグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。

また、常に一歩先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエント^{*}で持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※ レジリエント…弾力性のある柔軟な回復力を備えた、強靱な

グループCSR重点課題

5つの重点課題

1 防災・減災への取組み

防災・減災に資する商品・サービスなどの提供やさまざまな組織との協働プロジェクトを展開し、人々が安心・安全に暮らせる社会の実現に貢献しています。

2 健康・福祉への貢献

質の高い介護・ヘルスケアサービスなどの提供や健康・福祉の増進に資するプロジェクトを展開し、あらゆる人々がよりよく生活できる社会の実現に貢献しています。

3 地球環境問題への対応

気候変動への適応と緩和、生物多様性の保全などにバリューチェーンで対応し、新しいソリューションを提供することで、持続可能な社会の実現に貢献しています。

4 よりよいコミュニティ・社会づくり

社会貢献活動や地域の文化振興に資する活動などを通じ、ステークホルダーからもっとも信頼される企業グループとして、よりよいコミュニティ・社会の実現に貢献しています。

5 ダイバーシティの推進・啓発

基本的人権を尊重し、多様な個性を認め、ダイバーシティを推進することで、社員を含めたステークホルダーが活躍できる社会の実現に貢献しています。

目指す姿

3つの重点アプローチ

- 1 金融機能やデジタル技術などを活かした革新的な商品・サービスの提供
- 2 人材育成を意識したNPO・NGOなどをはじめとするさまざまなステークホルダーとの提携
- 3 継続的に支援し、培ってきた文化・芸術を通じた取組み



CSRの活動事例

みんなのひまわりプロジェクト

種にさわる。土をいじる。水をあげる。たったこれだけでも、ひまわりを育てることは、子どもたちに新しい体験と笑顔をあたえてくれます。そして、その笑顔を見守る大人たちにも、笑顔の輪を広げていきたい。当社は、笑顔の象徴としてひまわりの花をテーマに、2012年から「みんなのひまわりプロジェクト」を展開しています。

2016年度は当社公式ウェブサイト内に特設ページ (<http://www.himawari-life.co.jp/himawari-project/>) を開設し、ひまわりの育て方のポイントを写真付きで説明しているほか、一部の小学校のひまわり栽培の様子を掲載していきます。



「みんなのひまわり授業」

全国の小学校で実際にひまわりを育てる授業を実施しています。サイト上では、一部の小学校のひまわり栽培の様子を掲載しています。一緒にひまわりの成長を楽しみましょう。

「親守詩」の普及支援

親守詩(おやもりうた)とは、「親への感謝の気持ち」と「子どもへの親心」を、親子が共同で一つのうた(短歌など)にしたものです。親守詩の活動は、子から親へ「感謝の気持ち」や「愛情」をことばで表すことを通して、子どもと親が自らを振り返り、「親子の絆」を深め、より良い親子関係を構築するとともに、子どもがこれからの生き方を考える絶好の機会になればと考え、始まったものです。当社は、「親守詩全国大会」へ協賛するとともに、親守詩の普及支援を行っています。



親守詩全国大会の様子

SOMPOホールディングスの概要

経営について

CSRの取り組み

商品・サービス体制について

コーポレート・データ

業績データ

福祉作業所によるパンの販売

当社本社ビルにて、月に一度、近隣の福祉作業所にて製造したパンの販売を行っています。

福祉作業所は障がい者の就労支援のための施設で、主に知的障がいを持つ方々が、日々いろいろな作業を行いながら、地域社会に参加しています。

障がい者の方が、自分たちで製造したパンを自分たちで販売することにより、外部の人と触れ合う有意義な経験となっています。

新作パンなど毎回メニューを変えて10種類ほどの焼きたてパンが並ぶほか、ラスクやマフィンも販売しています。毎回販売開始前から社員が列を作り、短時間で完売するほどの人気です。



「認知症サポーター養成講座」の開催

今後増加が予想される認知症への理解を深めることを目的に、2016年1月「認知症サポーター養成講座」を開催しました。「認知症サポーター」とは、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者を指します。

講座では、職場や地域で認知症の方を支えるにはどうしたらいいか、介護をしている人をどう支援したらよいかを話し合いながら理解を深めました。

クオリティ・オブ・ライフ(QOL)の向上を図るサービス

当社は、がんにかかられた方のQOL(療養生活の質)向上を図るため、保険会社で初めて国立研究開発法人国立がん研究センターと連携・協力していくことに合意し、2011年7月28日、協定書を締結しました。

保険商品を通じた経済的サポートだけでなく、がんにかかられた方やそのご家族に対して国立がん研究センターとともにがん医療情報の普及推進などを行うことで、「がん」に関する知識を深めていただき、がんにかかられた方のQOLの向上に貢献します。

【主な活動内容】

国立がん研究センター(がん対策情報センター)作成の各種啓発ツールの認知向上支援

国立がん研究センター(がん対策情報センター)ではさまざまながん啓発ツールを作成・公開しています。

QOLは、情報を知っているか否かで大きく左右されることがあります。そのため、当社は国立がん研究センターの各種啓発ツールを紹介することにより、がん医療情報の普及促進を図っています。なかでも、日本人を対象とした研究成果から、がんになるリスクを低くするための、5つの生活習慣をまとめた冊子「科学的根拠に基づくがん予防」を取扱代理店を通じて配布することにより、さらなるがん情報の普及に努めています。



国立がん研究センター著作物
「科学的根拠に基づくがん予防」

骨髄・末梢血幹細胞のドナーへのサポート

当社は骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）に対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄・末梢血幹細胞移植があります。しかしながら、同移植を受けるには、骨髄・末梢血幹細胞のドナーと白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄・末梢血幹細胞を提供するには、「精神的な負担」（家族の説得・手術への不安等）・「経済的な負担」（入院にともなう休業損失）・「身体的な負担」（手術のリスク）等があり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われています。例えば「経済的な負担」に関しては、ドナーの方の入院費用は受容者側（移植を受ける人）の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄・末梢血幹細胞の採取には入院が必要で、この入院のために仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代等の間

接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払い（※）することで、ドナーの方の「経済的な負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。この手術給付金は、新規のお客さまだけでなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

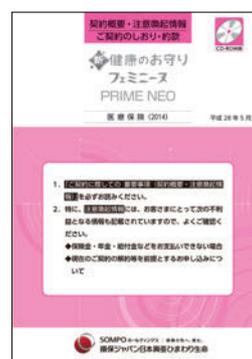
当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

※骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いの対象となるのは、責任開始日（または復活日）から起算して1年経過後の採取術です。また、手術給付金のお支払いは骨髄幹細胞の採取術と末梢血幹細胞の採取術を通算して1回を限度とします。

CD-ROM版「ご契約のしおり・約款」の提供

当社では、CD-ROM版の「ご契約のしおり・約款」を導入し、紙使用量の削減、環境への配慮に加えて、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

CD-ROM版の「ご契約のしおり・約款」は、①全文検索機能、②付箋貼り付け機能、③メモ機能、④拡大・縮小表示機能などがあるデジタルブックで収録しました。また、お客さまの視点に立ち、わかりやすさ、使いやすさを考慮した結果、実際にはご契約していない複数の商品を収録するのではなく、商品ごとにCD-ROMを分けてご提供しています。



商品・サービス体制について

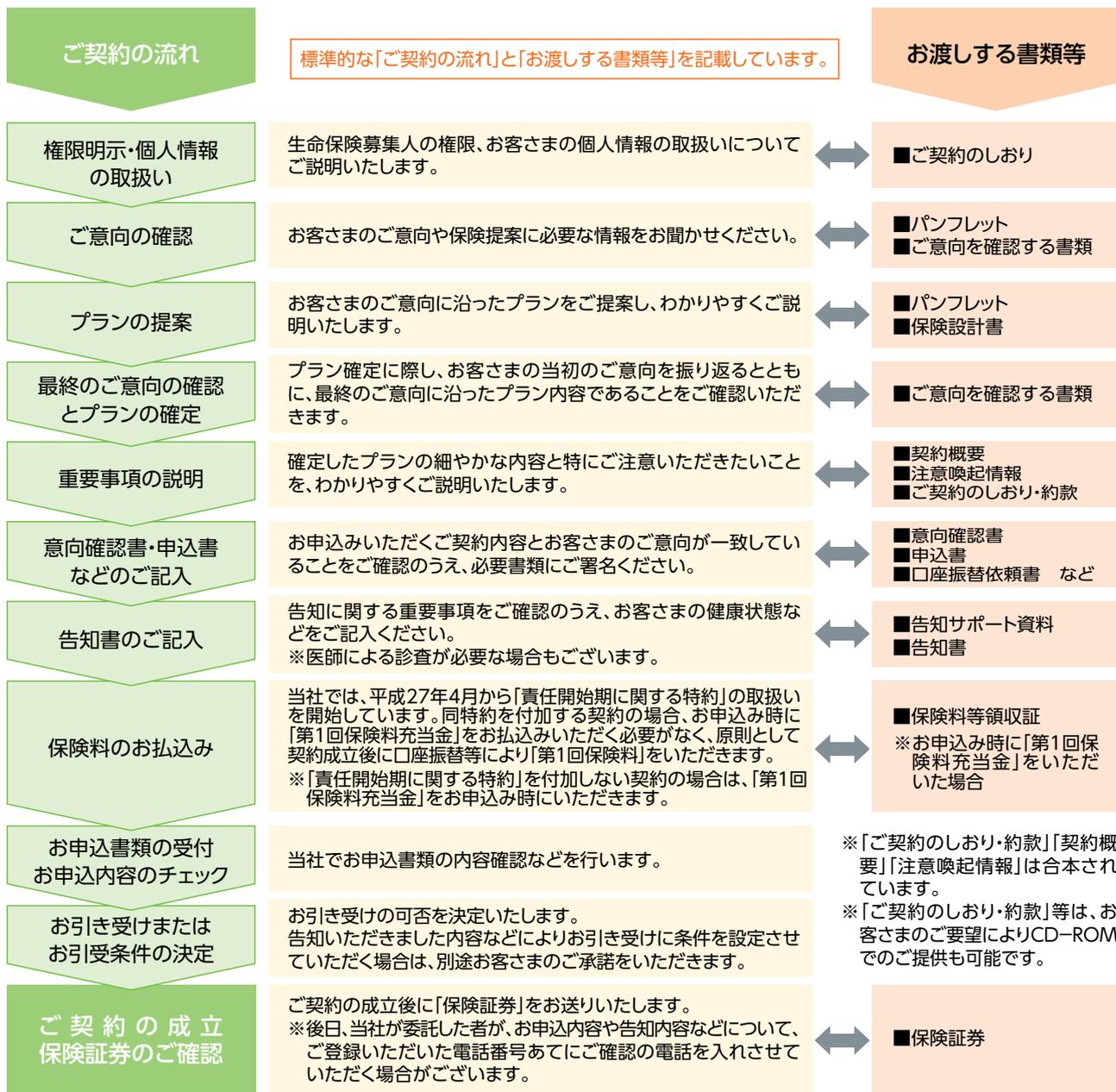
ご契約の流れ	59
保険金・給付金のお支払いまでの流れ	60
お申込みに際してのお客さまへの情報提供	61
情報開示	63
販売チャンネルのご案内	64
商品ラインアップ	65
健康・生活応援サービス	68
教育・研修の概略	69

商品・サービス体制について

ご契約の流れ(お申込手順～ご契約の成立についてご案内します)

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱代理店(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒

介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。



《クーリング・オフ制度について》

「責任開始期に関する特約」を付加している契約の場合、保険契約の申込日*から、15日以内に、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができ、書面の発信時(15日以内の消印有効)に、お申込みの撤回等の効力を生じます。この場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しいたします。

*「責任開始期に関する特約」を付加できない契約の場合は、次のとおりです。

- ・クレジットカード扱
申込日、またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
 - ・それ以外
申込日、または、第1回保険料充当金の領収日(契約者直接振込の場合は着金日)のいずれか遅い日
- ただし、次の場合にはお申込みの撤回等を行うことができません。
- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約(質権設定契約)の場合
 - ・ご契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
 - ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合

保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

1 お客さま

お手元に「保険証券」をご用意いただき、カスタマーセンター(0120-528-170)または取扱営業店までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者さまについて下記の内容をお伺いいたします。速やかに正確なお手続きができるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

■被保険者さまが亡くなられたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方(被保険者さま)とのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者さまのお名前
- 4.亡くなられた日
- 5.亡くなられた原因(病名または事故の内容など)
- 6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合はその詳細
- 7.受取人さまのご連絡先(必要書類のお送り先住所)

■被保険者さまが入院・手術・通院などをされたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・被保険者さまとのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者さまのお名前
- 4.病名または事故の内容
- 5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
 - ・入院日や入院予定日
 - ・正式な手術名と手術日(正式な手術名は主治医にご確認ください)
 - ・通院日や通院日数など
- 6.受取人さまのご連絡先(必要書類のお送り先住所)

※お電話での受付のほか、公式ウェブサイトでの受付も行っています。(http://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyuu/internet/)

2 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

- ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。
 - 当ガイドには保険金等をお受け取りいただける事例・いただけない事例などを具体的に記載しています。
- ※公式ウェブサイトにも掲載しています。(http://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyuu/guide/)

3 お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

- 必要書類(請求書、診断書など)をお取り揃えいただき、当社宛にご返送ください。
- ご請求の内容によって必要書類は異なります。

4 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求内容を確認します。

- 書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などをご確認させていただきます。
- 治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。(確認する場合は、あらかじめご連絡いたします。)

5 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

- ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。
- 支払手続後にお支払い内容の明細を郵送します。

6 お客さま

お支払い内容をご確認ください。

- お支払い内容の明細が届きましたら、内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

- 受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求(人)特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。(同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。)
- ご提出いただいた書類に記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

- カスタマーセンター保険金・給付金専用ダイヤル
☎ **0120-528-170**
- 受付時間/月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00
(日、祝日および12月31日～1月3日は除く)

お申込みに際してのお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しく ご理解いただくための取組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は商品を幅広くご用意しています。

ご契約のお申込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性を十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申込みいただけるよう取り組んでいます。

(1) 契約概要

ご契約のお申込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報（保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など）をまとめ、『ご契約に際しての重要事項（契約概要）』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2) 注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、お客さまに特にご注意いただきたい情報（お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について、健康状態などの告知について、保険金・給付金などをお支払いできない場合など）をまとめ、『ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3) ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。

(4) パンフレット

お客さまがご契約のお申込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・給付金などをお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5) 保険種類のご案内

お客さまのご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。

お客さまのご意向(ニーズ)とご提案内容の一致をご確認いただくための取組み

お客さまのご要望・ご意向(ニーズ)とご提案内容(保険種類、保険期間、保険金額、保険料など)が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取組みを行っています。

- ①取扱者が、お客さまのさまざまなご意向を都度正確に把握して商品プランをご提案し、最終的なご意向を把握します。
- ②その最終的なご意向に基づき、「意向確認書面」を作成します。
- ③最終的にご提案内容がお客さまのご意向(ニーズ)に一致していることを、お客さまと取扱者がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。
- ④その書面の写しを「お客さまの控」として、お客さまに必ずお渡すことにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、「意向確認書面」の内容をご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取組み

ご契約のお申込みの際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引受けやその後の保険金・給付金などをお支払いする際の大切な情報となります。

そのため、正しく告知いただけなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするため、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、次の(1)から(3)の取組みを行っています。

(1)告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知書をご記入いただく前に必ずご確認ください「告知書ご記入前の重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知書」のご記入にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

(2)お客さまの控

お客さまからご提出いただいた告知書の写しをお客さまの控として必ずお渡すことにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

(3)【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知書」の記入等に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける以下のフリーダイヤルをご用意しています。

【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

 **0120-526-805**

○受付時間/月～金 9:00～18:00

(土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く)

お申込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取組み

ご契約のお申込みをいただいた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取組みを行っています。

(1)意向確認書、申込書、告知書などの「お客さまの控」

ご契約のお申込みをいただいたお客さまには、ご意向(ニーズ)やお申込み内容などを、ご契約後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類について、その写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

(2)「保険証券」とその同封書類

(社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い)

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い」を同封させていただき、保険証券に記載された内容に誤りがないか、お客さまご自身にもご確認いただいています。

情報開示

お客さまをはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の開示に努めています。

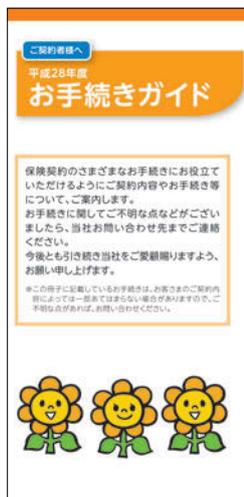
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状 2016 (ディスクロージャー誌)

当社の事業内容や決算内容などを取りまとめた冊子です。本社・支社および主要な取扱代理店の店頭に備え付けているほか、公式ウェブサイトにも掲載しています。



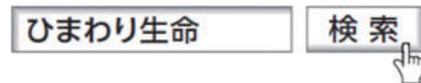
お手続きガイド

ご契約者さま向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、すべてのご契約者さまにお届けしています。



公式ウェブサイト

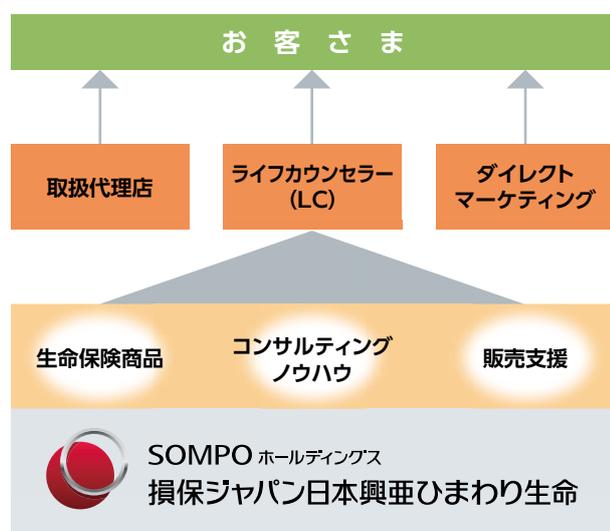
当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などを公式ウェブサイト上で提供しています。



販売チャンネルのご案内

販売チャンネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さま一人ひとりに最適な保障をご提案する「コンサルティングセールス」を推進しています。そして、保険商品・サービスを、次の3つの販売チャンネルでお客さまにお届けしています。



取扱代理店

多様化するお客さまニーズや各種リスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。

生命保険・損害保険の販売を主な業務とし、お客さまへ最適な保険商品をご提案する保険代理店、さまざまな金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を取扱代理店として登録することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛まで、幅広くお客さまニーズにお応えしています。

また、取扱代理店に対しては業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施するとともに、マーケットやチャンネル、取扱代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けすることを目指しています。

ライフカウンセラー(LC)

ライフカウンセラーは、基本理念である「ライフカウンセラーシップ」に基づき活動する精鋭の営業社員です。生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつライフカウンセラーが、お客さまと直接お会いし、お客さまをとりまく環境、家族構成、将来設計などさまざまな観点からコンサルティングを行い、お客さま一人ひとりに適した生命保険を提案しています。

また、お客さまに適切なサポートやアドバイスを提供しつづけるために、絶えず知識の習得に努めています。

ライフカウンセラーは生命保険のプロフェッショナルとして、生涯にわたってお客さまとご家族の人生をサポートし、安心と感動をお届けしつづけることを目指しています。

ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。通信販売には、クレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式とインターネットなどへの広告出稿による、募集代理店を介さない直販方式があります。いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送でお手続きできます。

さらに、2015年7月から郵送による通信販売に加えて、インターネットでお申込み手続きを完了するサービスを開始しました。このサービスによって、郵送で資料をご請求いただくことなく、お客さまのご都合にあわせていつでもお申込み手続きがができます。

募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、お客さまにご満足いただけるよう努めており、さらなる高品質の安心をより便利にお届けすることを目指しています。

商品ラインアップ

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客さまに最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改定を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

『新・健康のお守り』(医療保険(2014)終身タイプ)

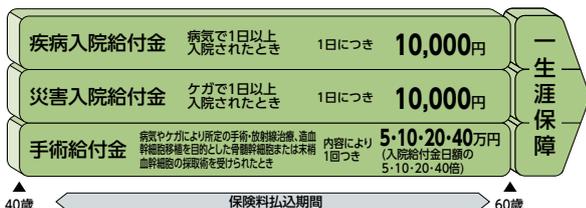
当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてきました。2014年5月2日には、累計120万件を販売した「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)をリニューアルし、保障内容のさらなる充実と保険料の低廉化を両立した「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売いたしました。『新・健康のお守り』は、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による入院の場合、通算の支払限度(従来:1,000日)が無制限になることに加え、「三大疾病支払日数無制限特則」を別途付加いただくと、1回あたりの入院の支払限度(従来:60日等)も無制限になります。また、手術保障の支払の基準を約款記載の手術別表から公的医療保険に連動させるとともに、給付倍率(40・20・10・5倍)の基準も開頭手術・がんに対する開腹手術などの平易な定義にリニューアルしました。「公的医療保険が適用されない先進医療」に備える「先進医療特約」については、通算支払限度(従来:1,000万円)を2,000万円に引き上げました。



仕組図

ご契約例 (保険期間:終身・死亡保険金不担保特則付加)

40歳男性
B型・手術1型・60日型
保険料払込期間:60歳払済
入院給付金日額:10,000円



『新・健康のお守り ハート』

(払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険)

当社は、2015年4月2日に限定告知医療保険の新商品「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売しました。

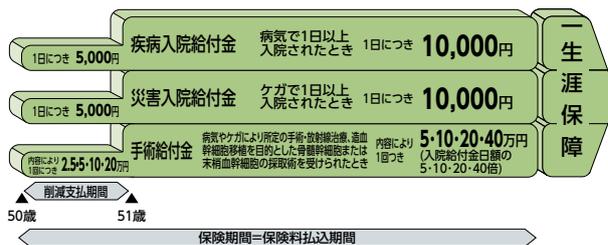
ご好評をいただいている『新・健康のお守り』ですが、健康上の理由などによりご加入をお断りするケースもあります。そのようなお客さまにも保障をご提供できるよう、『新・健康のお守り ハート』では、告知項目を限定して引受基準を緩和したほか、『新・健康のお守り』の特長を踏襲した保障内容としました。「三大疾病支払日数無制限特則」「限定告知医療用先進医療特約」「限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約」を付加することもできます。



仕組図

ご契約例

50歳男性
手術1型
保険期間:終身
保険料払込期間:終身
入院給付金日額:10,000円



おかげさまで「新・健康のお守り」「新・健康のお守り ハート」ともご好評いただき、発売以来の合計申込件数が合わせて60万件となりました。(※2016年3月現在)

『勇気のお守り』(がん保険(2010)終身タイプ)

当社は、2010年11月にがん保険『勇気のお守り』を発売しました。

近年、医療技術の進歩もあり、がん治療の中心は入院から通院にシフトし、抗がん剤や放射線などによる治療を通院しながら受けるケースが増加しています。そうしたQOL (Quality of Life:生活の質)を重視した治療は、痛みや入院によって仕事を続けることができないなどの不安やストレスを軽減します。

『勇気のお守り』は、そうした通院治療を続けるお客さまの生活サポートを目的に開発した保険です。業界でも初となる「外来治療給付金」を導入し、入院を伴わない通院も保障の対象としました。外来治療給付金は、抗がん剤や放射線などによる治療が続くかぎり、保障の対象となります。また、「がん」と診断確定されたら、治療開始前でも診断給付金を受け取ることができ、前回の診断給付金のお支払いから2年を経過していれば再発・転移による2回目以降の診断確定時にも同額の診断給付金を受け取ることができるなど、経済面での「安心」を提供するためのきめ細かな保障を実現しています。通院を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「勇気」を、保険商品を通じてサポートしていきます。



仕組図

ご契約例(BII型)

40歳男性
 保険期間:終身
 保険料払込期間:60歳払済
 がん入院給付金日額:20,000円



《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

『家族のお守り』(無解約返戻金型収入保障保険)

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に、以後の保険料の払込みは免除となるほか、特定疾病年金を年金支払期間(2年間)が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。



『一生のお守り』(無配当低解約返戻金型終身保険)

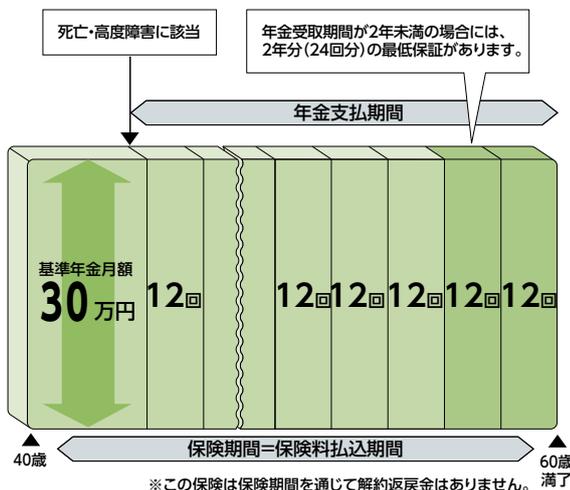
万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、無配当終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は無配当終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご活用いただくことも可能です。



仕組図

ご契約例

40歳男性
年金支払保証期間:2年
保険期間:60歳満了
保険料払込期間:60歳払済
基準年金月額:30万円

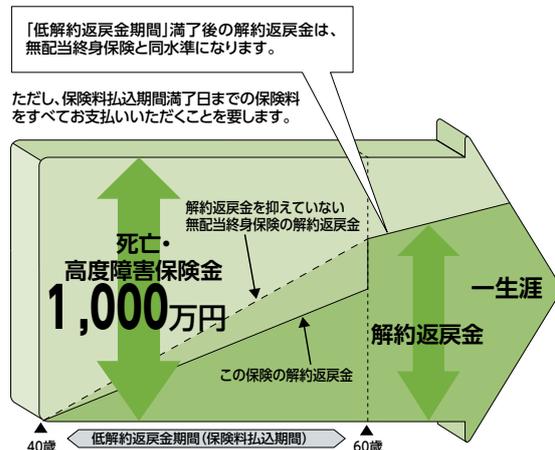


仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
保険金額:1,000万円

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を、低解約返戻金期間としています。その期間は、解約返戻金を無配当終身保険の70%(低解約返戻金割合)に抑えています。



健康・生活応援サービス

サービス提供の趣旨

健康・生活応援サービスは、生命保険という「万が一」が起きたときの保障だけでなく、「万が一」を起さなくし、健康で豊かな生活を送っていただくための一助として、お客さまに提供するサービスです。

サービス概要

各企業と提携し、健康・医療相談サービスをはじめとする10のサービスを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さまおよびそのご家族の方に提供しています。(2016年7月現在)



▶ 健康・医療相談などのサービス



▶ 人間ドック・検診などのサービス



▶ 日常生活に関するサービス

▶ 健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師など専門医療スタッフがお電話でお答えします。

▶ PET検診 紹介・予約サービス

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

▶ 介護関連相談サービス

介護方法や福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお答えします。また、介護サービス事業所や有料老人ホームのご紹介、介護用品・福祉機器の取扱業者へお取次ぎも行います。

▶ 医療機関の情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

▶ 人間ドック 紹介・予約サービス

全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

▶ 家事代行紹介サービス

ご家族の入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときなど、家事代行サービス事業者をご紹介します。

▶ ドクターアドバイスサービス(予約制)

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師とお電話でご相談いただけます。また、ご希望があれば、「セカンドオピニオン」を受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

▶ 郵送検査紹介サービス

ご自宅にしながら検査ができるサービスを割引料金でご紹介します。ご自宅に送付される検査キットを使って、説明書の指示どおりにご自身で血液などを採取いただき、返送していただくだけで検査結果が届きます。

▶ 生活関連相談サービス(予約制)

社会保険労務士による国民年金・厚生年金のご相談、税理士による税務相談、弁護士・司法書士による法律相談に電話でお答えします。

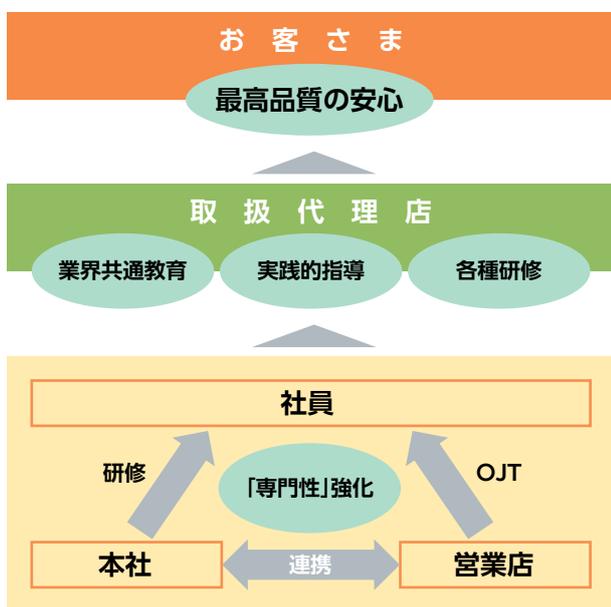
▶ セキュリティサポート紹介サービス

ホームセキュリティ、空き家などの管理、ご高齢者向けサービスなど、ALSOK(総合警備保障株式会社)が提供するセキュリティ商品をご紹介します。ご成約された場合、月額警備料金の最大2か月分が無料になります。

教育・研修の概略

当社は、お客さまからの幅広いご相談・ご要望に対して、最適な保障をご提案できるよう、取扱代理店・社員の教育・研修に取り組んでいます。

2016年4月に、社員の教育を担う能力開発部と社員の採用・配置などを担う人事総務部を統合し、人財開発部を設置しました。人事制度と教育・研修制度の連動を図り、また、本社・営業店が連携して支援することで、社員の人財力向上を図ります。そして、ビジネスパートナーである取扱代理店を通じてお客さまへ最高品質の安心をお届けします。



代理店教育・研修

業界共通教育に加え、当社独自の実践的指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス教育などを各種研修、e-ラーニング、ツール類の提供により実施しています。

◎業界共通教育の流れ



◎当社独自の教育

◆ロールプレイングによる実践的指導

当社営業店の社員による日常指導、および損保ジャパン日本興亜の課支社と連携した営業活動を通じてロールプレイングをはじめとした実践的指導を実施しています。

◆各種ツール・テキスト類の提供

周辺知識まで含めた生命保険に関する専門的な知識を高めることを目的に各種ツール・テキストを提供し、自己研さんを促進しています。

社員教育・研修

多様な職種・経歴の社員一人ひとりの成長を引き出すことを目的に、さまざまな教育プログラムを実施しています。

◎各種研修

キャリアアップに応じてその役職に求められる知識や能力を身につけるために階層別の研修を実施しています。また、多様な社員の個別の課題に応じた研修メニューを数多く取り揃えた任意参加型の集合研修を実施し、社員一人ひとりの専門性の強化を図っています。

◎OJT

職場内での教育を支援することを目的にOJTサポーター制度を導入しています。職場全員が教育担当者(OJTサポーター)になることで、職場内で教え学び合い、組織で社員の能力を高める環境を構築しています。

◎自己啓発

資格取得支援、通信教育、e-ラーニング、教育ツールの提供により、社員一人ひとりの専門性を高める教育に取り組んでいます。

e-ラーニング

当社は、取扱代理店・社員・ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを活用しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習(教育)システムです。e-ラーニングの導入により、インターネット環境があればパソコンのほかスマートフォン、タブレット端末でいつでも、どこでも、何度でも必要な研修を自主的に受けることができ、きめ細やかな教育を実現しています。

たとえば、取扱代理店向けには生命保険募集人のさらなる資質向上を目指し、継続・反復的に学習ができるようさまざまなコンテンツを提供しています。また、社員・ライフカウンセラー向けとして自学自習用のコンテンツ提供やお客さま対応力を強化するためのトレーニング、コンプライアンステストの実施などに活用しています。

さらに、動画配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段としても活用しています。



データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 保険会社の概況及び組織

1. 沿革	73~74
2. 経営の組織	75~76
3. 店舗網一覧	77~78
4. 資本金の推移	79
5. 株式の総数	79
6. 株式の状況	79
(1) 発行済株式の種類等	79
(2) 大株主	79
7. 主要株主の状況	79
8. 取締役、執行役員及び監査役	80~81
9. 会計監査人の名称	81
10. 従業員の在籍・採用状況	82
11. 平均給与(内勤社員)	82
12. 平均給与(営業職員)	82

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	83
2. 経営方針	83

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	84
2. 契約者懇談会開催の概況	84
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、 及び苦情からの改善事例	84
4. 契約者に対する情報提供の実態	85
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	85
6. 社員・代理店教育・研修の概略	85
7. 新規開発商品の状況	85
8. 保険商品一覧	85~88
9. 情報システムに関する状況	88
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	88

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標	89
---------------	----

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	90~98
2. 損益計算書	99~100
3. キャッシュ・フロー計算書	101~102
4. 株主資本等変動計算書	103~104
5. 債務者区分による債権の状況	105
6. リスク管理債権の状況	105
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	105
8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	106

9. 有価証券等の時価情報(会社計)	107~110
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	111
11. 計算書類等について会社法による 会計監査人の監査	112
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について 金融商品取引法に基づく監査証明	112
13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る 内部監査の有効性	112
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって 事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる ような事象または状況その他保険会社の経営に 重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、 その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析 及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、 又は改善するための対応策の具体的内容	112

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	113
(2) 保有契約高及び新契約高	113
(3) 年換算保険料	113
(4) 保障機能別保有契約高	114~115
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	115
(6) 異動状況の推移	116~117
(7) 契約者配当の状況	117~119
2. 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	119
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	119
(3) 新契約率(対年度始)	119
(4) 解約失効率(対年度始)	119
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	120
(6) 死亡率(個人保険主契約)	120
(7) 特約発生率(個人保険)	120
(8) 事業費率(対収入保険料)	120
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	120
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する 支払再保険料の割合	121
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	121
(12) 未収受再保険金の額	121
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合	121

本冊子では、特段の注記などがないかぎり、2010年度(平成22年度)以前は、損保ジャパンひまわり生命(存続会社)の数値を、2011年度(平成23年度)は、2011年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命の数値および2011年10月～2012年3月の損保ジャパン日本興亜ひまわり生命(当時:NKSJひまわり生命)の数値を記載しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表	122
(2) 責任準備金明細表	122
(3) 責任準備金残高の内訳	123
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	123
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	123
(6) 契約者配当準備金明細表	124
(7) 引当金明細表	124
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	124
(9) 資本金等明細表	125
(10) 保険料明細表	125
(11) 保険金明細表	125
(12) 年金明細表	125
(13) 給付金明細表	126
(14) 解約返戻金明細表	126
(15) 減価償却費明細表	126
(16) 事業費明細表	126
(17) 税金明細表	127
(18) リース取引	127
(19) 借入金残存期間別残高	128

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況	128～129
(2) 運用利回り	129
(3) 主要資産の平均残高	130
(4) 資産運用収益明細表	130
(5) 資産運用費用明細表	131
(6) 利息及び配当金等収入明細表	131
(7) 有価証券売却益明細表	131
(8) 有価証券売却損明細表	132
(9) 有価証券評価損明細表	132
(10) 商品有価証券明細表	132
(11) 商品有価証券売買高	132
(12) 有価証券明細表	132
(13) 有価証券残存期間別残高	133
(14) 保有公社債の期末残高利回り	133
(15) 業種別株式保有明細表	134
(16) 貸付金明細表	135
(17) 貸付金残存期間別残高	135
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	135
(19) 貸付金業種別内訳	135
(20) 貸付金使途別内訳	135
(21) 貸付金地域別内訳	135
(22) 貸付金担保別内訳	135

(23) 有形固定資産明細表	136
(24) 固定資産等処分益明細表	136
(25) 固定資産等処分損明細表	137
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	137
(27) 海外投融資の状況	137～138
(28) 海外投融資利回り	138
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	138
(30) 各種ローン金利	138
(31) その他の資産明細表	138
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	139～140

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	141
2. 法令遵守の体制	141
3. 法第二百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	141～142
4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)	142
5. 個人データ保護について	142
6. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	142

VIII. 特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況	143
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	143
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(1) 保有契約高	144
(2) 年度末資産の内訳	144
(3) 運用収支状況	145
(4) 有価証券等の時価情報	145

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

用語集	146～153
-----	---------

I. 保険会社の概況及び組織

① 沿革

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革

2011年(平成23年)	10月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 「医療保険(08)手術追加給付特約」を新設
2012年(平成24年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	7月	「みんなのひまわりプロジェクト」をスタート
	10月	保有契約件数300万件達成
2013年(平成25年)	12月	「介護前払特約」と「年金移行特約」を発売 「ネット口座振替受付サービス」を開始
	2月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)の販売件数が100万件を突破
2014年(平成26年)	6月	タブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」を金融機関向けに提供開始
	5月	商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に「セキュリティサポート紹介サービス」を追加 「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売
	9月	社名を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更 タブレット端末用経営者向け必要保障額シミュレーション「法人Sアプリ」を提供開始
2015年(平成27年)	12月	タブレット端末用の保険料計算ツール「保険設計アプリ」を取扱代理店向けに提供開始
	4月	「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守りハート』)を発売
	9月	「電話による契約者貸付サービス」の開始
2016年(平成28年)	10月	「低解約返戻金型定期保険」を発売
	1月	本社ビルを適用範囲とした「ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)」の認証を取得

旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

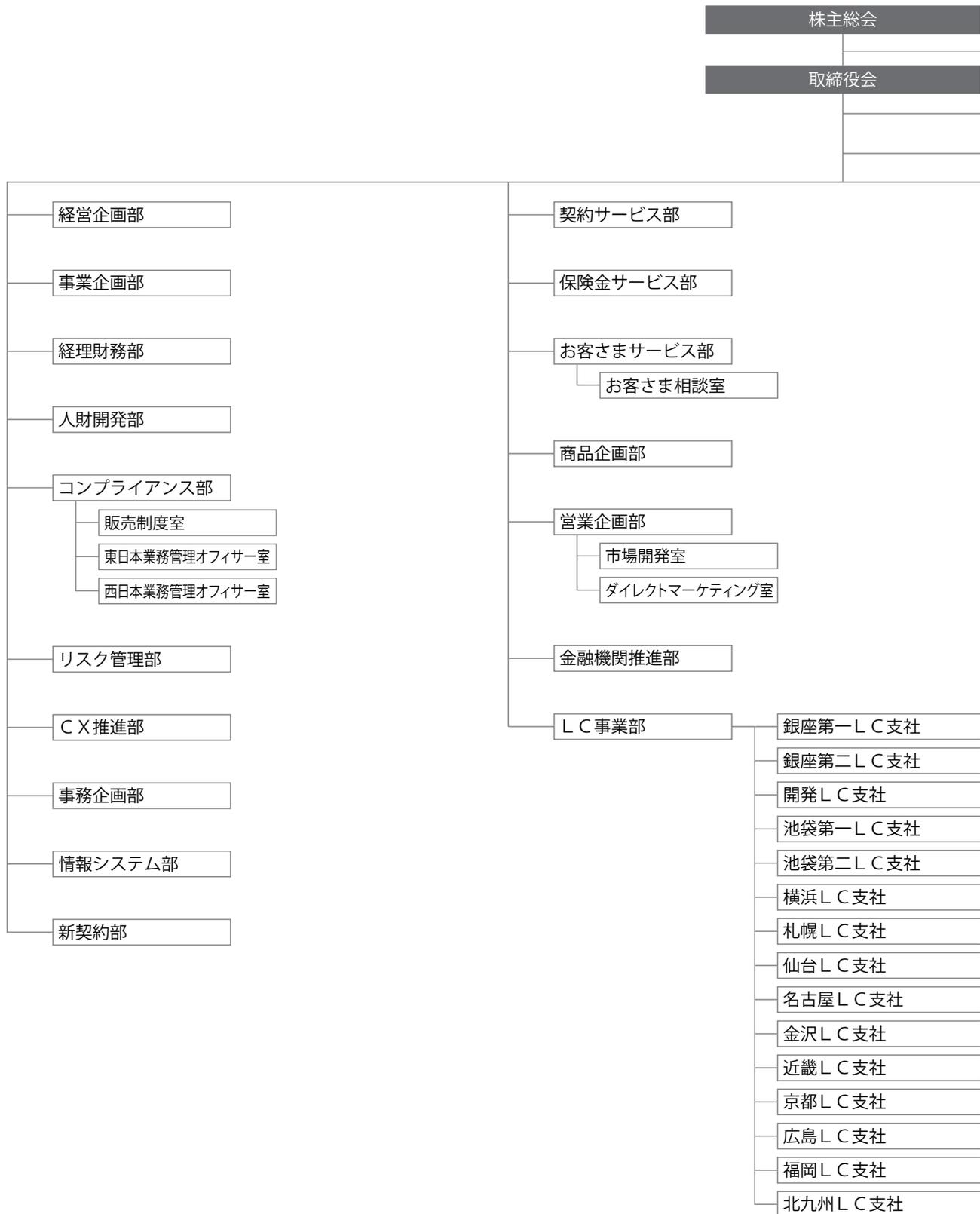
1981年(昭和56年)	7月	Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立
1982年(昭和57年)	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
1983年(昭和58年)	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
1993年(平成5年)	7月	安田火災が株式の10%を取得
1996年(平成8年)	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託を開始
1997年(平成9年)	1月	社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更
1999年(平成11年)	4月	安田火災が株式の29%を追加取得(出資割合39%)
2001年(平成13年)	1月	筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に) 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更
	12月	安田火災が株式の40%を追加取得(出資割合100%)
2002年(平成14年)	7月	株式会社損害保険ジャパン(安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併)の発足に伴い 社名を損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更
2008年(平成20年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	8月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)を発売
2009年(平成21年)	5月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『家族のお守り』)をリニューアル
2010年(平成22年)	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞 日経ヴェリタス賞」を受賞(受賞対象『健康のお守り』)
	3月	日本興亜生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	11月	「がん保険(2010)」(ペットネーム『勇気のお守り』)を発売
2011年(平成23年)	4月	日本興亜生命との合併契約を締結
	9月	日本興亜生命との合併認可を取得

旧日本興亜生命の沿革

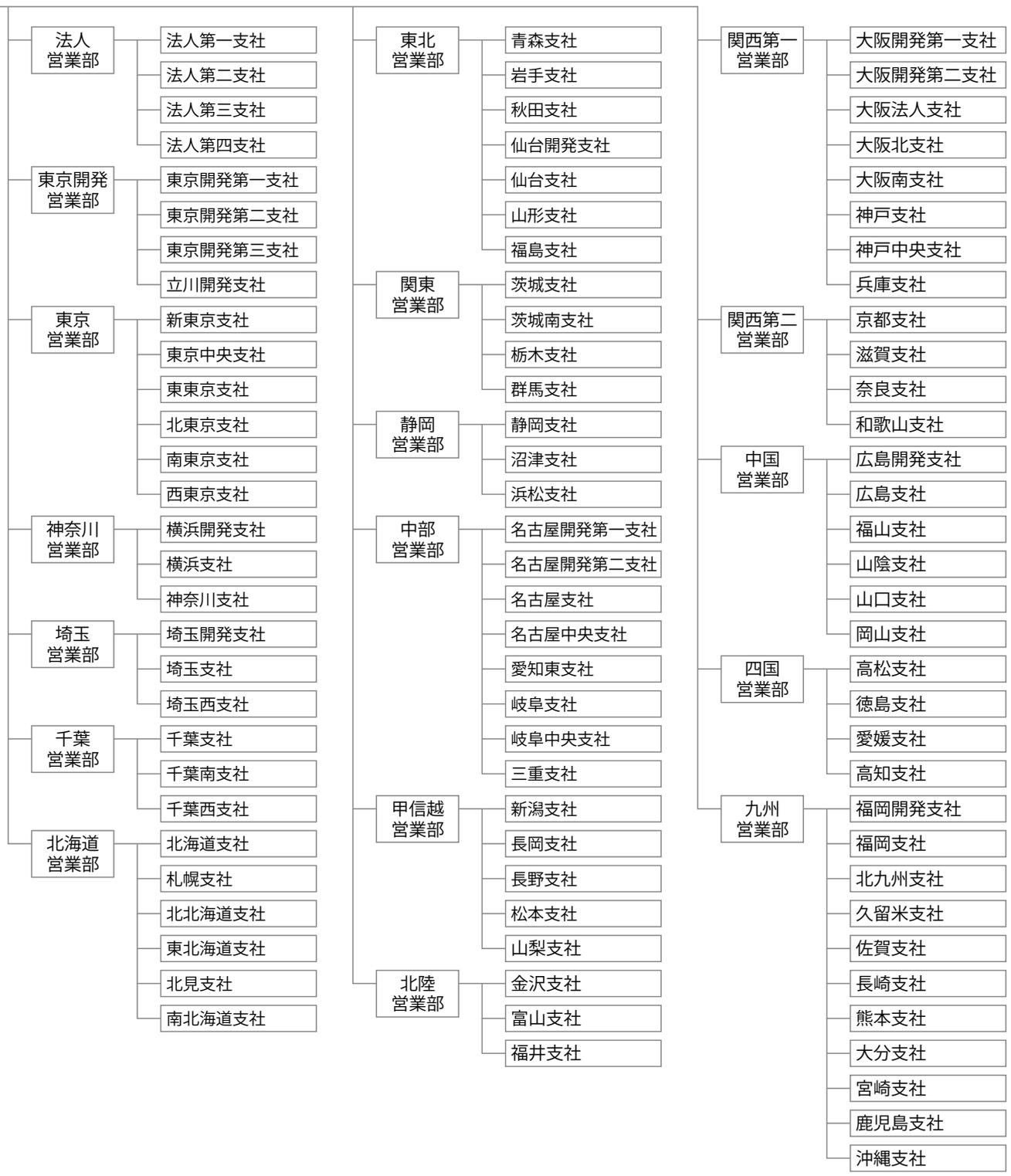
1996年(平成8年)	8月	日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で 日本火災パートナー生命保険株式会社および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立
	10月	営業開始
2001年(平成13年)	4月	日本興亜損害保険株式会社(日本火災と興亜火災が合併)の発足に伴い 日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる
2008年(平成20年)	8月	「医療保険(08)」(ペットネーム『ホッとメディカル』)を発売
2010年(平成22年)	3月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	6月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『新収入保障保険』)をリニューアル
2011年(平成23年)	4月	損保ジャパンひまわり生命との合併契約を締結
	9月	損保ジャパンひまわり生命との合併認可を取得

I. 保険会社の概況及び組織

② 経営の組織



(2016年7月1日現在)



I. 保険会社の概況及び組織

③ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3111
法人営業部	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-5721
法人第一支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9311
法人第二支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9314
法人第三支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-6101
法人第四支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-5323-0281
東京開発営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0500
東京開発第一支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0501
東京開発第二支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0502
東京開発第三支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0504
立川開発支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-529-4550
東京営業部	163-0439	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階	03-3348-6231
新東京支社	163-0439	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階	03-5323-8690
東京中央支社	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 損保ジャパン日本興亜築地ビル4階	03-3545-6751
東東京支社	110-0015	東京都台東区東上野3-3-3 プラチナビル3階	03-3835-6051
北東京支社	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル3階	03-3344-1545
南東京支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル5階	03-3409-9017
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-526-5211
神奈川営業部	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-2521
横浜開発支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-3851
神奈川支社	243-0014	神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階	046-230-2260
埼玉営業部	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル6階	048-643-1961
埼玉開発支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル6階	048-643-1781
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル4階	048-645-3591
埼玉西支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川TKBビル3階	049-226-9050
千葉営業部	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階	043-243-5761
千葉支社	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階	043-243-5621
千葉南支社	292-0805	千葉県木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階	0438-23-4711
千葉西支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア2 1 10階	047-435-0710
北海道営業部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-261-4611
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-261-3460
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階	011-241-6378
北北海道支社	070-0033	北海道旭川市三条通9-710 損保ジャパン日本興亜旭川ビル5階	0166-24-3341
東北海道支社	080-0801	北海道帯広市東1条南10-2-1 損保ジャパン日本興亜帯広ビル5階	0155-25-4780
北見支社	090-0024	北海道北見市北4条東2-1 損保ジャパン日本興亜北見ビル5階	0157-24-3610
南北海道支社	040-0015	北海道函館市梁川町16-24 損保ジャパン日本興亜函館ビル4階	0138-53-2712
東北営業部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-1921
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン日本興亜青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン日本興亜盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
仙台開発支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-295-8601
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-2761
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン日本興亜山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6421
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン日本興亜水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0032	茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング11階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン日本興亜宇都宮ビル7階	028-643-3621
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン日本興亜前橋ビル7階	027-223-5126
静岡営業部	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-14 呉服町圭田ビル8階	054-272-6100
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
沼津支社	410-0801	静岡県沼津市大手町5-6-7 ヌマツスルガビル9階	055-951-1110
浜松支社	430-0946	静岡県浜松市中区元城町216-1 損保ジャパン日本興亜浜松ビル2階	053-451-1160
中部営業部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6401
名古屋開発第一支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6430
名古屋開発第二支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階	052-972-6385
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-6364
名古屋中央支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-1951
愛知東支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフロント・サウラタワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8856	岐阜県岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2階	058-253-6100
岐阜中央支社	500-8856	岐阜県岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2階	058-252-1611
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階	059-223-1401

(2016年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
甲信越営業部			
甲信越営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6429
新長	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長	940-0064	新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン日本興亜長岡ビル5階	0258-39-8371
松	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン日本興亜長野ビル5階	026-235-8015
山	390-0814	長野県松本市本庄1-13-5 損保ジャパン日本興亜松本ビル4階	0263-36-0822
山	400-0858	山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン日本興亜鮎川ビル2階	055-232-8072
北陸営業部			
北陸営業部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階	076-261-6177
金	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階	076-261-6071
富	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜富山ビル6階	076-444-7740
福	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン日本興亜福井ビル1階	0776-21-1482
関西第一営業部			
関西第一営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6550
大阪	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6521
大阪	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6831
大阪	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6445-7621
大阪	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階	06-6223-5178
大阪	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階	06-6205-3811
神戸	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階	078-321-0481
神戸	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階	078-321-0631
兵庫	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-1 損保ジャパン日本興亜姫路ビル4階	079-284-5757
関西第二営業部			
関西第二営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6580
京	604-8152	京都府京都市中京区丸太町錦小路上/手洗水町671 損保ジャパン日本興亜ユニバース京都ビル7階	075-211-6713
滋	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン日本興亜大津ビル1階	077-527-1233
和	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービルディング2階	0742-36-8751
和	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国営業部			
中国営業部	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3051
広	730-0032	広島県広島市中区立町2-27 N B F 広島立町ビル12階	082-242-1665
広	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3041
福	720-0812	広島県福山市霞町1-1-1 福山信愛ビル5階	084-923-7811
山	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン日本興亜松江ビル4階	0852-27-8211
山	753-0076	山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン日本興亜山口ビル6階	083-922-1033
岡	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン日本興亜岡山ビル6階	086-222-0911
四国営業部			
四国営業部	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階	087-822-6510
高	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階	087-851-4678
徳	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟7階	089-931-6282
高	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン日本興亜高知ビル2階	088-825-0321
九州営業部			
九州営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-471-7575
福	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン日本興亜北九州ビル7階	093-521-2622
久	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 MEDIA A 7ビル2階	0942-39-5801
佐	840-0815	佐賀県佐賀市天神2-2-37 損保ジャパン日本興亜佐賀天神ビル1階	0952-28-4300
長	850-0033	長崎県長崎市方町3-16 損保ジャパン日本興亜長崎ビル2階	095-823-3481
熊	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY 熊本ビル3階	096-356-1003
大	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン日本興亜大分ビル4階	097-536-6411
宮	880-0805	宮崎県宮崎市橋通東5-3-10 損保ジャパン日本興亜宮崎ビル1階	0985-27-6688
鹿	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階	099-250-7701
沖	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング中2階	098-863-3386
ライフカウンセラー支社			
銀	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5131
銀	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5171
開	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル9階	03-5565-2571
池	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60ビル19階	03-3590-1501
池	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60ビル19階	03-3590-1506
横	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワー A 11階	045-682-5321
札	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ4階	011-222-3813
仙	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
名	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階	052-972-6361
金	920-0869	石川県金沢市上堤町1-15 金沢上堤町ビル10階	076-235-2301
近	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル4階	06-6441-1781
京	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 KDX丸丸ビル3階	075-213-2958
広	730-0016	広島県広島市中区鞆町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産 16号館12階	093-522-5488

SOMPOホールディングスの概要

経営について

CSRの取り組み

商品・サービス体制について

コーポレート・データ

業績データ

I. 保険会社の概況及び組織

4 資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1981年 7月 7日	—	400	会社設立
1981年 9月18日	1,200	1,600	
1981年 9月30日	1,900	3,500	
1987年 3月31日	1,150	4,650	
1988年 3月26日	600	5,250	
1990年 6月28日	2,000	7,250	
2007年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

5 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1名

6 株式の状況

(1)発行済株式の種類等

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	27,250千株	—

(2)大株主

(単位:千株、%)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	27,250	100.0	—	—

当社の株主は上記1名のみです。

7 主要株主の状況

名称	主たる営業所 または 事務所の所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等 に占める所有 株式等の割合
損保ジャパン 日本興亜ホ ールディングス 株式会社	東京都新宿区 西新宿一丁目 26番1号	1,000億円	損害保険会社、生命保険会社その他の保 険業法の規定により子会社等とした会社 の経営管理およびこれに附帯する業務	2010年4月1日	100.0%

8 取締役、執行役員及び監査役

(2016年7月1日現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	タカハシ カオル 高橋 薫 (昭和31年5月13日)	昭和54年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成24年4月 平成27年4月 平成27年6月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員人事部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 当社代表取締役社長社長執行役員(現職) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社取締役(現職)
取締役 副社長執行役員 (代表取締役)	ハラダ ハジメ 原田 肇 (昭和31年8月18日)	昭和54年4月 平成22年4月 平成24年4月 平成26年4月 平成27年4月	日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員東北本部長 同社常務執行役員東北本部長 そんぽ24損害保険株式会社 代表取締役社長社長執行役員 当社代表取締役副社長執行役員(現職)
取締役 専務執行役員	エンドウ アキラ 遠藤 憲 (昭和32年12月10日)	昭和55年4月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成26年9月 平成27年4月	興亜火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員(休職) NKSシステムズ株式会社(現 損保ジャパン日本興亜システムズ株式会社)代表取締役会長 同社執行役員(休職) NKSシステムズ株式会社(現 損保ジャパン日本興亜システムズ株式会社)代表取締役社長 同社常務執行役員(休職) NKSシステムズ株式会社(現 損保ジャパン日本興亜システムズ株式会社)代表取締役社長 同社常務執行役員(休職) 損保ジャパン日本興亜システムズ株式会社代表取締役会長 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	カシワバラ ヨシヒト 柏原 欣仁 (昭和35年2月17日)	昭和57年4月 平成25年4月 平成26年4月 平成27年4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社理事 兼株式会社ジャパン保険サービス(現 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社)取締役専務執行役員 同社執行役員四国本部長 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役 常務執行役員	オオバ ヤスヒロ 大場 康弘 (昭和40年9月30日)	昭和63年4月 平成26年7月 平成28年4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社取締役執行役員経営企画部長 当社取締役常務執行役員(現職)
常務執行役員	クワシゲ リュウゾウ 桑重 柳三 (昭和34年7月6日)	昭和62年1月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年10月 平成25年4月 平成28年4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員中部・静岡営業本部長 当社執行役員関東営業部長兼埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員関西第一営業部長 当社常務執行役員東京開発営業部長(現職)
取締役 執行役員	ナカジマ ヤスマサ 中島 康将 (昭和40年10月5日)	昭和63年4月 平成28年4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社取締役執行役員(現職)
取締役 (非常勤)	ツジ シンジ 辻 伸治 (昭和31年12月10日)	昭和54年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成23年6月 平成24年4月 平成26年4月 平成28年4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員カスタマーサービス部長 同社常務執行役員 NKSホールディングス株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社)取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員兼当社取締役(現職)

I. 保険会社の概況及び組織

(2016年7月1日現在)

役 職 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	
執行役員	オオイシ ヒロシ 大石 浩 (昭和34年4月22日)	昭和 61年 3月 平成 24年 4月 平成 25年 4月 平成 27年 4月 平成 28年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員関信越営業部長 当社執行役員九州第一営業部長 当社執行役員九州営業部長 当社執行役員関西第一営業部長(現職)
執行役員	セト マサユキ 瀬戸 雅之 (昭和35年11月15日)	昭和 58年 4月 平成 25年 4月 平成 26年 4月	日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員コンプライアンス部長(現職)
執行役員	コバヤシ ケンイチ 小林 健一 (昭和34年7月19日)	平成 9年 8月 平成 26年 4月 平成 28年 4月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員人財開発部長(現職)
執行役員	コンドウ ミツヒロ 近藤 充弘 (昭和36年1月23日)	昭和 59年 4月 平成 28年 4月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員関東営業部長(現職)
執行役員	キヨミヤ ヒトシ 清宮 均 (昭和36年9月2日)	昭和 61年 4月 平成 28年 4月 平成 28年 7月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員事務企画部長 当社執行役員事務企画部長兼CX推進部長(現職)
執行役員	モリタ トモユキ 森田 智之 (昭和41年9月13日)	平成 7年 6月 平成 28年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員営業企画部長(現職)
執行役員	カンノ フミオ 菅野 文雄 (昭和42年12月5日)	平成 14年 5月 平成 28年 4月	安田火災ひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険)入社 当社執行役員経営企画部長(現職)
監査役	イシザワ ヒデト 石澤 英人 (昭和29年4月12日)	昭和 53年 4月 平成 20年 4月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 24年 4月 平成 24年 6月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社常務執行役員東北本部長 同社常務執行役員中国本部長兼四国本部長 同社常務執行役員中国本部長 同社顧問 当社監査役(現職)
監査役	モリウチ テツオ 守内 哲男 (昭和27年4月10日)	昭和 51年 4月 平成 17年 8月 平成 21年 7月 平成 28年 6月	建設省(現 国土交通省)入省 財団法人日本建設情報総合センター理事 社団法人不動産流通経営協会(現 一般社団法人不動産流通経営協会)専務理事 当社監査役(現職)
監査役 (非常勤)	タケモト ショウイチロウ 竹本 尚一朗 (昭和30年1月20日)	昭和 53年 4月 平成 23年10月 平成 24年 6月 平成 25年 4月 平成 25年 6月 平成 26年 4月 平成 26年 9月 平成 28年 4月 平成 28年 6月	安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員 NKSJホールディングス株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社)執行役員 日本興亜損害保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)執行役員 同社取締役常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社取締役 当社監査役(現職)

⑨ 会計監査人の名称

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。

⑩ 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		平均年齢		平均勤続年数	
	2014 年度末	2015 年度末	2014 年度末	2015 年度末	2014 年度末	2015 年度末	2014 年度末	2015 年度末
内勤社員	2,352	2,425	134	131	37.6	37.9	9.3	9.6
男子	1,378	1,407	54	62	40.9	41.1	10.8	11.2
女子	974	1,018	80	69	34.0	34.5	7.7	8.0
グローバル	1,342	1,370	32	54	39.9	40.0	10.8	11.2
エリア	868	882	35	54	33.7	34.1	8.1	8.5
契約社員	142	173	67	23	44.7	43.8	5.9	6.3
営業職員	386	398	104	104	40.3	40.8	4.9	5.3
男子	364	376	89	93	40.6	41.0	5.1	5.5
女子	22	22	15	11	35.5	37.0	0.8	1.2

(注)営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー、およびLC支社長の合計人数です。

⑪ 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

区 分	2015年3月	2016年3月
内勤社員	388	384

(注1)平均給与は2016年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

⑫ 平均給与(営業職員)

(単位:千円)

区 分	2015年3月	2016年3月
営業職員	575	586

(注1)平均給与は2016年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

① 主要な業務の内容

(1) 保険の引受

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2) 資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.23～24をご覧ください。

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4) 業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

② 経営方針

表紙裏をご覧ください。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

① 直近事業年度における事業の概況

P.17をご覧ください。

② 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

③ 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

2015年度にカスタマーセンターなどで受け付けたご相談・お問い合わせ・苦情など総受電(応答)件数

(単位:件、%)

内 容	件 数	構 成 比
手続き全般	261,742	63.1%
相談・問い合わせ「保全」:解約、名義変更など	35,364	8.5%
相談・問い合わせ「収納」:保険料の払込など	33,520	8.1%
相談・問い合わせ「保険金」:保険金・給付金の支払いなど	37,649	9.1%
相談・問い合わせ「その他」:資料請求、新契約関連、ご相談など	46,485	11.2%
合計	414,760	100.0%

2015年度にカスタマーセンター、営業店、本社で受け付けた苦情件数と申出分類

《苦情受付件数》

11,197件

《苦情申出分類》

(生命保険協会報告ベース)

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	423	3.8%
	不適切な告知取得	169	1.5%
	不適切な話法	14	0.1%
	説明不十分	682	6.1%
	事務取扱不注意	1,292	11.5%
	契約確認	6	0.1%
	契約引受関係	208	1.9%
	証券未着	266	2.4%
	その他新契約関係	383	3.4%
新契約関係 合計		3,443	30.7%
収納関係	集金	4	0.0%
	口座振替・送金	933	8.3%
	職域団体扱	43	0.4%
	保険料払込関係	119	1.1%
	保険料振替貸付	98	0.9%
	失効・復活	276	2.5%
	その他収納関係	50	0.4%
収納関係 合計		1,523	13.6%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	5	0.0%
	契約者貸付	243	2.2%
	更新	112	1.0%
	契約内容変更	121	1.1%
	名義変更・住所変更	704	6.3%
	特約中途付加	19	0.2%
	解約手続	936	8.4%
	解約返戻金	129	1.2%
	生保カード・ATM関係	0	0.0%
	その他保全関係	228	2.0%
	保全関係 合計		2,497
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	214	1.9%
	死亡等保険金支払手続	62	0.6%
	死亡等保険金不支払決定	5	0.0%
	入院等給付金支払手続	977	8.7%
	入院等給付金不支払決定	204	1.8%
	その他保険金・給付金関係	399	3.6%
保険金・給付金関係 合計		1,861	16.6%
その他	職員の態度・マナー	271	2.4%
	保険料控除	165	1.5%
	個人情報取扱関係	339	3.0%
	アフターサービス関係	867	7.7%
	その他	231	2.1%
その他 合計		1,873	16.7%
2015年度合計		11,197	100.0%

お客さまの声からの改善事例についてはP.28をご覧ください。

「苦情」の定義 苦情とは、お客さまからの当社への申し出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の原因を含むものをいいます。(お客さまとは、当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」、「生活者」のことをいいます。)

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

④ 契約者に対する情報提供の実態

P.61～63をご覧ください。

⑤ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.61～63、P.65～67をご覧ください。

⑥ 社員・代理店教育・研修の概略

P.69をご覧ください。

⑦ 新規開発商品の状況

P.65～67、P.73～74をご覧ください。

⑧ 保険商品一覧

(1)個人保険

①主契約

商品名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無配当低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、配当タイプが同じ終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらす、簡単な手続きだけでお申込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
低解約返戻金型定期保険	低解約返戻金期間中の解約返戻金を無配当定期保険の70%に抑えることによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で100歳までの保障を提供します。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。



商品名	保障内容の概要
逓増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
初期災害補償 低解約返戻金型逓増定期保険	ご加入から3年間は災害保障に重点を置いており、低解約返戻金期間中(ご加入から4年間)の解約返戻金を抑えることによって、従来の逓増定期保険に比べて割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子さまの教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
特定疾病前払式終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険(自由設計型)	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとりの保障は継続し、その場合の保険料の払込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
5年ごと利差配当付こども保険	お子さまの教育資金を計画的に準備できる保険です。お子さまの入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。また、ご契約者さまが万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子さまの出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いしますので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険(2010)	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院(外来治療)を保障します。診断給付金は2年に1回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院(外来治療)は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険(2014)	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
払込期間中無解約返戻金 限定告知医療保険	告知いただく項目を限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申込みいただきやすい保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

②保障をさらに充実させるための各種特約・特則

特約・特則名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニース特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
年金移行特約	将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
介護前払特約	所定の要介護状態となった場合に死亡保険金の全部または一部をご請求できます。
医療用がん入院特約	がんによる入院を保障します。※1
医療用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※1
医療用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上入院後の退院を保障します。※1
医療用三大疾病入院一時金特約	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により入院された場合に一時金をお支払いします。※1
医療用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。※1
医療用新先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。※1
医療用がん診断給付特約	がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。※1
医療用がん外来治療給付特約	がんによる通院(外来治療)を保障します。※1
無事故割引特則	5年ごとに入院給付金のお支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。※1
七大生活習慣病追加給付特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の七大生活習慣病による入院の場合、七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。※1
三大疾病支払日数無制限特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に入院給付金をお支払いします。※2
限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。※3
限定告知医療用先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。ただし、削減支払期間(契約日からその日を含めて1年以内の期間)中の先進医療による療養に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※3
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合にその技術料を、お支払額を通算して1,000万円まで保障します。※4
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。※4
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。※4
健康体料率特約	喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。※5
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。
特定疾病収入保障特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に年金支払期間(2年)中、毎月特定疾病年金をお支払いします。※6

※1 医療保険(2014)に付加できる特約・特則です。

※2 医療保険(2014)と払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険にそれぞれ付加できる特則です。

※3 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険専用特約です。

※4 がん保険(2010)専用特約です。

※5 長期傷害保険専用特約です。

※6 無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。

(2) 団体保険

商品名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対してお手頃な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険(団体型)	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対してお手頃な保険料で保障します。

⑨ 情報システムに関する状況

◆2015年度の主な取り組み

お客さま、代理店、社員が利用するシステム基盤を刷新し、今後の新たなシステム開発とデータ量の増加に備えるとともに、システム運用費の圧縮を図りました。

◆今後の取り組みの方向性

最先端のICT(情報通信技術)を活用してお客さまとの接触頻度と質のあり方を根本から変えるビジネスモデルを構築し、お客さまへ「新たな価値」と「最高品質のサービス」を提供していきます。

⑩ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものと考えています。当社では、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

詳細はP.53～56をご覧ください。

IV.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)	2014年度(末)	2015年度(末)
経常収益	331,593	409,934	415,266	426,197	441,799
経常利益	4,924	11,423	17,257	22,594	22,565
基礎利益	7,227	12,104	16,009	22,141	21,914
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 9,829	4,421	8,068	9,727	11,616
資本金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	1,809,210	1,972,630	2,120,286	2,278,147	2,438,055
うち特別勘定資産	15,146	17,283	19,291	21,952	20,642
責任準備金残高	1,689,139	1,823,979	1,959,172	2,080,338	2,214,871
貸付金残高	34,091	35,012	35,672	36,414	37,406
有価証券残高	1,672,594	1,836,684	1,988,668	2,157,819	2,305,223
ソルベンシー・マージン比率	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%	1,676.3%	1,771.4%
従業員数	2,751名	2,726名	2,694名	2,738名	2,823名
保有契約高	20,761,287	22,281,909	23,387,946	24,157,489	24,471,157
個人保険	17,375,330	18,879,699	19,964,294	20,768,556	21,374,862
個人年金保険	284,382	285,051	281,249	274,547	267,331
団体保険	3,101,574	3,117,158	3,142,401	3,114,385	2,828,963
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注)1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2.従業員数は在籍者数を記載しています。

V.財産の状況

① 貸借対照表

(単位:百万円、%)

科目	年度	2014年度末 (2015年3月31日現在)		2015年度末 (2016年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(資産の部)					
現金及び預貯金		34,021	1.5	44,938	1.8
現金		3		2	
預貯金		34,017		44,935	
有価証券		2,157,819	94.7	2,305,223	94.6
国債		1,593,387		1,688,558	
地方債		59,762		56,354	
社債		317,734		313,126	
株式		7,886		6,996	
外国証券		179,048		240,186	
貸付金		36,414	1.6	37,406	1.5
保険約款貸付		36,414		37,406	
有形固定資産		1,065	0.0	1,490	0.1
建物		540		463	
リース資産		391		851	
その他の有形固定資産		133		175	
無形固定資産		95	0.0	—	—
ソフトウェア		95		—	
代理店貸		115	0.0	120	0.0
再保険貸		1,423	0.1	1,222	0.1
その他資産		42,201	1.9	47,691	2.0
未収金		29,006		31,143	
前払費用		1,481		1,535	
未収収益		6,127		6,687	
預託金		2,821		2,769	
金融派生商品		995		2,631	
仮払金		1,716		2,866	
その他の資産		53		56	
繰延税金資産		5,032	0.2	—	—
貸倒引当金		△41	△0.0	△37	△0.0
資産の部合計		2,278,147	100.0	2,438,055	100.0

V.財産の状況

(単位:百万円、%)

科目	年度	2014年度末 (2015年3月31日現在)		2015年度末 (2016年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(負債の部)					
保険契約準備金		2,119,354	93.0	2,257,402	92.6
支払備金		34,091		37,254	
責任準備金		2,080,338		2,214,871	
契約者配当準備金		4,923		5,275	
代理店借		4,340	0.2	4,607	0.2
再保険借		1,047	0.0	974	0.0
その他負債		18,957	0.8	12,498	0.5
未払法人税等		3,890		2,560	
未払金		5,563		88	
未払費用		7,098		7,014	
預り金		132		831	
金融派生商品		1,072		489	
リース債務		464		972	
仮受金		735		541	
役員賞与引当金		49	0.0	42	0.0
退職給付引当金		2,417	0.1	2,803	0.1
特別法上の準備金		3,353	0.1	4,240	0.2
価格変動準備金		3,353		4,240	
繰延税金負債		—	—	1,796	0.1
負債の部合計		2,149,521	94.4	2,284,365	93.7
(純資産の部)					
資本金		17,250	0.8	17,250	0.7
資本剰余金		24,500	1.1	19,500	0.8
資本準備金		11,100		12,100	
その他資本剰余金		13,400		7,400	
利益剰余金		38,571	1.7	50,187	2.1
その他利益剰余金		38,571		50,187	
保険業法施行規則附則 第10条積立金		325		325	
繰越利益剰余金		38,246		49,862	
株主資本合計		80,321	3.5	86,937	3.6
その他有価証券評価差額金		48,304	2.1	66,751	2.7
評価・換算差額等合計		48,304	2.1	66,751	2.7
純資産の部合計		128,626	5.6	153,689	6.3
負債及び純資産の部合計		2,278,147	100.0	2,438,055	100.0

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分してあります。小区分に係る責任準備金のデレージョンと責任準備金対応債券のデレージョンを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 75,497 百万円、時価は 78,479 百万円であります。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産以外) 定率法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は 3月末日の為替相場により円換算してあります。</p> <p>(7) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上してあります。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当ててあります。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当ててあります。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日 企業会計基準委員会)に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上してあります。 退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 13年 過去勤務費用の処理年数 5年</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(2) 責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分してあります。小区分に係る責任準備金のデレージョンと責任準備金対応債券のデレージョンを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 143,026 百万円、時価は 168,786 百万円であります。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(5) 無形固定資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(7) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 同左</p> <p>②退職給付引当金 同左</p>

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)
<p>③役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日企業会計基準委員会)に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しております。</p> <p>(8) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9) リース取引の処理方法 リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。</p> <p>(12) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正 当期より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日企業会計基準委員会)および、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日企業会計基準委員会)に基づき、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。 これに伴い、当期の期首の利益剰余金が394百万円増加しております。また、当期の経常利益および税引前当期純利益は61百万円増加しております。</p> <p>3. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、A.L.M(資産・負債の総合管理)の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を受受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク 当社の保有する金融資産の内容およびそのリスクは以下のとおりであります。 ① 預貯金 当座預金、普通預金(決済性預金)等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p>	<p>③役員賞与引当金 同左</p> <p>(8) 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>(9) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(10) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(11) 責任準備金の積立方法 同左</p> <p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク 同左 ① 預貯金 同左</p>

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)																																																																																																																																																
<p>②円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。</p> <p>③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。</p> <p>④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。</p> <p>⑤為替予約取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。 為替予約取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。</p> <p>⑥保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。</p> <p>⑦未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「ERM基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを統合して管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、リスク管理に関する重要な事項について協議するためにERM推進委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立したリスク管理統括部門としてリスク管理部を設置しております。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 2015年3月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金及び預貯金</td> <td>34,021</td> <td>34,021</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険約款貸付</td> <td>36,414</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金(*1)</td> <td>△3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>36,410</td> <td>36,410</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3)有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ①売買目的有価証券</td> <td>19,916</td> <td>19,916</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> ②満期保有目的の債券</td> <td>1,241,774</td> <td>1,428,694</td> <td>186,919</td> </tr> <tr> <td> ③責任準備金対応債券</td> <td>75,497</td> <td>78,479</td> <td>2,981</td> </tr> <tr> <td> ④その他有価証券</td> <td>820,630</td> <td>820,630</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,157,819</td> <td>2,347,720</td> <td>189,900</td> </tr> <tr> <td>(4)未収金</td> <td>29,006</td> <td>29,006</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 資産計</td> <td>2,257,257</td> <td>2,447,158</td> <td>189,900</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引(*2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(76)</td> <td>(76)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> デリバティブ取引計</td> <td>(76)</td> <td>(76)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金及び預貯金	34,021	34,021	—	(2)貸付金				保険約款貸付	36,414			貸倒引当金(*1)	△3				36,410	36,410	—	(3)有価証券				①売買目的有価証券	19,916	19,916	—	②満期保有目的の債券	1,241,774	1,428,694	186,919	③責任準備金対応債券	75,497	78,479	2,981	④その他有価証券	820,630	820,630	—		2,157,819	2,347,720	189,900	(4)未収金	29,006	29,006	—	資産計	2,257,257	2,447,158	189,900	デリバティブ取引(*2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	ヘッジ会計が適用されているもの	(76)	(76)	—	デリバティブ取引計	(76)	(76)	—	<p>②円建債券 同左</p> <p>③外貨建債券 同左</p> <p>④株式 同左</p> <p>⑤為替予約取引 同左</p> <p>⑥保険約款貸付 同左</p> <p>⑦未収金 同左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「ERM基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを統合して管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築すべく、リスク管理に関する重要な事項については、経営会議で協議する体制とするとともに、収益部門や収益管理部門とは独立したリスク管理統括部門としてリスク管理部を設置しております。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 2016年3月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと。)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金及び預貯金</td> <td>44,938</td> <td>44,938</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保険約款貸付</td> <td>37,406</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金(*1)</td> <td>△0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>37,406</td> <td>37,406</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3)有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ①売買目的有価証券</td> <td>18,473</td> <td>18,473</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> ②満期保有目的の債券</td> <td>1,221,145</td> <td>1,555,133</td> <td>333,988</td> </tr> <tr> <td> ③責任準備金対応債券</td> <td>143,026</td> <td>168,786</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td> ④その他有価証券</td> <td>922,576</td> <td>922,576</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,305,222</td> <td>2,664,970</td> <td>359,748</td> </tr> <tr> <td>(4)未収金</td> <td>31,143</td> <td>31,143</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 資産計</td> <td>2,418,710</td> <td>2,778,458</td> <td>359,748</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引(*2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>2,141</td> <td>2,141</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> デリバティブ取引計</td> <td>2,141</td> <td>2,141</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金及び預貯金	44,938	44,938	—	(2)貸付金				保険約款貸付	37,406			貸倒引当金(*1)	△0				37,406	37,406	—	(3)有価証券				①売買目的有価証券	18,473	18,473	—	②満期保有目的の債券	1,221,145	1,555,133	333,988	③責任準備金対応債券	143,026	168,786	25,760	④その他有価証券	922,576	922,576	—		2,305,222	2,664,970	359,748	(4)未収金	31,143	31,143	—	資産計	2,418,710	2,778,458	359,748	デリバティブ取引(*2)				ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	ヘッジ会計が適用されているもの	2,141	2,141	—	デリバティブ取引計	2,141	2,141	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																														
(1)現金及び預貯金	34,021	34,021	—																																																																																																																																														
(2)貸付金																																																																																																																																																	
保険約款貸付	36,414																																																																																																																																																
貸倒引当金(*1)	△3																																																																																																																																																
	36,410	36,410	—																																																																																																																																														
(3)有価証券																																																																																																																																																	
①売買目的有価証券	19,916	19,916	—																																																																																																																																														
②満期保有目的の債券	1,241,774	1,428,694	186,919																																																																																																																																														
③責任準備金対応債券	75,497	78,479	2,981																																																																																																																																														
④その他有価証券	820,630	820,630	—																																																																																																																																														
	2,157,819	2,347,720	189,900																																																																																																																																														
(4)未収金	29,006	29,006	—																																																																																																																																														
資産計	2,257,257	2,447,158	189,900																																																																																																																																														
デリバティブ取引(*2)																																																																																																																																																	
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																																																														
ヘッジ会計が適用されているもの	(76)	(76)	—																																																																																																																																														
デリバティブ取引計	(76)	(76)	—																																																																																																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																														
(1)現金及び預貯金	44,938	44,938	—																																																																																																																																														
(2)貸付金																																																																																																																																																	
保険約款貸付	37,406																																																																																																																																																
貸倒引当金(*1)	△0																																																																																																																																																
	37,406	37,406	—																																																																																																																																														
(3)有価証券																																																																																																																																																	
①売買目的有価証券	18,473	18,473	—																																																																																																																																														
②満期保有目的の債券	1,221,145	1,555,133	333,988																																																																																																																																														
③責任準備金対応債券	143,026	168,786	25,760																																																																																																																																														
④その他有価証券	922,576	922,576	—																																																																																																																																														
	2,305,222	2,664,970	359,748																																																																																																																																														
(4)未収金	31,143	31,143	—																																																																																																																																														
資産計	2,418,710	2,778,458	359,748																																																																																																																																														
デリバティブ取引(*2)																																																																																																																																																	
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																																																														
ヘッジ会計が適用されているもの	2,141	2,141	—																																																																																																																																														
デリバティブ取引計	2,141	2,141	—																																																																																																																																														

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)																																																																																																																																																																												
<p>(※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金及び預貯金 預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については3月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 貸付金 保険約款貸付 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。</p> <p>(3) 有価証券 有価証券については3月末日の市場価格等によっております。 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券 特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は2,056百万円であります。</p> <p>② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>1,114,673</td> <td>1,286,915</td> <td>172,242</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>122,593</td> <td>137,227</td> <td>14,633</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>4,508</td> <td>4,551</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,241,774</td> <td>1,428,694</td> <td>186,919</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,241,774</td> <td>1,428,694</td> <td>186,919</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 責任準備金対応債券 責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>70,358</td> <td>73,364</td> <td>3,005</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>70,358</td> <td>73,364</td> <td>3,005</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>5,139</td> <td>5,114</td> <td>△24</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>5,139</td> <td>5,114</td> <td>△24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,497</td> <td>78,479</td> <td>2,981</td> </tr> </tbody> </table>		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,114,673	1,286,915	172,242	(2) 社債	122,593	137,227	14,633	(3) その他	4,508	4,551	43	小計	1,241,774	1,428,694	186,919	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	—	—	—	合計	1,241,774	1,428,694	186,919		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	70,358	73,364	3,005	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	70,358	73,364	3,005	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	5,139	5,114	△24	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	5,139	5,114	△24	合計	75,497	78,479	2,981	<p>(※1) 保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。 (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。</p> <p>(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項</p> <p>資産</p> <p>(1) 現金及び預貯金 同左</p> <p>(2) 貸付金 保険約款貸付 同左</p> <p>(3) 有価証券 有価証券については3月末日の市場価格等によっております。 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。</p> <p>① 売買目的有価証券 特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は1,450百万円であります。</p> <p>② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>1,105,058</td> <td>1,414,778</td> <td>309,719</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>116,086</td> <td>140,355</td> <td>24,268</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,221,145</td> <td>1,555,133</td> <td>333,988</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,221,145</td> <td>1,555,133</td> <td>333,988</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 責任準備金対応債券 責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>143,026</td> <td>168,786</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>143,026</td> <td>168,786</td> <td>25,760</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td> <td>(1) 国債・地方債等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>143,026</td> <td>168,786</td> <td>25,760</td> </tr> </tbody> </table>		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,105,058	1,414,778	309,719	(2) 社債	116,086	140,355	24,268	(3) その他	—	—	—	小計	1,221,145	1,555,133	333,988	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	—	—	—	合計	1,221,145	1,555,133	333,988		種類	貸借対照表計上額	時価	差額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	143,026	168,786	25,760	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	143,026	168,786	25,760	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—	(2) 社債	—	—	—	(3) その他	—	—	—	小計	—	—	—	合計	143,026	168,786	25,760
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,114,673	1,286,915	172,242																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	122,593	137,227	14,633																																																																																																																																																																									
	(3) その他	4,508	4,551	43																																																																																																																																																																									
	小計	1,241,774	1,428,694	186,919																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	—	—	—																																																																																																																																																																									
合計	1,241,774	1,428,694	186,919																																																																																																																																																																										
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	70,358	73,364	3,005																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	70,358	73,364	3,005																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	5,139	5,114	△24																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	5,139	5,114	△24																																																																																																																																																																									
合計	75,497	78,479	2,981																																																																																																																																																																										
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,105,058	1,414,778	309,719																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	116,086	140,355	24,268																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	1,221,145	1,555,133	333,988																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	—	—	—																																																																																																																																																																									
合計	1,221,145	1,555,133	333,988																																																																																																																																																																										
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	143,026	168,786	25,760																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	143,026	168,786	25,760																																																																																																																																																																									
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(2) 社債	—	—	—																																																																																																																																																																									
	(3) その他	—	—	—																																																																																																																																																																									
	小計	—	—	—																																																																																																																																																																									
合計	143,026	168,786	25,760																																																																																																																																																																										

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)					2015年度 (2016年3月31日現在)																																																																																																																																																				
<p>④その他有価証券 その他有価証券の当年度中の売却額は、87,359百万円であり、売却益の合計額は、2,081百万円、売却損の合計額は133百万円です。 また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>取得原価 または償却原価</th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの</td> <td>(1)株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)債券</td> <td>733,605</td> <td>801,617</td> <td>68,012</td> </tr> <tr> <td>①国債・地方債等</td> <td>409,078</td> <td>448,981</td> <td>39,903</td> </tr> <tr> <td>②社債</td> <td>180,965</td> <td>189,009</td> <td>8,043</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>143,561</td> <td>163,626</td> <td>20,064</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>733,605</td> <td>801,617</td> <td>68,012</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの</td> <td>(1)株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)債券</td> <td>19,181</td> <td>19,012</td> <td>△168</td> </tr> <tr> <td>①国債・地方債等</td> <td>9,939</td> <td>9,873</td> <td>△65</td> </tr> <tr> <td>②社債</td> <td>4,430</td> <td>4,411</td> <td>△19</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>4,811</td> <td>4,726</td> <td>△84</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>19,181</td> <td>19,012</td> <td>△168</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>752,786</td> <td>820,630</td> <td>67,843</td> </tr> </tbody> </table>						種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—	(2)債券	733,605	801,617	68,012	①国債・地方債等	409,078	448,981	39,903	②社債	180,965	189,009	8,043	③その他	143,561	163,626	20,064		(3)その他	—	—	—		小計	733,605	801,617	68,012	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—	(2)債券	19,181	19,012	△168	①国債・地方債等	9,939	9,873	△65	②社債	4,430	4,411	△19	③その他	4,811	4,726	△84		(3)その他	—	—	—		小計	19,181	19,012	△168		合計	752,786	820,630	67,843	<p>④その他有価証券 その他有価証券の当年度中の売却額は、126,253百万円であり、売却益の合計額は、3,231百万円、売却損の合計額は572百万円です。 また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>取得原価 または償却原価</th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの</td> <td>(1)株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)債券</td> <td>775,726</td> <td>870,171</td> <td>94,444</td> </tr> <tr> <td>①国債・地方債等</td> <td>414,131</td> <td>480,916</td> <td>66,785</td> </tr> <tr> <td>②社債</td> <td>185,349</td> <td>194,936</td> <td>9,587</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>176,245</td> <td>194,317</td> <td>18,071</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>775,726</td> <td>870,171</td> <td>94,444</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの</td> <td>(1)株式</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2)債券</td> <td>54,139</td> <td>52,405</td> <td>△1,733</td> </tr> <tr> <td>①国債・地方債等</td> <td>11,024</td> <td>10,959</td> <td>△64</td> </tr> <tr> <td>②社債</td> <td>1,088</td> <td>1,081</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td>③その他</td> <td>42,026</td> <td>40,364</td> <td>△1,661</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3)その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>54,139</td> <td>52,405</td> <td>△1,733</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>829,866</td> <td>922,576</td> <td>92,710</td> </tr> </tbody> </table>						種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—	(2)債券	775,726	870,171	94,444	①国債・地方債等	414,131	480,916	66,785	②社債	185,349	194,936	9,587	③その他	176,245	194,317	18,071		(3)その他	—	—	—		小計	775,726	870,171	94,444	貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—	(2)債券	54,139	52,405	△1,733	①国債・地方債等	11,024	10,959	△64	②社債	1,088	1,081	△7	③その他	42,026	40,364	△1,661		(3)その他	—	—	—		小計	54,139	52,405	△1,733		合計	829,866	922,576	92,710
	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額																																																																																																																																																					
貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—																																																																																																																																																					
	(2)債券	733,605	801,617	68,012																																																																																																																																																					
	①国債・地方債等	409,078	448,981	39,903																																																																																																																																																					
	②社債	180,965	189,009	8,043																																																																																																																																																					
	③その他	143,561	163,626	20,064																																																																																																																																																					
	(3)その他	—	—	—																																																																																																																																																					
	小計	733,605	801,617	68,012																																																																																																																																																					
貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—																																																																																																																																																					
	(2)債券	19,181	19,012	△168																																																																																																																																																					
	①国債・地方債等	9,939	9,873	△65																																																																																																																																																					
	②社債	4,430	4,411	△19																																																																																																																																																					
	③その他	4,811	4,726	△84																																																																																																																																																					
	(3)その他	—	—	—																																																																																																																																																					
	小計	19,181	19,012	△168																																																																																																																																																					
	合計	752,786	820,630	67,843																																																																																																																																																					
	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	差額																																																																																																																																																					
貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えるもの	(1)株式	—	—	—																																																																																																																																																					
	(2)債券	775,726	870,171	94,444																																																																																																																																																					
	①国債・地方債等	414,131	480,916	66,785																																																																																																																																																					
	②社債	185,349	194,936	9,587																																																																																																																																																					
	③その他	176,245	194,317	18,071																																																																																																																																																					
	(3)その他	—	—	—																																																																																																																																																					
	小計	775,726	870,171	94,444																																																																																																																																																					
貸借対照表 計上額が取得 原価または 償却原価 を超えないもの	(1)株式	—	—	—																																																																																																																																																					
	(2)債券	54,139	52,405	△1,733																																																																																																																																																					
	①国債・地方債等	11,024	10,959	△64																																																																																																																																																					
	②社債	1,088	1,081	△7																																																																																																																																																					
	③その他	42,026	40,364	△1,661																																																																																																																																																					
	(3)その他	—	—	—																																																																																																																																																					
	小計	54,139	52,405	△1,733																																																																																																																																																					
	合計	829,866	922,576	92,710																																																																																																																																																					
<p>⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>					<p>⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>																																																																																																																																																				
<p>(4)未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金、保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金、保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。</p>					<p>(4)未収金 同左</p>																																																																																																																																																				
<p>デリバティブ取引 (1)ヘッジ会計が適用されていないもの 該当ありません。</p>					<p>デリバティブ取引 (1)ヘッジ会計が適用されていないもの 該当ありません。</p>																																																																																																																																																				
<p>(2)ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。</p> <p>為替予約取引 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ヘッジ 会計 の方法</th> <th rowspan="2">デリバティブ 取引の 種類等</th> <th rowspan="2">主な ヘッジ 対象</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th rowspan="2">時価</th> <th rowspan="2">時価の 算定方法</th> </tr> <tr> <th>うち1年超</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">時価 ヘッジ</td> <td rowspan="2">為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)</td> <td rowspan="2">その他 有価証券</td> <td>41,039</td> <td>—</td> <td>△950</td> <td rowspan="2">先物為替 相場に よって おります。</td> </tr> <tr> <td>27,858</td> <td>—</td> <td>873</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>68,897</td> <td>—</td> <td>△76</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	時価の 算定方法	うち1年超		時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)	その他 有価証券	41,039	—	△950	先物為替 相場に よって おります。	27,858	—	873		合計		68,897	—	△76		<p>(2)ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。</p> <p>為替予約取引 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ヘッジ 会計 の方法</th> <th rowspan="2">デリバティブ 取引の 種類等</th> <th rowspan="2">主な ヘッジ 対象</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th rowspan="2">時価</th> <th rowspan="2">時価の 算定方法</th> </tr> <tr> <th>うち1年超</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">時価 ヘッジ</td> <td rowspan="2">為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)</td> <td rowspan="2">その他 有価証券</td> <td>68,245</td> <td>—</td> <td>2,173</td> <td rowspan="2">先物為替 相場に よって おります。</td> </tr> <tr> <td>47,837</td> <td>—</td> <td>△31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>116,082</td> <td>—</td> <td>2,141</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	時価の 算定方法	うち1年超		時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)	その他 有価証券	68,245	—	2,173	先物為替 相場に よって おります。	47,837	—	△31		合計		116,082	—	2,141																																																																																													
ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等					時価	時価の 算定方法																																																																																																																																																
			うち1年超																																																																																																																																																						
時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)	その他 有価証券	41,039	—	△950	先物為替 相場に よって おります。																																																																																																																																																			
			27,858	—	873																																																																																																																																																				
	合計		68,897	—	△76																																																																																																																																																				
ヘッジ 会計 の方法	デリバティブ 取引の 種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	時価の 算定方法																																																																																																																																																			
			うち1年超																																																																																																																																																						
時価 ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)	その他 有価証券	68,245	—	2,173	先物為替 相場に よって おります。																																																																																																																																																			
			47,837	—	△31																																																																																																																																																				
	合計		116,082	—	2,141																																																																																																																																																				
<p>(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式(*)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					区分	貸借対照表計上額	非上場株式(*)	0	<p>(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式(*)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					区分	貸借対照表計上額	非上場株式(*)	0																																																																																																																																								
区分	貸借対照表計上額																																																																																																																																																								
非上場株式(*)	0																																																																																																																																																								
区分	貸借対照表計上額																																																																																																																																																								
非上場株式(*)	0																																																																																																																																																								
<p>(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。</p>					<p>(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。</p>																																																																																																																																																				

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)							2015年度 (2016年3月31日現在)						
(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)							(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預貯金	34,017	—	—	—	—	—	預貯金	44,938	—	—	—	—	—
有価証券	36,865	42,094	47,724	65,904	98,084	1,761,351	有価証券	38,094	44,224	61,367	99,406	81,955	1,831,504
満期保有目的の債券	27,865	29,894	22,124	28,486	10,800	1,107,943	満期保有目的の債券	29,894	22,124	28,486	10,800	17,060	1,098,883
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	70,300	責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	133,300
その他有価証券のうち満期があるもの	9,000	12,200	25,600	37,418	87,284	583,108	その他有価証券のうち満期があるもの	8,200	22,100	32,881	88,606	64,895	599,321
未収金	29,006	—	—	—	—	—	未収金	31,143	—	—	—	—	—
合計	99,888	42,094	47,724	65,904	98,084	1,761,351	合計	114,175	44,224	61,367	99,406	81,955	1,831,504
<p>(*1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載していません。</p> <p>(*2) 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。</p>							<p>(*1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載していません。</p> <p>(*2) 外貨建債券については、期末日を替レートで換算した金額を償還額として記載しております。</p>						
4.	貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。						3.	貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。					
5.	有形固定資産の減価償却累計額は、1,964百万円です。						4.	有形固定資産の減価償却累計額は、2,312百万円です。					
6.	保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、21,952百万円です。なお、負債の額も同額です。						5.	保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、20,642百万円です。なお、負債の額も同額です。					
7.	関係会社に対する金銭債権の総額は5百万円であり、金銭債務の総額は5,500百万円です。						6.	関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円であり、金銭債務は該当がありません。					
8.	繰延税金資産の総額は24,504百万円、繰延税金負債の総額は19,423百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は48百万円です。						7.	繰延税金資産の総額は24,209百万円、繰延税金負債の総額は25,958百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は47百万円です。					
	繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金16,681百万円、無形固定資産5,091百万円、価格変動準備金965百万円、退職給付引当金696百万円です。							繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金16,308百万円、無形固定資産4,904百万円、価格変動準備金1,187百万円、退職給付引当金785百万円です。					
	繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額19,423百万円です。							繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額25,958百万円です。					
	当年度における法定実効税率は30.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響10.3%です。							当年度における法定実効税率は28.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正3.7%です。					
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率30.8%は、回収または支払が見込まれる期間が、2015年4月1日以降のものについては28.8%に変更になります。この変更により、繰延税金資産は349百万円減少し、法人税等調整額は1,706百万円増加しております。							「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)の成立に伴い、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.8%から、2016年4月1日および2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.2%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.0%になります。この税率変更により、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)は97百万円減少し、法人税等調整額は644百万円増加しております。					
9.	貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として自動車等があります。						8.	契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。					
10.	契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。							契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。					
	当期首現在高	4,257百万円						当期首現在高	4,923百万円				
	当年度契約者配当金支払額	3,610百万円						当年度契約者配当金支払額	3,924百万円				
	利息による増加等	0百万円						利息による増加等	0百万円				
	契約者配当準備金繰入額	4,276百万円						契約者配当準備金繰入額	4,275百万円				
	当年度末現在高	4,923百万円						当年度末現在高	5,275百万円				

注記事項(貸借対照表関係)

2014年度 (2015年3月31日現在)	2015年度 (2016年3月31日現在)																																																																																																
<p>11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は170百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は2,038百万円であります。</p> <p>12. 1株当たりの純資産額は4,720円23銭であります。</p> <p>13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は4,844百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定給付制度</p> <p>①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,271百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">409百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td style="text-align: right;">△4百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△69百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期発生額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,636百万円</td> </tr> </table> <p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。</p> <p>③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,636百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△218百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">2,417百万円</td> </tr> </table> <p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">409百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">466百万円</td> </tr> </table> <p>⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。</p> <p>⑥長期期待運用収益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。</p> <p>⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">-%</td> </tr> </table> <p>(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、201百万円であります。</p>	期首における退職給付債務	2,271百万円	勤務費用	409百万円	利息費用	29百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△4百万円	退職給付の支払額	△69百万円	過去勤務費用の当期発生額	-百万円	その他	-百万円	期末における退職給付債務	2,636百万円	積立型制度の退職給付債務	-百万円	年金資産	-百万円	非積立型制度の退職給付債務	2,636百万円	未認識数理計算上の差異	△218百万円	未認識過去勤務費用	-百万円	その他	-百万円	退職給付引当金	2,417百万円	勤務費用	409百万円	利息費用	29百万円	期待運用収益	-百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	27百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	-百万円	その他	-百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	466百万円	割引率	1.4%	長期期待運用収益率	-%	<p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は468百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は1,888百万円であります。</p> <p>10. 1株当たりの純資産額は5,639円97銭であります。</p> <p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は5,284百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。</p> <p>(2)確定給付制度</p> <p>①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,636百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">433百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td style="text-align: right;">394百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△109百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期発生額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,389百万円</td> </tr> </table> <p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。</p> <p>③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,389百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△585百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">2,803百万円</td> </tr> </table> <p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">433百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">495百万円</td> </tr> </table> <p>⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。</p> <p>⑥長期期待運用収益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。</p> <p>⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>割引率</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">-%</td> </tr> </table> <p>(3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、208百万円であります。</p> <p>13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	期首における退職給付債務	2,636百万円	勤務費用	433百万円	利息費用	34百万円	数理計算上の差異の当期発生額	394百万円	退職給付の支払額	△109百万円	過去勤務費用の当期発生額	-百万円	その他	-百万円	期末における退職給付債務	3,389百万円	積立型制度の退職給付債務	-百万円	年金資産	-百万円	非積立型制度の退職給付債務	3,389百万円	未認識数理計算上の差異	△585百万円	未認識過去勤務費用	-百万円	その他	-百万円	退職給付引当金	2,803百万円	勤務費用	433百万円	利息費用	34百万円	期待運用収益	-百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	27百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	-百万円	その他	-百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	495百万円	割引率	0.4%	長期期待運用収益率	-%
期首における退職給付債務	2,271百万円																																																																																																
勤務費用	409百万円																																																																																																
利息費用	29百万円																																																																																																
数理計算上の差異の当期発生額	△4百万円																																																																																																
退職給付の支払額	△69百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期発生額	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
期末における退職給付債務	2,636百万円																																																																																																
積立型制度の退職給付債務	-百万円																																																																																																
年金資産	-百万円																																																																																																
非積立型制度の退職給付債務	2,636百万円																																																																																																
未認識数理計算上の差異	△218百万円																																																																																																
未認識過去勤務費用	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
退職給付引当金	2,417百万円																																																																																																
勤務費用	409百万円																																																																																																
利息費用	29百万円																																																																																																
期待運用収益	-百万円																																																																																																
数理計算上の差異の当期の費用処理額	27百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期の費用処理額	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	466百万円																																																																																																
割引率	1.4%																																																																																																
長期期待運用収益率	-%																																																																																																
期首における退職給付債務	2,636百万円																																																																																																
勤務費用	433百万円																																																																																																
利息費用	34百万円																																																																																																
数理計算上の差異の当期発生額	394百万円																																																																																																
退職給付の支払額	△109百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期発生額	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
期末における退職給付債務	3,389百万円																																																																																																
積立型制度の退職給付債務	-百万円																																																																																																
年金資産	-百万円																																																																																																
非積立型制度の退職給付債務	3,389百万円																																																																																																
未認識数理計算上の差異	△585百万円																																																																																																
未認識過去勤務費用	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
退職給付引当金	2,803百万円																																																																																																
勤務費用	433百万円																																																																																																
利息費用	34百万円																																																																																																
期待運用収益	-百万円																																																																																																
数理計算上の差異の当期の費用処理額	27百万円																																																																																																
過去勤務費用の当期の費用処理額	-百万円																																																																																																
その他	-百万円																																																																																																
確定給付制度に係る退職給付費用	495百万円																																																																																																
割引率	0.4%																																																																																																
長期期待運用収益率	-%																																																																																																

V.財産の状況

② 損益計算書

(単位:百万円、%)

科目	年度	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)		2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
経常収益		426,197	100.0	441,799	100.0
保険料等収入		380,741	89.3	396,448	89.7
保険料		376,867		393,164	
再保険収入		3,873		3,283	
資産運用収益		43,373	10.2	43,490	9.8
利息及び配当金等収入		38,028		40,209	
有価証券利息・配当金		36,871		39,090	
貸付金利息		1,149		1,113	
その他利息配当金		7		6	
有価証券売却益		2,081		3,231	
為替差益		0		50	
貸倒引当金戻入額		0		—	
その他運用収益		0		—	
特別勘定資産運用益		3,261		—	
その他経常収益		2,083	0.5	1,860	0.4
年金特約取扱受入金		645		403	
保険金据置受入金		1,432		1,449	
その他の経常収益		5		7	
経常費用		403,603	94.7	419,233	94.9
保険金等支払金		184,849	43.4	180,817	40.9
保険金		33,733		31,180	
年金		10,081		11,467	
給付金		36,201		38,698	
解約返戻金		98,040		93,038	
その他返戻金		2,467		2,279	
再保険料		4,325		4,152	
責任準備金等繰入額		123,408	29.0	137,695	31.2
支払備金繰入額		2,241		3,162	
責任準備金繰入額		121,166		134,532	
契約者配当金積立利息繰入額		0		0	
資産運用費用		488	0.1	2,073	0.5
支払利息		65		78	
有価証券売却損		133		572	
金融派生商品費用		250		545	
貸倒引当金繰入額		—		0	
その他運用費用		40		54	
特別勘定資産運用損		—		822	
事業費用		90,309	21.2	94,773	21.5
その他経常費用		4,547	1.1	3,873	0.9
保険金据置支払金		1,030		1,100	
税金		1,732		1,892	
減価償却費		1,363		472	
退職給付引当金繰入額		397		385	
その他の経常費用		22		22	
経常利益		22,594	5.3	22,565	5.1

(単位:百万円、%)

科目	年度	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)		2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
特 別 損 失		1,819	0.4	898	0.2
固定資産等処分損		2		11	
特別法上の準備金繰入額		665		887	
価格変動準備金		665		887	
その他特別損失		1,151		—	
契約者配当準備金繰入額		4,276	1.0	4,275	1.0
税引前当期純利益		16,498	3.9	17,391	3.9
法人税及び住民税		6,228	1.5	5,366	1.2
法人税等調整額		541	0.1	408	0.1
法人税等合計		6,770	1.6	5,775	1.3
当期純利益		9,727	2.3	11,616	2.6

注記事項(損益計算書関係)

2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
1. 関係会社との取引による収益の総額は3百万円、費用の総額は282百万円であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は1百万円、費用の総額は385百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券796百万円、外国債券29百万円、株式1,255百万円です。 有価証券売却損の内訳は国債74百万円、外国債券58百万円です。	2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券2,096百万円、外国債券1,134百万円です。 有価証券売却損の内訳は国債175百万円、外国債券397百万円です。
3. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は261百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は21百万円です。	3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は297百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は149百万円です。
4. 金融派生商品費用には評価損47百万円が含まれております。	4. 金融派生商品費用には評価損112百万円が含まれております。
5. その他特別損失は、2014年9月1日付で実施した当社の社名変更、および兄弟会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社の合併に関連する費用であります。	
6. 1株当たりの当期純利益の金額は、356円99銭です。	5. 1株当たりの当期純利益の金額は、426円28銭です。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V.財産の状況

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	2014年度 [2014年4月 1日から 2015年3月31日まで]	2015年度 [2015年4月 1日から 2016年3月31日まで]
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	16,498	17,391
減価償却費	1,363	472
支払備金の増減額 (△は減少)	2,241	3,162
責任準備金の増減額 (△は減少)	121,166	134,532
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	4,276	4,275
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 2	△ 3
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	△ 7
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	397	385
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	665	887
利息及び配当金等収入	△ 38,028	△ 40,209
有価証券関係損益 (△は益)	△ 4,956	△ 1,295
支払利息	65	78
為替差損益 (△は益)	△ 0	△ 0
有形固定資産関係損益 (△は益)	2	11
代理店貸の増減額 (△は増加)	9	△ 4
再保険貸の増減額 (△は増加)	△ 493	201
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△ 1,315	△ 3,079
代理店借の増減額 (△は減少)	1,087	266
再保険借の増減額 (△は減少)	20	△ 72
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	1,531	△ 248
その他	4,743	4,731
小 計	109,275	121,475
利息及び配当金等の受取額	39,075	42,001
利息の支払額	△ 65	△ 78
契約者配当金の支払額	△ 3,610	△ 3,924
法人税等の支払額	△ 5,406	△ 6,697
営業活動によるキャッシュ・フロー	139,268	152,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 283,428	△ 319,349
有価証券の売却・償還による収入	147,556	189,938
貸付けによる支出	△ 8,690	△ 8,780
貸付金の回収による収入	4,279	4,179
その他	△ 2,830	2,798
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△ 143,112	△ 131,213
	(△ 3,844)	(21,564)
有形固定資産の取得による支出	△ 109	△ 146
その他	△ 643	△ 474
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 143,865	△ 131,834
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	—	△ 10,500
その他	△ 200	472
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 200	△ 10,027
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 4,797	10,916
現金及び現金同等物期首残高	38,819	34,021
現金及び現金同等物期末残高	34,021	44,938



注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)																
<p>1. 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なりリスクしか負わない短期投資を計上しております。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">34,021</td> </tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">34,021</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	科目	金額	現金及び預貯金	34,021	うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	-	現金及び現金同等物	34,021	<p>1. 現金及び現金同等物の範囲 同左</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">44,938</td> </tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">44,938</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	科目	金額	現金及び預貯金	44,938	うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	-	現金及び現金同等物	44,938
科目	金額																
現金及び預貯金	34,021																
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	-																
現金及び現金同等物	34,021																
科目	金額																
現金及び預貯金	44,938																
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	-																
現金及び現金同等物	44,938																

V.財産の状況

④ 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	28,123	28,448	75,698
会計方針の変更による累積的影響額						394	394	394
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	28,518	28,843	76,093
当期変動額								
剰余金の配当		1,100	△ 6,600	△ 5,500				△ 5,500
当期純利益						9,727	9,727	9,727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	1,100	△ 6,600	△ 5,500	—	9,727	9,727	4,227
当期末残高	17,250	11,100	13,400	24,500	325	38,246	38,571	80,321

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	26,345	26,345	102,044
会計方針の変更による累積的影響額			394
会計方針の変更を反映した当期首残高	26,345	26,345	102,439
当期変動額			
剰余金の配当			△ 5,500
当期純利益			9,727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,958	21,958	21,958
当期変動額合計	21,958	21,958	26,186
当期末残高	48,304	48,304	128,626

(単位:百万円)

2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	11,100	13,400	24,500	325	38,246	38,571	80,321
当期変動額								
剰余金の配当		1,000	△ 6,000	△ 5,000				△ 5,000
当期純利益						11,616	11,616	11,616
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	1,000	△ 6,000	△ 5,000	—	11,616	11,616	6,616
当期末残高	17,250	12,100	7,400	19,500	325	49,862	50,187	86,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48,304	48,304	128,626
当期変動額			
剰余金の配当			△ 5,000
当期純利益			11,616
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,447	18,447	18,447
当期変動額合計	18,447	18,447	25,063
当期末残高	66,751	66,751	153,689

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)					2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)						
1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:千株)					1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:千株)						
	当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期 増加株式数	当期 減少株式数	当期末 株式数		
発行済株式					発行済株式						
普通株式	27,250	—	—	27,250	普通株式	27,250	—	—	27,250		
合計	27,250	—	—	27,250	合計	27,250	—	—	27,250		
自己株式					自己株式						
普通株式	—	—	—	—	普通株式	—	—	—	—		
合計	—	—	—	—	合計	—	—	—	—		
2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。					2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。						
3. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額					3. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額						
(決議)	株式 の種類	配当金 の総額	1株 当たり 配当額	基準 日	効力 発生日	(決議)	株式 の種類	配当金 の総額	1株 当たり 配当額	基準 日	効力 発生日
2015年 3月27日 取締役会	普通 株式	5,500 百万円	201.83 円	—	2015年 3月31日	2016年 3月25日 取締役会	普通 株式	5,000 百万円	183.48 円	—	2016年 3月31日
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当する事項はありません。					(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当する事項はありません。						
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。					4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。						

V.財産の状況

5 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	(—)	(—)
正常債権	36,919	37,915
合計	36,919	37,915

- (注)1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および注2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
破綻先債権額 ①	—	—
延滞債権額 ②	—	—
3か月以上延滞債権額 ③	—	—
貸付条件緩和債権額 ④	—	—
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	(—)	(—)

- (注)1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

⑧ 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	298,297	342,590
資本金等	80,321	86,937
価格変動準備金	3,353	4,240
危険準備金	26,715	28,221
一般貸倒引当金	7	1
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90% (マイナスの場合100%)	61,059	83,439
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	132,485	137,836
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	△ 21,670	△ 18,020
持込資本金等	—	—
控除項目	—	—
その他	16,025	19,933
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	35,589	38,678
保険リスク相当額 R ₁	13,178	13,347
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	6,978	7,794
予定利率リスク相当額 R ₂	8,259	8,335
最低保証リスク相当額 R ₇	358	366
資産運用リスク相当額 R ₃	19,533	22,430
経営管理リスク相当額 R ₄	966	1,045
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,676.3%	1,771.4%

(注)1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式により算出しています。

<参考>実質資産負債差額

(単位:百万円)

項目	2014年度末	2015年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	2,468,000	2,797,317
負債の部に計上されるべき金額の合計額を 基礎として計算した金額 (2)	1,966,956	2,087,207
実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3)	501,044	710,110
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券に 係る時価評価額と帳簿価額との差額 (4)	189,900	359,748
実質資産負債差額 B (3) - (4) = (5)	311,143	350,362

(注)上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。

V.財産の状況

⑨ 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売 買 目 的 有 価 証 券	19,916	2,056	18,473	△1,450

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	1,241,774	1,428,694	186,919	186,919	—	1,221,145	1,555,133	333,988	333,988	—
責任準備金対応債券	75,497	78,479	2,981	3,005	24	143,026	168,786	25,760	25,760	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	752,786	820,630	67,843	68,012	168	829,866	922,576	92,710	94,444	1,733
公 社 債	604,413	652,277	47,863	47,947	84	611,594	687,894	76,300	76,372	72
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	148,372	168,352	19,980	20,064	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
公 社 債	148,372	168,352	19,980	20,064	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,070,059	2,327,803	257,744	257,937	193	2,194,038	2,646,496	452,458	454,192	1,733
公 社 債	1,917,178	2,154,899	237,721	237,829	108	1,975,766	2,411,814	436,048	436,120	72
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	152,881	172,904	20,023	20,108	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
公 社 債	152,881	172,904	20,023	20,108	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,241,774	1,428,694	186,919	1,221,145	1,555,133	333,988
公社債	1,237,266	1,424,142	186,876	1,221,145	1,555,133	333,988
外国証券	4,508	4,551	43	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	70,358	73,364	3,005	143,026	168,786	25,760
公社債	70,358	73,364	3,005	143,026	168,786	25,760
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	5,139	5,114	△ 24	—	—	—
公社債	5,139	5,114	△ 24	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	733,605	801,617	68,012	775,726	870,171	94,444
株式	—	—	—	—	—	—
公社債	590,043	637,991	47,947	599,481	675,853	76,372
外国証券	143,561	163,626	20,064	176,245	194,317	18,071
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	19,181	19,012	△ 168	54,139	52,405	△ 1,733
株式	—	—	—	—	—	—
公社債	14,369	14,285	△ 84	12,113	12,040	△ 72
外国証券	4,811	4,726	△ 84	42,026	40,364	△ 1,661
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
合 計	0	0

V.財産の状況

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

① 定性的情報

1. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引のみです。

2. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的

為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク及び取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。

また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

② 定量的情報

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	2,141	—	—	—	2,141
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合計	—	2,141	—	—	—	2,141

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連2,141百万円)は、損益計算書に計上されています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

3.ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連
該当ありません。

- 通貨関連
(2014年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建				
	米ドル(対円)	その他有価証券	41,039	—	△ 950
	ユーロ(対円)	その他有価証券	27,858	—	873
合計					△ 76

(2015年度末)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約 売建				
	米ドル(対円)	その他有価証券	68,245	—	2,173
	ユーロ(対円)	その他有価証券	47,837	—	△ 31
合計					2,141

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

- 株式関連
該当ありません。
- 債券関連
該当ありません。
- その他
該当ありません。

V.財産の状況

⑩ 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2014年度	2015年度
基礎利益 A	22,141	21,914
キャピタル収益	2,082	3,281
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,081	3,231
金融派生商品収益	—	—
為替差益	0	50
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	383	1,118
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	133	572
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	250	545
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,698	2,163
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	23,839	24,077
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	1,245	1,511
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	1,239	1,505
個別貸倒引当金繰入額	5	5
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 1,245	△ 1,511
経常利益 A + B + C	22,594	22,565

11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、2016年5月16日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

13 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長高橋薫は、当社のディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2016」の縦覧開始時点において、2015年4月1日から2016年3月31日までの第35期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取り締役会等に報告されています。また、財務諸表の作成に関し内部監査部門による内部監査を実施し、内部監査部門から作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告を受けています。

14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

① 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.17～22をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区 分	2014年度末				2015年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	3,414	106.3	20,768,556	104.0	3,658	107.1	21,374,862	102.9
個 人 年 金 保 険	69	98.7	274,547	97.6	68	99.2	267,331	97.4
団 体 保 険	—	—	3,114,385	99.1	—	—	2,828,963	90.8
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

② 新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区 分	2014年度						2015年度					
	件 数		金 額				件 数		金 額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	436	128.8	2,383,573	90.7	2,383,573	—	464	106.4	2,234,761	93.8	2,234,761	—
個 人 年 金 保 険	0	60.0	5,121	68.4	5,121	—	1	113.1	5,551	108.4	5,551	—
団 体 保 険	—	—	16,867	40.9	16,867	—	—	—	35,284	209.2	35,284	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

① 保有契約

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	298,890	102.8	313,803	105.0
個 人 年 金 保 険	18,574	105.4	19,055	102.6
合 計	317,465	102.9	332,859	104.8
うち医療保障・生前給付保障等	119,057	104.9	129,561	108.8

② 新契約

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	35,419	117.3	40,101	113.2
個 人 年 金 保 険	191	65.7	208	108.9
合 計	35,611	116.8	40,309	113.2
うち医療保障・生前給付保障等	17,001	141.4	20,418	120.1

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約などは、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2014年度末	2015年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	20,753,450	21,361,270
		個人年金保険	(100,037)	(97,629)
		団体保険	3,114,265	2,828,851
		その他共計	23,867,715	24,190,121
	災害死亡	個人保険	(1,850,580)	(1,805,480)
		個人年金保険	(242)	(236)
		団体保険	(53,967)	(47,934)
		その他共計	(1,904,790)	(1,853,652)
	その他の条件付死亡	個人保険	(251,184)	(234,001)
個人年金保険		(-)	(-)	
団体保険		(-)	(-)	
その他共計		(251,184)	(234,001)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(15,106)	(13,592)
		個人年金保険	228,864	218,707
		団体保険	-	-
		その他共計	243,971	232,299
	年 金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(39,608)	(39,333)
		団体保険	(21)	(20)
		その他共計	(39,630)	(39,354)
	そ の 他	個人保険	-	-
個人年金保険		45,682	48,623	
団体保険		120	112	
その他共計		45,802	48,736	
入院保障	災害入院	個人保険	(11,741)	(12,446)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(103)	(97)
		その他共計	(11,864)	(12,557)
	疾病入院	個人保険	(11,759)	(12,463)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(-)	(-)
		その他共計	(11,779)	(12,477)
	その他の条件付入院	個人保険	(11,506)	(12,515)
個人年金保険		(1)	(0)	
団体保険		(-)	(-)	
その他共計		(11,507)	(12,516)	

- (注)1. ()内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

VI.業務の状況を示す指標等

(単位:件)

区 分		保 有 件 数	
		2014年度末	2015年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	41,647	39,281
	個人年金保険	23	21
	団 体 保 険	127,082	124,014
	団体年金保険	—	—
	その 他 共 計	168,752	163,316
手 術 保 障	個 人 保 険	3,503,983	3,827,484
	個人年金保険	358	338
	団 体 保 険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その 他 共 計	3,504,341	3,827,822

(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2014年度末	2015年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	3,064,384	3,220,355
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	15,819,630	16,342,845
	そ の 他 共 計	20,575,695	21,187,336
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	83,333	83,245
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	そ の 他 共 計	192,860	187,526
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	274,547	267,331
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	1,454,191	1,438,550
	傷 害 特 約	124,595	117,120
	災 害 入 院 特 約	1,781	1,627
	疾 病 特 約	778	721
	成 人 病 特 約	168	153
	その他の条件付入院特約	2,901	4,384

(注)1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。

3. 疾病入院特約には、初期入院給付特別を含めています。

4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	3,211,896	19,964,294	3,414,244	20,768,556
新 契 約	436,700	2,383,573	464,520	2,234,761
更 新	18,517	49,759	17,067	42,847
復 活	9,313	49,235	8,223	41,977
保 険 金 額 の 増 加	—	4	—	46
その他の異動による増加	0	89,157	0	95,353
死 亡	6,300	28,542	6,685	26,858
満 期	26,780	80,090	25,121	75,972
保 険 金 額 の 減 少	—	52,410	—	53,863
解 約	191,445	920,968	176,920	928,916
失 効	37,163	227,579	35,087	221,245
その他の異動による減少	494	457,877	1,954	501,823
年 末 現 在	3,414,244	20,768,556	3,658,287	21,374,862
(増 加 率)	(6.3)	(4.0)	(7.1)	(2.9)
純 増 加	202,348	804,261	244,043	606,305
(増 加 率)	(26.0)	(△25.8)	(20.6)	(△24.6)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	70,002	281,249	69,065	274,547
新 契 約	953	5,121	1,078	5,551
復 活	6	25	1	3
保 険 金 額 の 増 加	—	15	—	0
その他の異動による増加	5,025	20,558	2,954	15,105
死 亡	101	422	90	363
支 払 満 了	523	1,674	470	1,470
保 険 金 額 の 減 少	—	1,411	—	1,801
解 約	1,478	5,993	1,216	5,094
失 効	90	418	73	352
その他の異動による減少	4,729	22,503	2,753	18,794
年 末 現 在	69,065	274,547	68,496	267,331
(増 加 率)	(△1.3)	(△2.4)	(△0.8)	(△2.6)
純 増 加	△ 937	△ 6,702	△ 569	△ 7,215
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

③団体保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	8,375,031	3,142,401	8,263,505	3,114,385
新 契 約	57,978	16,867	20,218	35,284
更 新	8,322,536	3,178,923	7,700,470	2,865,195
復 活	11	55	10	44
中 途 加 入	531,869	371,649	526,062	417,675
保 険 金 額 の 増 加	—	39,836	—	29,473
その他の異動による増加	1,557	5,040	1,699	5,857
死 亡	18,847	4,727	17,868	4,095
満 期	8,400,817	3,223,043	8,273,144	3,178,732
脱 退	593,849	234,675	581,075	249,502
保 険 金 額 の 減 少	—	166,849	—	184,871
解 約	1,803	4,764	11,181	11,943
失 効	72	154	47	314
その他の異動による減少	10,089	6,172	4,559	9,493
年 末 現 在	8,263,505	3,114,385	7,624,090	2,828,963
(増 加 率)	(△1.3)	(△0.9)	(△7.7)	(△9.2)
純 増 加	△ 111,526	△ 28,016	△ 639,415	△ 285,421
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注)1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

該当ありません。

(7)契約者配当の状況

①2015年度の状況

団体定期保険を中心に3,924百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2016年度における契約者配当金の支払いのため、2015年度末に4,275百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2015年度末における契約者配当準備金の残高は5,275百万円となっています。

5年ごと利差配当契約における2015年度決算に基づく契約者配当の例示

2015年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類		契約年月日	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	下記以外	2013年4月1日以前	1.75%
		2013年4月2日以降	1.40%
	日本興亜生命で契約された一時払終身保険	2005年11月30日以前	1.75%
		2005年12月1日以降	1.35%
5年ごと利差配当付個人年金保険		2013年4月1日以前	1.50%
		2013年4月2日以降	1.25%

〈例1〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2006年度	10年	8,925円	241,700円	10,008,925円
2011年度	5年	3,144円	237,520円	10,003,144円

〈例2〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2006年度	10年	0円	272,100円	2,889,600円
2011年度	5年	0円	271,990円	1,444,200円

〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2006年度	10年	8,487円	249,090円	10,008,487円
2011年度	5年	3,056円	244,800円	10,003,056円

〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2006年度	10年	0円	276,080円	2,856,000円
2011年度	5年	0円	276,080円	1,428,000円

(注)1. 「経過年数」とは2016年4月1日から2017年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日以後(日本興亜生命契約の場合は契約応当日)死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差(予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%)を乗じた額となっています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

②2014年度の状況

団体定期保険を中心に3,610百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2015年度における契約者配当金の支払いのため、2014年度末に4,276百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2014年度末における契約者配当準備金の残高は4,923百万円となっています。

② 保険契約に関する指標等

(1)保有契約増加率

(単位:%)

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	4.0	2.9
個 人 年 金 保 険	△ 2.4	△ 2.6
団 体 保 険	△ 0.9	△ 9.2
団 体 年 金 保 険	—	—

(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区 分	2014年度	2015年度
新 契 約 平 均 保 険 金	5,458	4,810
保 有 契 約 平 均 保 険 金	6,082	5,842

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	11.9	10.8
個 人 年 金 保 険	2.1	2.4
団 体 保 険	0.5	1.1

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区 分	2014年度	2015年度
個 人 保 険	5.8	5.6
個 人 年 金 保 険	2.6	2.4
団 体 保 険	4.2	5.4

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) (単位:円)

2014年度	2015年度
7,271	7,439

(6) 死亡率(個人保険主契約) (単位:%)

件数率		金額率	
2014年度	2015年度	2014年度	2015年度
1.90	1.89	1.40	1.27

(7) 特約発生率(個人保険) (単位:%)

区分		2014年度	2015年度
災害死亡保障契約	件数	0.093	0.071
	金額	0.110	0.083
障害保障契約	件数	0.130	0.138
	金額	0.024	0.021
災害入院保障契約	件数	4.172	4.383
	金額	100.678	110.371
疾病入院保障契約	件数	42.770	44.860
	金額	782.277	820.795
成人病入院保障契約	件数	15.341	15.583
	金額	350.210	352.061
疾病・傷害手術保障契約	件数	20.608	22.170
	金額		
成人病手術保障契約	件数	21.308	21.639

(8) 事業費率(対収入保険料) (単位:%)

2014年度	2015年度
24.0	24.1

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2014年度	2015年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

2014年度	2015年度
2社	2社

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

2014年度	2015年度
100.0	100.0

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	2014年度	2015年度
AA以上	17.9	13.8
A以上	82.1	86.2

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

格付区分	2014年度	2015年度
AA以上	—	—
A以上	100.0	100.0

(注) 格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

(12) 未収受再保険金の額

(単位:百万円)

2014年度	2015年度
124	279

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:百万円)

2014年度	2015年度
0	—

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

	2014年度	2015年度
第三分野発生率	24.8	24.9
医療 (疾病)	25.5	25.0
がん	27.0	28.0
その他	10.2	14.7

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

{発生保険金額+保険金・給付金等支払に係る事業費など}÷{(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料)÷2}

2. (注)1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。

3. (注)1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額+対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。

4. (注)1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

5. 介護給付については、販売量が極めて少なく有意な情報ではないため「その他」に含めています。

③ 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	7,657	7,422
	災 害 保 険 金	68	177
	高 度 障 害 保 険 金	331	312
	満 期 保 険 金	22	42
	そ の 他	—	—
	小 計	8,080	7,955
年 金		110	130
給 付 金		3,487	3,471
解 約 返 戻 金		22,367	25,619
保 険 金 据 置 支 払 金		7	4
そ の 他 共 計		34,091	37,254

(2) 責任準備金明細表

(単位:百万円)

区 分		2014年度末	2015年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	1,911,847	2,043,939
	(一般勘定)	1,892,878	2,026,089
	(特別勘定)	18,969	17,850
	個 人 年 金 保 険	141,483	142,458
	(一般勘定)	141,483	142,458
	(特別勘定)	—	—
	団 体 保 険	286	248
	(一般勘定)	286	248
	(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	(一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	そ の 他	6	4
	(一般勘定)	6	4
	(特別勘定)	—	—
	小 計	2,053,623	2,186,650
(一般勘定)	2,034,654	2,168,800	
(特別勘定)	18,969	17,850	
危 険 準 備 金		26,715	28,221
合 計		2,080,338	2,214,871
(一 般 勘 定)		2,061,369	2,197,021
(特 別 勘 定)		18,969	17,850

VI.業務の状況を示す指標等

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
2014年度末	1,968,437	85,185	26,715	2,080,338
2015年度末	2,098,797	87,853	28,221	2,214,871

(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2014年度末	2015年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。

なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	9,810	6.20
1986年度～1990年度	27,555	6.20～6.25
1991年度～1995年度	96,585	4.25～6.25
1996年度～2000年度	428,662	2.00～3.10
2001年度～2005年度	570,764	1.50
2006年度～2010年度	619,138	1.50
2011年度	143,554	1.50
2012年度	112,506	1.50
2013年度	70,124	1.00
2014年度	56,845	1.00
2015年度	33,000	0.75～1.00

(注)1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	2014年度末	2015年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	20	22

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第9項第1号二に規定する率を使用しています。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
2014年度	当期首現在高	494	22	3,709	—	—	30	4,257
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	15	1	3,565	—	—	29	3,610
	当期繰入額	177	△1	4,071	—	—	29	4,276
	当期末現在高	656	20	4,216	—	—	30	4,923
		(268)	(13)	(0)	(—)	(—)	(—)	(281)
2015年度	当期首現在高	656	20	4,216	—	—	30	4,923
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	21	0	3,873	—	—	28	3,924
	当期繰入額	180	△0	4,074	—	—	21	4,275
	当期末現在高	815	19	4,417	—	—	23	5,275
		(399)	(12)	(0)	(—)	(—)	(—)	(411)

(注)()内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	7	1	△5	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上していません。
	個別貸倒引当金	34	35	1	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
役員賞与引当金		49	42	△7	役員の業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。
退職給付引当金		2,417	2,803	385	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
価格変動準備金		3,353	4,240	887	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(9) 資本金等明細表

(単位:百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資 本 金		17,250	—	—	17,250
うち既 発行株式	普 通 株 式	(27,250千株)	(—)	(—)	(27,250千株)
	計	17,250	—	—	17,250
資本剰余金	資 本 準 備 金	11,100	1,000	—	12,100
	その他資本剰余金	13,400	—	6,000	7,400
	計	24,500	1,000	6,000	19,500

(10) 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分		2014年度	2015年度
個 人 保 険	一 時 払	354,475	371,991
	年 払	3,180	3,921
	半 年 払	100,581	103,907
	月 払	2,160	2,320
	月 払	248,553	261,841
個 人 年 金 保 険	一 時 払	10,652	9,557
	年 払	—	—
	半 年 払	1,168	1,186
	月 払	42	42
月 払	9,441	8,329	
団 体 保 険		11,660	11,545
団 体 年 金 保 険		—	—
そ の 他 共 計		376,867	393,164

(11) 保険金明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度 合 計	2015年度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死 亡 保 険 金	29,489	26,325	21,384	—	4,940	—	—	0
災 害 保 険 金	221	169	168	—	1	—	—	—
高 度 障 害 保 険 金	1,152	1,821	1,474	—	347	—	—	—
満 期 保 険 金	2,870	2,864	2,864	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	33,733	31,180	25,891	—	5,288	—	—	0

(12) 年金明細表

(単位:百万円)

2014年度 合 計	2015年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
10,081	11,467	17	11,428	22	—	—	—

(13) 給付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度 合 計	2015年度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	401	390	166	224	—	—	—	—
入院給付金	10,891	11,663	11,646	1	7	—	—	7
手術給付金	8,963	9,670	9,669	0	—	—	—	—
障害給付金	8	3	3	—	0	—	—	—
生存給付金	11,861	12,242	12,242	—	—	—	—	—
一時金	160	275	275	—	—	—	—	—
その他	3,914	4,452	4,452	0	—	—	—	0
合 計	36,201	38,698	38,456	226	7	—	—	7

(14) 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

2014年度 合 計	2015年度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
98,040	93,038	91,058	1,979	—	—	—	—

(15) 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	3,802	377	2,312	1,490	60.8
建物	1,178	98	714	463	60.6
リース資産	1,859	208	1,008	851	54.2
その他の有形固定資産	764	69	589	175	77.0
無形固定資産	5,065	95	5,065	—	100.0
ソフトウェア	5,065	95	5,065	—	100.0
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	8,867	472	7,377	1,490	83.1

(16) 事業費明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
営業活動費	31,737	37,173
営業管理費	4,717	4,300
一般管理費	53,853	53,298
合 計	90,309	94,773

(注) 一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(2014年度:348百万円、2015年度:378百万円)を含んでいます。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(17)税金明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 税	916	844
消 費 税	287	359
地 方 法 人 特 別 税	504	361
印 紙 税	124	123
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	0	—
地 方 税	815	1,047
地 方 消 費 税	74	94
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	653	867
固 定 資 産 税	13	11
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	73	74
そ の 他 の 地 方 税	0	—
合 計	1,732	1,892

(18)リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
取 得 価 額 相 当 額	200	173
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	167	169
期 末 残 高 相 当 額	32	4

(注)取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未 経 過 リ ー ス 料 期 末 残 高 相 当 額	28	4	32	4	—	4

(注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③支払リース料および減価償却費相当額

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支 払 リ ー ス 料	38	28
減 価 償 却 費 相 当 額	38	28

④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
							(期間の定めのないものを含む)	
2014年度末	リース債務	174	213	76	—	—	—	464
2015年度末	リース債務	294	468	209	—	—	—	972

④ 資産運用に関する指標等

(1)資産運用の概況

①2015年度の資産の運用概況

P.23~24をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	32,195	1.4	42,989	1.8
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	2,137,903	94.8	2,286,749	94.6
公 社 債	1,965,041	87.1	2,052,066	84.9
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	172,861	7.7	234,682	9.7
公 社 債	172,861	7.7	234,682	9.7
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	36,414	1.6	37,406	1.5
保 険 約 款 貸 付	36,414	1.6	37,406	1.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	540	0.0	463	0.0
繰 延 税 金 資 産	5,032	0.2	—	—
そ の 他	44,151	2.0	49,840	2.1
貸 倒 引 当 金	△41	△0.0	△37	△0.0
合 計	2,256,195	100.0	2,417,412	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	146,814	6.5	218,315	9.0

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

□資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	△ 4,958	10,794
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	166,642	148,845
公 社 債	92,704	87,025
株 式	△ 2,180	—
外 国 証 券	76,118	61,820
公 社 債	76,118	61,820
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	741	992
保 険 約 款 貸 付	741	992
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	△ 86	△ 76
繰 延 税 金 資 産	△ 8,715	△ 5,032
そ の 他	1,573	5,689
貸 倒 引 当 金	2	3
合 計	155,200	161,216
う ち 外 貨 建 資 産	76,505	71,501

(2)運用利回り

(単位:%)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	0.02	0.02
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	1.94	1.96
う ち 公 社 債	1.85	1.89
う ち 株 式	813.69	—
う ち 外 国 証 券	2.28	2.68
貸 付 金	3.19	3.03
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	1.85	1.86

(注)利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。



(3) 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
現預金・コールローン	35,783	41,257
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	2,005,621	2,134,440
うち 公 社 債	1,879,057	1,944,536
うち 株 式	154	0
うち 外 国 証 券	126,410	189,903
貸 付 金	36,071	36,776
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	577	507
一 般 勘 定 計	2,138,011	2,271,193
うち 海 外 投 融 資	126,410	189,903

(4) 資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
利息及び配当金等収入	38,028	40,209
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	2,081	3,231
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為 替 差 益	0	50
貸倒引当金戻入額	0	—
そ の 他 運 用 収 益	0	—
合 計	40,112	43,490

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
支 払 利 息	65	78
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	133	572
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	250	545
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	0
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	40	54
合 計	488	1,251

(6)利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
預 貯 金 利 息	—	—
有価証券利息・配当金	36,871	39,090
公 社 債 利 息	33,961	34,782
株 式 配 当 金	1	—
外国証券利息配当金	2,908	4,308
貸 付 金 利 息	1,149	1,113
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	38,028	40,209

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 債 等 債 券	796	2,096
株 式 等	1,255	—
外 国 証 券	29	1,134
そ の 他 共 計	2,081	3,231

(8) 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
国 債 等 債 券	74	175
株 式 等	—	—
外 国 証 券	58	397
そ の 他 共 計	133	572

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	1,589,366	74.3	1,683,707	73.6
地 方 債	59,660	2.8	56,254	2.5
社 債	316,014	14.8	312,104	13.6
うち公社・公団債	126,402	5.9	139,387	6.1
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	172,861	8.1	234,682	10.3
公 社 債	172,861	8.1	234,682	10.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	2,137,903	100.0	2,286,749	100.0

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	2014 年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	36,970	91,518	169,750	178,762	229,080	1,431,820	2,137,903
国 債	14,297	34,983	52,516	112,008	107,134	1,268,424	1,589,366
地 方 債	4,363	602	1,058	—	999	52,636	59,660
社 債	12,799	48,480	74,673	29,149	49,290	101,621	316,014
株 式						0	0
外 国 証 券	5,509	7,451	41,502	37,605	71,655	9,136	172,861
公 社 債	5,509	7,451	41,502	37,605	71,655	9,136	172,861
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	2015 年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
有 価 証 券	38,297	107,566	189,126	158,486	206,436	1,586,835	2,286,749
国 債	20,379	33,984	81,792	82,286	108,023	1,357,240	1,683,707
地 方 債	600	—	1,048	—	999	53,605	56,254
社 債	15,912	52,874	61,966	30,671	28,890	121,789	312,104
株 式						0	0
外 国 証 券	1,405	20,707	44,319	45,528	68,523	54,199	234,682
公 社 債	1,405	20,707	44,319	45,528	68,523	54,199	234,682
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区 分	2014 年度末	2015 年度末
公 社 債	1.90	1.88
外 国 公 社 債	2.58	2.67



(15)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区 分		2014年度末		2015年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-
製 造 業	食 料 品	-	-	-	-
	織 維 製 品	-	-	-	-
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	-
	化 学	-	-	-	-
	医 薬 品	-	-	-	-
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	-
	ゴ ム 製 品	-	-	-	-
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	-
	鉄 鋼	-	-	-	-
	非 鉄 金 属	-	-	-	-
	金 属 製 品	-	-	-	-
	機 械	-	-	-	-
	電 気 機 器	-	-	-	-
	輸 送 用 機 器	-	-	-	-
精 密 機 器	-	-	-	-	
そ の 他 製 品	-	-	-	-	
電 気 ・ ガ ス 業		-	-	-	-
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	-
	海 運 業	-	-	-	-
	空 運 業	-	-	-	-
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連	-	-	-	-
	情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-
商 業	卸 売 業	-	-	-	-
	小 売 業	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	-	-	-	-
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	-	-	-	-
	保 険 業	-	-	-	-
	そ の 他 金 融 業	0	100.0	0	100.0
不 動 産 業		-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	-	-
合 計		0	100.0	0	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
保 険 約 款 貸 付	36,414	37,406
契 約 者 貸 付	32,260	33,438
保 険 料 振 替 貸 付	4,153	3,968
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国 際 機 関・ 政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	36,414	37,406

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	当 期 首 高 残	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高 残	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
2014年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	626	44	—	130	540	632	53.9
	リ ー ス 資 産	426	149	0	184	391	802	67.2
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	175	29	2	69	133	530	79.8
	合 計	1,228	223	2	384	1,065	1,964	64.8
2015年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	540	31	9	98	463	714	60.6
	リ ー ス 資 産	391	670	0	208	851	1,008	54.2
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	133	111	0	69	175	589	77.0
	合 計	1,065	813	11	377	1,490	2,312	60.8

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区 分	2014 年度末	2015 年度末
不 動 産 残 高	540	463
営 業 用	540	463
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24)固定資産等処分益明細表

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区 分	2014 年度	2015 年度
有形固定資産	2	11
土地	—	—
建物	—	9
リース資産	0	0
その他	2	0
無形固定資産	—	—
その他	—	0
合計	2	11

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2014 年度末		2015 年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	145,577	84.2	216,405	92.2
株式	—	—	—	—
現預金・その他	58	0.0	102	0.0
小計	145,635	84.2	216,507	92.2

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	2014 年度末		2015 年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	27,284	15.8	18,276	7.8
小計	27,284	15.8	18,276	7.8

ニ.合計

(単位:百万円、%)

区 分	2014 年度末		2015 年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	172,920	100.0	234,784	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	外 国 証 券						非 居 住 者 貸 付		
	公 社 債		株 式 等		金 額	占 率	金 額	占 率	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	
2014年度末	北 米	91,600	53.0	91,600	53.0	—	—	—	—
	ヨーロッパ	50,291	29.1	50,291	29.1	—	—	—	—
	オセアニア	9,931	5.7	9,931	5.7	—	—	—	—
	アジア	19,069	11.0	19,069	11.0	—	—	—	—
	中南米	1,011	0.6	1,011	0.6	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	956	0.6	956	0.6	—	—	—	—
合 計	172,861	100.0	172,861	100.0	—	—	—	—	
2015年度末	北 米	106,206	45.3	106,206	45.3	—	—	—	—
	ヨーロッパ	61,860	26.4	61,860	26.4	—	—	—	—
	オセアニア	10,475	4.5	10,475	4.5	—	—	—	—
	アジア	52,027	22.2	52,027	22.2	—	—	—	—
	中南米	2,201	0.9	2,201	0.9	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	1,910	0.8	1,910	0.8	—	—	—	—
合 計	234,682	100.0	234,682	100.0	—	—	—	—	

③外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	104,630	71.8	157,822	72.9
ユ ー ロ	29,691	20.4	51,621	23.8
オーストラリアドル	7,666	5.3	7,063	3.3
英 ポ ン ド	3,647	2.5	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	145,635	100.0	216,507	100.0

(28)海外投融資利回り

(単位:%)

2014年度	2015年度
2.28	2.68

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高	摘 要
会 員 権 等	17	—	—	—	17	
そ の 他	35	23	20	—	39	
合 計	53	23	20	—	56	

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

⑤ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿 価額	時価	差損益			帳簿 価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	1,241,774	1,428,694	186,919	186,919	—	1,221,145	1,555,133	333,988	333,988	—
責任準備金対応債券	75,497	78,479	2,981	3,005	24	143,026	168,786	25,760	25,760	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	752,786	820,630	67,843	68,012	168	829,866	922,576	92,710	94,444	1,733
公 社 債	604,413	652,277	47,863	47,947	84	611,594	687,894	76,300	76,372	72
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	148,372	168,352	19,980	20,064	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
公 社 債	148,372	168,352	19,980	20,064	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,070,059	2,327,803	257,744	257,937	193	2,194,038	2,646,496	452,458	454,192	1,733
公 社 債	1,917,178	2,154,899	237,721	237,829	108	1,975,766	2,411,814	436,048	436,120	72
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	152,881	172,904	20,023	20,108	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
公 社 債	152,881	172,904	20,023	20,108	84	218,271	234,682	16,410	18,071	1,661
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
合 計	0	0

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

① 差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	2,141	—	—	—	2,141
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合計	—	2,141	—	—	—	2,141

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連2,141百万円)は、損益計算書に計上されています。

② 金利関連

該当ありません。

③ 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	2014年度末			2015年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約 売建								
	米ドル(対円)	41,039	—	△950	△950	68,245	—	2,173	2,173
	ユーロ(対円)	27,858	—	873	873	47,837	—	△31	△31
	合計				△76				2,141

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④ 株式関連

該当ありません。

⑤ 債券関連

該当ありません。

⑥ その他

該当ありません。

VII. 保険会社の運営

① リスク管理の体制

P.46～49をご覧ください。

② 法令遵守の体制

P.36～38をご覧ください。

③ 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

1. 責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取組みを行っています。

■ 平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。)

■ 第三分野保険におけるストレス・テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施したうえで、経理財務部とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■ 保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2. 負債十分性テスト、ストレス・テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかなどといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取組みを行っています。

■ 過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

■ 危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

3. 第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの結果(2015年度末決算期)

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2015年度末において、危険準備金として392百万円の積立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、保険料積立金の追加積立ではありませんでした。

4 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)

P.27をご覧ください。

5 個人データ保護について

P.40～45をご覧ください。

6 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、本基本方針を定めています。

1. 取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、「損保ジャパン日本興亜グループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を踏まえ、次に掲げる取組基本方針にもとづき対応します。

<1>組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役員等の安全を確保します。

<2>反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶します。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行います。

<3>裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

<4>外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

<5>有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

2. 対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から統括管理部署および責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

<1>反社会的勢力との関係遮断

<2>反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備

<3>対応態勢を整備し、維持・向上させるための取組

<4>経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不当要求への対応

<5>社内規程・対応マニュアル等の整備と継続的な研修活動の実施

VIII. 特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
	金 額	金 額
個人変額保険	21,952	20,642
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	21,952	20,642

② 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績(2015年4月～2016年3月)

①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、期初は米国を中心とした良好な企業業績や買収・合併のニュースなどから上昇しました。その後、米国の金融政策に対する不透明感や中国を初めとした世界経済の減速懸念などから株式市場は下落しました。期末にかけては米国の良好な経済指標を受け、景気減速に対する過度な懸念が後退したことや、欧州の追加金融緩和の実施などから反発しましたが、インデックスは8.0%の下落となりました。

②株式型

国内株式市場は、上期は好調な企業業績や円安を背景に、TOPIXは2007年来の高水準となりましたが、8月に中国の景気鈍化懸念からリスク回避の動きが強まり、株価は下落しました。その後、中国株の下げが止まったことや、再び円安基調に転じたことから株価は反発しました。2016年に入ると地政学リスクの高まりから再びリスク回避の動きとなり、更に日銀のマイナス金利導入により市場に動揺を与えたことで円高株安が進みました。年度でインデックスは10.2%の下落となりました。

③総合型

国内債券市場は、国債大量買入れを含む金融緩和策が続くなか、マイナス金利導入により大きく上昇(金利は低下)しました。一方で、国内株式市場は景気鈍化懸念により下落し、円高の進行により、外国株式・外国債券はマイナスとなりました。全体では国内債券の大幅上昇により、インデックスは1.0%の上昇となりました。

※各特別勘定の運用方法(運用の基本的性格)

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組み入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX(東証株価指数)を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

③ 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1)保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変 額 保 険 (有 期 型)	54	215	48	173
変 額 保 険 (終 身 型)	12,086	80,607	11,752	74,081
合 計	12,140	80,822	11,800	74,254

(2)年度末資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	1,825	8.3	1,948	9.4
有 価 証 券	19,916	90.7	18,473	89.5
公 社 債	5,842	26.6	5,973	28.9
株 式	7,886	35.9	6,996	33.9
外 国 証 券	6,187	28.2	5,504	26.7
公 社 債	1,509	6.9	1,234	6.0
株 式 等	4,678	21.3	4,269	20.7
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	210	1.0	220	1.1
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	21,952	100.0	20,642	100.0

VIII. 特別勘定に関する指標等

(3) 運用収支状況

(単位:百万円)

区 分	2014年度	2015年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	358	390
有価証券売却益	953	606
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	2,170	483
為替差益	13	23
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	110	360
有価証券償還損	0	3
有価証券評価損	113	1,934
為替差損	9	27
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	—	—
収支差額	3,261	△822

(4) 有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	19,916	2,056	18,473	△1,450

② 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③ デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

・ 個人変額年金保険

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

Ⅰ 生命保険会社のディスクロージャーについて

ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がなされることとなります。

なお、生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日～3月31日）ごとにディスクロージャー誌（「〇〇生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。

生命保険会社のディスクロージャー誌

◎ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

（ディスクロージャー誌の主な内容）

- ・会社の概況…沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ・業務の内容…主要な業務の内容、経営方針など
- ・事業の概況…商品一覧、営業職員代理店体制、公共福祉活動など
- ・財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー・マージン比率、有価証券等の時価情報など
- ・業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ・会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人データ保護についてなど

◎ディスクロージャー誌をご覧になるには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社・支社・営業所・事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

Ⅱ 主な経営指標

1. 契約業績の指標

◎契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険…死亡時の支払金額等の総合計額	} 合計額
個人年金保険…	
年金支払開始前の契約:年金支払開始時における年金原資の額	
年金支払開始後の契約:責任準備金の額	
団体年金保険…責任準備金の額	

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります（例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分を参照してください）。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表として掲載しています。

◎年換算保険料

個人保険・個人年金保険とその合計、さらに医療・介護分野（第三分野といわれます。）に関して、それぞれの保有契約・新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の支払い方法には、毎月支払う月払いの他に、年払いや契約当初に全額を一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額（個人保険の場合）である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品もさまざまに生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療・がん・介護または個人年金といった、被保険者が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があります。これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせてお読みになることが有効です。

2. 収益性の指標

◎基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。）と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収支（利差）に対応する収益などを表しています。

◎利差(順ざや／逆ざや)

予定利率により見込んでいた運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

◎運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益－資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額(帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの)で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り(％)} = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

3. 健全性の指標

◎ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることとなります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。なお、平成23年度決算からは、信頼性の一層の向上の観点から、分子・分母の算出基準の一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされています。同時に単体ベースに加え、保険会社又は保険持株会社グループに対する連結ベースのソルベンシー・マージン比率も導入されています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◎実質資産負債差額(＝実質純資産額)

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

◎含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子(ソルベンシー・マージン総額)に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的および有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

◎変額保険・変額年金保険の最低保証に係る一般勘定への責任準備金の繰入・戻入

変額保険・変額年金保険とは、運用実績によって受け取ることができる死亡保険金額や年金額が変わる保険商品です。運用実績が悪化した場合でも、運用期間中の死亡保険金や解約返戻金、運用期間終了時の運用資産額、年金受取額の総額等をあらかじめ定めた最低保証額として保険会社によりてん補される特徴を有する保険商品があります。この特徴を変額保険・変額年金保険の最低保証といえます。

最低保証に係る一般勘定の責任準備金とは、保険会社が変額保険・変額年金保険等の将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて積み立てている準備金です。最低保証に係る一般勘定の責任準備金を繰り入れた場合は基礎利益を減少させる要因に、また、最低保証に係る一般勘定の責任準備金を戻し入れた場合は基礎利益を増加させる要因となります。

4. その他

◎一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野(厚生年金基金保険、国民年金基金保険等)においても、一部特別勘定を設けています。

◎税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金(未払税金)として資産(負債)計上される場合には繰延税金資産(負債)として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減(「その他有価証券」にかかわるものは除く)を法人税等調整額として損益計算書に表示します(繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます)。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

用語解説

貸借対照表

(資産の部)	
1	現金及び預貯金 現金 預貯金
2	コールローン
3	買現先勘定
4	債券貸借取引支払保証金
5	買入金銭債権
6	商品有価証券
7	金銭の信託
8	有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券
9	貸付金 保険約款貸付 一般貸付
10	有形固定資産 土地 建物 リース資産 建物仮勘定 その他の有形固定資産
11	無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産
12	代理店貸
13	再保険貸
14	その他資産 未収金 前払費用 未収収益 預託金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 保管有価証券 金融派生商品 金融商品等差入担保金 仮払金 リース投資資産 その他の資産
15	前払年金費用
16	繰延税金資産
17	再評価に係る繰延税金資産
18	支払承諾見返
19	貸倒引当金 (控除項目として計上)
資産の部合計	

(負債の部)	
20	保険契約準備金 支払備金 責任準備金 契約者配当準備金
21	代理店借
22	再保険借
23	短期社債
24	社債
25	新株予約権付社債
26	その他負債 売現先勘定 債券貸借取引受入担保金 借入金 未払法人税等 未払金 未払費用 前受収益 預り金 預り保証金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 借入有価証券 売付有価証券 金融派生商品 金融商品等受入担保金 リース債務 資産除去債務 仮受金 その他の負債
27	退職給付引当金
28	役員退職慰労引当金
29	価格変動準備金
30	金融商品取引責任準備金
31	繰延税金負債
32	再評価に係る繰延税金負債
33	支払承諾
負債の部合計	

(純資産の部)	
34	資本金
35	新株式申込証拠金
36	資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金
37	利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 海外投資等損失引当金 退職手当積立金 社会厚生事業増進積立金 不動産圧縮積立金 別途積立金 〇〇積立金 繰越利益剰余金
38	自己株式
39	自己株式申込証拠金
株主資本合計	
40	その他有価証券評価差額金
41	繰延ヘッジ損益
42	土地再評価差額金
評価・換算差額等合計	
43	新株予約権
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

損益計算書

(経常損益)	
1	経常収益
2	保険料等収入 保険料 再保険収入
3	資産運用収益 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 商品有価証券運用益 金銭の信託運用益 売買目的有価証券運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 金融派生商品収益 為替差益 貸倒引当金戻入額 その他運用収益 特別勘定資産運用益
4	その他経常収益 年金特約取扱受入金 保険金据置受入金 その他の経常収益
5	経常費用
6	保険金等支払金 保険金 年金 給付金 解約返戻金 その他返戻金 再保険料
7	責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 契約者配当金積立利息繰入額
8	資産運用費用 支払利息 商品有価証券運用損 金銭の信託運用損 売買目的有価証券運用損 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 貸倒引当金繰入額 貸付金償却 賃貸用不動産等減価償却費 その他運用費用 特別勘定資産運用損
9	事業費
10	その他経常費用 保険金据置支払金 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他の経常費用
11	経常利益(又は経常損失)

(特別損益)	
12	特別利益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 負ののれん発生益 その他特別利益
13	特別損失 固定資産等処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失
14	契約者配当準備金繰入額
15	税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)
16	法人税及び住民税
17	法人税等調整額
18	法人税等合計
19	当期純利益 (又は当期純損失)

貸借対照表の用語

資産の部

1 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

2 コールローン

他の金融機関に対して行う短期間(1日~2週間程度)の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として差し入れた額を計上します。

5 買入金銭債権

下記「8 有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマースルーパー(CP)や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

6 商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7 金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のごとです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8 有価証券(国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券)

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9 貸付金(保険約款貸付・一般貸付)

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10 有形固定資産(土地・建物・リース資産・建設仮勘定・その他の有形固定資産)

有形固定資産には、土地、建物、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、リース資産とはリース物件・リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のごとです。その他の有形固定資産とは、有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

11 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

12 代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金(着金)されていない場合などに発生します。

13 再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権(未収金額)の総額です。

14 その他資産(未収金・未収収益・預託金・金融派生商品など)

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃賃料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

*金融派生商品(資産の部)

金融派生商品(デリバティブ)取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産・負債にそれぞれ表示します。

15 前払年金費用

年金財政計算による年金掛金が退職給付費用を超過する状態が継続することにより、年金資産の額が企業年金制度にかかる退職給付債務(退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額)に当該企業年金制度にかかる未認識過去勤務債務(退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分を過去勤務債務といい、このうち費用として処理されていないものこと)および未認識数理計算上の差異(年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実際の差異および見積数値の変更などにより発生した差異を数理計算上の差異といい、このうち費用として処理されていないものこと)を加減した額を超える場合には、当該超過額は退職給付債務から控除することはできないので、前払年金費用として処理します。これは、企業年金制度の掛金計算に用いられる財政方式と退職給付費用の計算方式は異なりますが、長期間を経て従業員に給付する時点では一致することになるため、経過勘定としての前払年金費用として処理します。

16 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

17 再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合、税効果相当額を計上します。

18 支払承諾見返

(「33 支払承諾」の解説をご参照ください)

19 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部**20 保険契約準備金**

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、契約者配当準備金があります。

*支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由がすでに発生したと考えられる金額についても、支払備金に積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

*契約者配当準備金

契約者配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

21 代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

22 再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

23 短期社債

自社の発行した短期社債の額を計上します。

24 社債

自社の発行した社債の額を計上します。

25 新株予約権付社債

株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

26 その他負債（債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品、リース債務など）

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金や、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。

*金融派生商品（負債の部）

（「金融派生商品（資産の部）」の解説をご参照ください）

*債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引（レボ取引）により担保として受け入れた額を計上します（「債券貸借取引支払保証金」の解説をご参照ください）。

27 退職給付引当金

退職給付債務の額に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。

28 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、会社の役員（取締役・監査役・執行役など）に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

29 価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

30 金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第48条の3第1項の規定にもとづき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

31 繰延税金負債

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

32 再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合、税効果相当額を計上します（「土地評価差額金」の解説をご参照ください）。

33 支払承諾

生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもとづき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権（代わって弁済したお金を返してもらう権利）を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部**34 資本金**

保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

35 新株式申込証拠金

決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

36 資本剰余金

資本剰余金とは、株主などからの出資額（または負担額）のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

37 利益剰余金

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。

*利益準備金

会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。

*任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。

*繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金および任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期末処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

38 自己株式

株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

39 自己株式申込証拠金

自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

40 その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

41 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益または評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

42 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

43 新株予約権

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金または資本準備金に振替えます。

損益計算書の用語

経常損益

1 経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

2 保険料等収入（保険料・再保険収入）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

3 資産運用収益（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

*商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」(次ページ)に計上します。

*売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずるすべての損益(売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等)を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。

・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。

・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。

*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額(金利調整差額を除く)を計上します。

*金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算したときに円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目(「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」)に含まれています。

*貸倒引当金戻入額

(「貸倒引当金繰入額」の解説をご参照ください)

*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずるすべての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

4 その他経常収益（保険金据置受入金等）

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客さまによっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します(「保険金据置支払金」の解説をご参照ください)。

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金繰入額」の解説をご参照ください)。

*支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します(「責任準備金繰入額」の解説をご参照ください)。

5 経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

6 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

7 責任準備金等繰入額

(支払備金繰入額、責任準備金繰入額、契約者配当金積立利息繰入額)

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。損益計算書の表示は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

8 資産運用費用（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金

利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。

***商品有価証券運用損**

(「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください)

***金銭の信託運用損**

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

***売買目的有価証券運用損**

(「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください)

***有価証券売却損**

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します(「有価証券売却益」の解説をご参照ください)。

***有価証券評価損**

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。

有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券評価損:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。

・株式等評価損:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。

・外国証券評価損:外国証券から発生する評価損を計上。

***有価証券償還損**

公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額(金利調整差額を除く)を計上します。

***金融派生商品費用**

(「金融派生商品収益」の解説をご参照ください)

***為替差損**

(「為替差益」の解説をご参照ください)

***貸倒引当金繰入額**

資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額(繰入金額)から前期に計上した金額(戻入金額)を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当勘定の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として計上します。

***貸付金償却**

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

***賃貸用不動産等減価償却費**

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き)のうち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

***その他運用費用**

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、(1)投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、(2)投資用不動産に係る費用のうち、a)賃借料等、b)登記手数料、c)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

***特別勘定資産運用損**

(「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください)

9 事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10 その他経常費用

主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係るものは資産運用費用に計上します。

***保険金据置支払金**

保険金、給付金を生命保険会社に据置している場合、受取人からの請

求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置する場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

***税金**

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。

***減価償却費**

減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。

***退職給付引当金繰入額**

退職給付引当金の前期末・当期末の差額を計上します。

11 経常利益(又は経常損失)

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

***固定資産等処分益**

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生することから、特別利益の中に含めています。

***保険業法第112条評価益**

保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、監督当局の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

13 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

***固定資産等処分損**

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害・盗難による損失、および累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。

***減損損失**

固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。

***価格変動準備金繰入額**

価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します(「価格変動準備金」の解説もご参照ください)。

***金融商品取引責任準備金繰入額**

金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します。

***不動産圧縮損**

法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換・換地・買換・取用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減

額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金(利益金)処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14 契約者配当準備金繰入額

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

15 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります(株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っていません)。

16 法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

17 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末で比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

18 法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額の合計金額です。

19 当期純利益(又は当期純損失)

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

その他の用語

1 標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式

予定死亡率:(公社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したものの
平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する
保険契約…生保標準生命表1996(死亡保険用、年金開始後用)に基づく予定死亡率
平成19年4月1日以降締結する保険契約…生保標準生命表2007(死亡保険用、年金開始後用)・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

予定利率:平成11年3月31日までに締結した保険契約…年2.75%
平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに
締結した保険契約……………年2.00%
平成13年4月1日以降平成25年3月31日までに
締結した保険契約……………年1.50%
平成25年4月1日以降締結する保険契約……年1.00%

2 責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」の解説を参照してください)、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

3 再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

4 格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が異なります。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

5 三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差(死差)」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。

「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

6 エンベディッド・バリュー(EV)

エンベディッド・バリューとは、一般的に株主価値の一部であり、「修正純資産」(純資産の部に資産の含み損益や負債中の内部留保等を加えたもの)と「保有契約価値」(保有契約から将来生じる利益の現在価値)を合計した額です。

なお、エンベディッド・バリューの計算は、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだものであることに留意する必要があります。

7 金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続(ADR)のことです。お客さまが、生命保険会社等の金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができます。

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。なお、ディスクロージャー誌には、指定紛争解決機関の商号又は名称等、金融ADR制度への対応内容に関して記載する必要があります。

本冊子では、特段の注記などがないかぎり、2010年度(平成22年度)以前は、損保ジャパンひまわり生命(存続会社)の数値を、2011年度(平成23年度)は、2011年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命の数値および2011年10月～2012年3月の損保ジャパン日本興亜ひまわり生命(当時：NKSJひまわり生命)の数値を記載しています。

「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2016」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 経営企画部

2016年7月発行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

TEL.03-6742-3111(代表)

URL <http://www.himawari-life.co.jp/>

